

国際人権文書

配布 一般

HRI/GEN/2/Rev.6

2009年6月3日

原語：英語

国際人権条約の締約国により提出された報告書の形式および内容に関する指針集

事務総長報告書

決議 52/118 および 53/138 において、総会は事務総長に対して、人権委員会、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会、児童の権利委員会、拷問禁止委員会によって発行された、締約国が提出する報告書の形式および内容に関する指針を、一冊の本に編集することを要請した。この編集は、この要請に従って用意され定期的に更新される。上記機関によって発行された指針に加えて、更新された編集は、移住労働者委員会に提出される指針、および共通の核となる文書に関する指針を含む、国際人権条約の下での報告書に関する調和された指針を含む。

目次

章

- I. 核となる文書および条約固有の文書に関する指針を含む、国際人権条約の下の報告に関する調和された指針
- II. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会
- III. 人権委員会
- IV. 人種差別撤廃委員会
- V. 女性差別撤廃委員会
- VI. 拷問禁止委員会
- VII. 児童の権利委員会
- VIII. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
- IX. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
- X. 移住労働者委員会
条約第 73 条の下、締約国によって提出された最初の報告の指針
条約第 73 条の下、締約国によって提出された定期報告の指針

第 I 章

核となる文書および条約固有の文書に関する指針を含む、国際人権条約の下の報告に関する調和された指針 *

指針の目的

1. これら指針は、以下に基づいて、締約国の報告義務の遂行において締約国の手引となるものである：

- ・人権委員会（CCPR）に対して報告を行う、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 40 条
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（CESCR）に対して報告を行う、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 16 および 17 条
- ・人種差別撤廃委員会（CERD）に対して報告を行う、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第 9 条
- ・女子差別撤廃委員会（CEDAW）に対して報告を行う、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第 18 条
- ・拷問禁止委員会（CAT）に対して報告を行う、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第 19 条
- ・児童の権利に関する委員会（CRC）に対して報告を行う、児童の権利に関する条約第 44 条
- ・移住労働者委員会（CMW）に対して報告を行う、すべての移住労働者およびその家族の権利保護に関する国際条約第 73 条

これら指針は、たとえ国家が、条約機関への報告書を準備する際に、これら報告書に記されている情報を審議することを望むとしても、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書第 8 条および児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第 12 条に基づいて国家により用意される最初の報告書には、適用されない。

2. 各人権条約の締約国は、規定に従い（添付資料 1 に載録）、条約に確認されている権利の享受を達成するために採用した、立法、司法、行政あるいはその他の措置を含む、措置に関して、最初のおよび定期報告書の提出を関連条約機関に行う。

3. この調和された指針に従って提出される報告書は、国家の国際人権義務のより広範な文脈内で設定された、関連条約の履行についての完全な理解を各条約機関および締約国が

* 2006 年 5 月 10 日に発行された文書 HRI/MC/2006/3 に含まれる。

得ること、および他の条約機関との協力において、各委員会が実施可能な範囲内での統一の枠組を提供することを可能にするものである。

4. 調和された指針は、時宜に適った方法でまた情報の不必要な重複の回避を含む、効果的な方法で、報告義務を遂行する国家の能力を強化することを目的とする。指針はまた、次の方法による、条約監視制度の効果の改善を目的とする：

(a) 委員会に提出された報告書の審議においてすべての委員会による一貫したアプローチを促進すること；

(b) 平等な基準に基づいて、すべての締約国における人権に関する状況を審議する各委員会を助けること、さらに；

(c) 報告書の審議前に追加情報を要請する委員会のニーズを軽減すること。

5. 適切と考えられる場合には、また各条約の規定に従い、各条約機関は、条約の履行を再検討するその職務権限を遂行する目的のために、締約国からの追加の情報を要請することができる。

6. 調和された指針は3つの節に区分される。第I節と第II節は、あらゆる条約機関への提出のために用意されるすべての報告書に適用され、報告過程への推奨されるアプローチと報告書の推奨される形式それぞれへの、一般的な指針を提供する。第III節は、報告書の内容に関する国家への指針、すなわちすべての条約機関に提出される共通の核となる文書および各条約機関に提出される条約固有の文書を提供する。

I. 報告過程

報告の目的

7. これら指針に記されている報告制度は、調整され簡素化された過程を通じての、国家が当事国であるすべての国際人権条約の下での報告義務を国家が満たすことのできる、一貫した枠組を提供することを意図するものである。

条約への取組

8. 報告過程は、国家が締約国である条約に定められている権利を尊重し、保護しまた実行することについての国家の継続する取組における基本的な要因を構成する。この取組は、世界人権宣言および国際人権文書において定められ、またそれらの普遍的また効果的な確認および遵守を確実にする、国内および国際的な措置による、権利および自由の尊重を促

進するすべての国家の義務についてのより広範な枠組内で検討されなければならない。

国内レベルでの人権の履行についての再検討

9. 締約国は、条約機関に対する報告書の準備の過程を国際的な義務の実行の観点のみならず、政策計画および履行の目的での、自らの管轄権内での人権の保護についての状況の評価の機会として見なさなければならない。報告準備過程はしたがって、各締約国に対して次の機会を提供する：

- (a) 締約国である関連する国際人権条約の規定と国内法および政策を調和させるために取った措置についての包括的な再検討を行うこと；
- (b) 一般的な人権の促進の文脈において、条約に定められた権利の享受の促進においてなされた進捗状況を監視すること；
- (c) 条約の履行に対する国のアプローチにおける問題および欠点を特定すること；さらに
- (d) これら目的を達成するために、適切な政策を計画し策定すること。。

10. 報告過程は、国内のレベルでは、政府の政策の公的な精査および、関連する条約により保護されるすべての権利による享受を前進させる目的で、協力および相互尊重の精神において行われる市民社会の関連する主体との建設的な関与を奨励しまた促進しなければならない。

国際レベルでの建設的対話のための基礎

11. 報告過程は、国際的なレベルでは、国家および条約機関の間の建設的対話の基礎を創り出す。条約機関は、これら指針の提供において、国際人権文書の効果的な国内の実施の涵養における自らの支援的な役割を強調したい。

データの収集と報告書の起草

12. すべての国家は、少なくとも主要な国際人権条約の1つの締約国であり、その履行は独立した条約機関によって監視され（第1項を参照）、75%以上が4つ以上の締約国である。その結果、すべての国家が実行する報告義務を負い、各条約機関への報告への調整されたアプローチの採用から便益を受けるべきである。

13. 国家は、報告の準備のための適切な制度上の枠組の設定を考慮すべきである。これら制度上の構造—省庁間の起草委員会および/あるいは関連政府局内の報告に関するフォー

カル・ポイントを含みうる一が国際人権文書、および適切な場合には、関連国際条約（例えば、国際労働機関および国際連合教育科学文化機関の条約）の下の国家の報告義務のすべてを支援でき、並びに条約機関の最終所見のフォローアップを調整する効果的なメカニズムを提供できる。このような構造は、すでに存在した恒久的な基盤で設立される、統治の準国家的なレベルの関与を許容するものでなければならない。

14. このような性質の制度構造は、例えば国際的な会議やサミットに関してフォローアップを行い、ミレニアム開発目標の履行を監視するなど、他の報告の取組をも支援することができる。そのような報告のために集積されまた纏められた情報の大部分は、条約機関への国家の報告の準備に役立つであろう。

15. このような制度構造は、包括的および継続する方法で、人権の履行に関連するすべての統計および他のデータの（関連する省庁および政府の統計局からの）集積のための効果的な制度を発展させる。国家は、女性の地位向上局（DAW）と共同する国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）からの技術支援並びに関連する国際連合の機関から便益を受ける。

定期性

16. 関連条約の条項に従い、各締約国は、条約が報告を行う国に対して発効した後の、特定の期間内に、条約規定を実施するための、適切なあるいは取られた措置についての最初の報告書を提出することに同意する。その後、締約国は、各条約規定に従い、報告期間の間になされた進捗状況に関して、さらなる報告書を定期的に提出することを要請される。報告の定期性は条約ごとに異なる。

17. 改正された報告制度の下の報告書は2つの部分により構成される：共通の核となる文書と条約固有の文書である。条約の多様な定期性の要請に従い、様々な条約の下での報告書の提出は同時期の期限とはならないであろう。しかしながら国家は、時宜に適った方法であることにとどまらず、しかし可能な限り様々な報告書の間で遅延なく、報告書を提出する目的で関連する条約機関との協議において、報告書の準備を調整することができる。このことは、国家が様々な条約機関によって求められる情報を共通の核となる文書において提出することの十分な利益を得られることを確実にするであろう。

18. 国家はその共通の核となる文書を常に最新なものとしておかなければならない。国家は条約固有の文書を提出する時にはいつでも、共通の核となる文書を更新するように取り組まなければならない。更新が必要でないと考えられる場合には、条約固有の文書にそ

の旨が記されなければならない。

II. 報告の形式

19. 国家における状況の理解において条約機関を支援することに関連する、と国家が見なす情報は、明確かつ項目が配列された方法で提示されなければならない。たとえ国家が、報告に反映されることを必要とする複雑な憲法上の取極を有していることが理解されとしても、報告は過度な長さとなるべきではない。可能であれば共通の核となる文書は 60—80 頁を超えてはならず、最初の条約固有の文書は 60 頁を超えてはならず、その後の定期報告も 40 頁内に制限されるべきである。報告の書式は A 4 用紙、1.5 行の行間、12 ポイントのタイムズニューローマンの書体を用いるべきである。報告は電子形式（ディスク、CD-ROM、あるいは電子メール）において、また印刷されたハードコピーと共に提出されなければならない。

20. 国家は、関連委員会の常用語で利用可能な場合には、主要な立法、司法、行政の文書および報告に言及された他の文書を別個に提出することを希望できる。そのような文書は一般配布としては再録されないが、関連委員会での審議において利用可能となる。

21. 報告は、特に国家制度、組織、法などに言及している場合、締約国以外では容易に理解されえないであろう文書で用いられているすべての略語の完全な説明を含まなければならない。

22. 報告は、国際連合の公用語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語あるいはスペイン語）の一つによって提出されなければならない。

23. 報告は、事務総長に提出される際には包括的かつ正確でなければならない。効率性の観点から、当該国家の公用語が国際連合の公用語の一である国家によって提出される報告については、事務局によって編集される必要はない。公用語が国際連合の公用語の一ではない国家によって提出される報告は、事務局によって編集される可能性がある。受理された報告が明らかに不完全あるいは多大な修正を要する場合には、事務総長によって公式に受け入れられる以前に修正のために国家に差し戻される可能性がある。

III. 報告の内容

一般

24. 共通の核となる文書および条約固有の文書は共に各国家の報告書の不可分の一部を成す。報告書は、国家による関連条約の履行の包括的な理解を各条約機関に提供する十分な情報を含んでいなければならない。

25. 報告書は、国家が当事国である条約規定の履行に関する法律上および事実上の状況の双方について、記述されなければならない。報告書は、近年、関係国において採択された法的文書のリストあるいは解説に限定されるべきではなく、そのような法的文書が実際の政治的、経済的および文化的な現実において、並びに国家の一般的な現状にどのように反映されているのか、について示さなければならない。

26. 報告書は、報告書に添付される図表において提示されうる、性別、年齢¹、および人口分布によって分類された関連する統計データを提供しなければならない。そのような情報は、時代による比較を可能にするものでなければならず、またデータの出典を明らかにしなければならない。国家は、条約義務の履行と関連する限りにおいて、この情報を分析するように努力しなければならない。

27. 共通の核となる文書は、報告国が当事国でありまたすべてあるいはいくつかの条約機関と関連しうる、条約の履行に関する一般的小および事実上の特徴の情報を含まなければならない。条約機関は、含まれている情報が古いとみなす場合には、共通の核となる文書を最新のものにすることを要請することができる。最新情報は、挿入される必要のある変更の程度に応じて、現存の共通の核となる文書の追加文書の形式において、あるいは新しい修正されたバージョンとして提出されうる。

28. 共通の核となる文書を初めて用意する国家で、条約機関にすでに報告を提出した国家は、当該文書が最新でありつづける場合に限り、その報告に含まれている情報を、共通の核となる文書に統合できる。

29. 条約固有の文書は、関連する委員会が監視する条約の履行に関連する情報を含まなければならない。特に、条約の下での権利の享受に影響を及ぼす、法および実行の最近の発展について、および一最初の条約固有の文書を除き一最終所見あるいは一般的な性格を有する意見において委員会によって提起された問題への対応を含まなければならない。

30. 各文書は別個に提出されなければならない一国家は第17項を考慮するように言及されながらも一報告の手続きは以下のとおりである：

(a) 締約国は、事務総長に対して共通の核となる文書を提出し、それは後に国家が当事

¹ (18歳以下の) 子どもに関するものも含む。

国である条約の履行を監視する各条約機関に送付される。

(b) 締約国は、事務総長に対して条約固有の文書を提出し、それは後に関連する特定条約機関に送付される。

(c) 各条約機関は、各手続きに応じて、それが履行を監視する条約に関する締約国の共通の核となる文書および条約固有の文書を構成している報告書を審議する。

報告書の最初の部分：共通の核となる文書

31. 便宜上、共通の核となる文書は指針に従い、第1節—第3節に含まれている見出しを用いて構成されるものとする。共通の核となる文書は、以下の情報を含まなければならない。

1. 報告国についての一般的な情報

32. この節は、人権が関係国において履行される、政治的、法的、社会的、経済的および文化的文脈の理解において、委員会を支援することに関連する、一般的な事実上および統計上の情報を提示しなければならない。

A. 国家の、人口統計学的、経済的、社会的および文化的な特徴

33. 国家は、自国の民族的な特徴についての背景となる情報を提供できる。国家は詳細な歴史的な叙述を提供することは控えなければならない；国家の条約の履行の文脈を理解する条約機関を支援するために必要である主要な歴史的な事実の詳細な説明を提供することで十分である。

34. 国家は、添付資料3の「人口統計学上の指標」の節に含まれている指標のリストを考慮しつつ、自国についての主要な人口統計学上および民族上の特徴および人口についての正確な情報を提供しなければならない。

35. 国家は、添付資料3の「社会的、経済的および文化的指標」の節に含まれている指標のリストを考慮しつつ、人口の様々な区分についての生活水準に関する正確な情報を提供しなければならない。

B. 国家の、憲法上、政治的および法的構造

36. 国家は、政府の型、選挙制度および行政、立法並びに司法機関の組織を含む、国家

の憲法上の構造および政治的並びに法的枠組の説明を提供しなければならない。国家は、国家に存在する慣習的あるいは宗教的な法のあらゆる制度についての情報をも提供することが奨励される。

37. 国家は、税を目的とした非営利の地位を付与すること、あるいはそれと同様の手段で、登録法および手続きが適当である場合には登録を通じたものを含む、非政府組織がそのようなものとして確認される、重要な制度に関する情報を提供しなければならない。

38. 国家は、司法行政に関する情報を提供しなければならない。それは、特に、犯罪の加害者および被害者の人物像並びに申し渡され実施された判決を示す情報を含み、犯罪数に関する正確な情報を含まなければならない。

39. 第36から38項に関して提出された情報は、添付資料3の「政治制度に関する指標」および「犯罪および司法行政の指標」の節に含まれている指標のリストを考慮しなければならない。

2. 人権の保護および促進の一般的な枠組

C. 国際人権規範の受容

40. 国家は、主要な国際人権条約のすべての状況に関する情報を提供しなければならない。情報はチャートあるいは表の形式で準備される。それは次の情報を含まなければならない：

(a) *主要な国際人権文書の批准*について。国家がいまだ当事国ではないか、または署名したものの批准していない文書への加入をもくろむ時を示している、添付資料2、第A節に記載されている、主要な国際人権条約および選択議定書の批准の現状に関する情報。

(i) 条約の修正の受容に関する情報；

(ii) 選択手続きの受容に関する情報；

(b) *留保および宣言*。国家が当事国である条約に留保を付した場合に、共通の核となる文書は次の情報を提供しなければならない：

(i) 当該留保の性質および範囲；

(ii) 当該留保が必要とみなされまた維持される理由；

(iii) 国内法および政策の観点からの各留保の正確な効果；

(iv) 国家に対して、撤回を目的として²あらゆる留保の再検討を考慮することを奨励する、世界人権会議および類似の会議の精神において、留保の効果を制限し

² A/CONF.157/23, Part II, 第5および46項を参照のこと。

具体的な時間枠内でそれらを最終的には撤回するあらゆる計画；

(c) デロゲーション、規制あるいは制限。国家が当事国であるあらゆる条約の規定を、規制し、制限しあるいはデロゲートした場合、共通の核となる文書は、そのようなデロゲーション、規制または制限の範囲、それらを正当化する状況およびそれらの撤回を予定する時間枠を説明する情報を含まなければならない。

41. 国家は、仮に、その情報が各国家の、主要な国際人権条約の規定の履行と直接に関連する場合には、人権に関連する他の国際的な規範の受容に関連する情報を含めることを希望することができる。特に、国家の関心は、次の関連する情報源に払われる：

(a) *他の国際連合人権および関連条約の批准*。国家は添付資料2、第B節に記載されている人権に関連する他の国際連合条約の当事国であるかについて示しうる；

(b) *他の関連する国際条約の批准*。国家は、添付資料2、第C節から第F節に記載されている、人権の保護および人道法に関連する国際条約の当事国であるか否かを示すことが奨励される；

(c) *地域人権条約の批准*。国家は地域人権条約の当事国であるかについて示すことができる；

D.国内レベルでの人権の保護のための法的枠組

42. 国家は、国内における人権の保護のための具体的な法的文脈を定めなければならない。特に、以下の情報について提供されなければならない：

(a) 様々な人権文書において言及されているどの権利でも、憲法、権利章典、基本法あるいは他の国内法のいずれかにおいて保護されている場合には、またそうであればデロゲーション、規制あるいは制限のための何かの規定が設けられそしてどのような状況においてか、それらについて；

(b) 人権条約が国内の法制度に編入されているのかについて；

(c) 司法、行政あるいは他の当局のいずれが人権の事項に影響を及ぼす権限を有しているのか、またその権限の程度について；

(d) 様々な人権文書の規定が、裁判所または他の法定あるいは司法当局において言及され、あるいは直接に執行されることができるのか、また直接に執行されたことがあるのかについて；

(e) 個人の権利が侵害されたと訴える個人に利用可能な救済について、また犠牲者のために存する賠償、補償あるいはリハビリテーションの制度について；

(f) 女性の地位向上のための機関や子ども、高齢者と、障がい者、少数者に属するもの、先住民族、難民および避難民、移住労働者、不法滞在外国人、市民でない者あるいは他の者の特別な状況に対応することを意図している機関を含む、人権の履行を監視する責

任を有する文書あるいは国家機関の存在について、またそのような機関の職務権限、そのような機関に利用可能な人的および財政的資源またはジェンダーの主流化と強制的な措置のための政策や機関が存在しているのかについて；

(g) 国家は、地域人権裁判所あるいは他の機関のいずれかの管轄権を受諾しているのか、またそうであれば最近のあるいは係争中の事件の性質と進捗状況について。

E.国内レベルで促進されている人権の枠組

43. 国家は、国内でのすべての人権の尊重を促進するためになされる取組を定めなければならない。そのような促進は、市民社会の関連主体による役割と共に、政府官僚、立法府、地方議会、国内の人権制度などによる行動を含む。国家は、情報の普及、教育および訓練などの措置ならびに予算資源の配分に関する情報を提供する。共通の核となる文書にこれらを記す際には、すべての関連する国内、地方、少数者あるいは先住民での言語による入手可能性を含み、促進のための資料および人権文書への入手可能性について注意が払われなければならない。特に、国家は次の情報を提供しなければならない：

(a) *国会および地方議会*。国際人権条約に含まれているものを含み、人権を促進し保護することにおける、国会および、準国家、地域、地方若しくは市議会あるいは当局による役割および活動；

(b) *国内の人権制度*。万人のためのジェンダー平等、人種関係および子どもの権利に関してを含む特別な責任を含み、国内レベルでの人権の保護および促進のために設立されたあらゆる制度、それらの明確な職務権限、構成、資金源および活動並びにそれら制度の独立性について；³

(c) *人権文書の普及*。国家が当事国である各国際人権文書が、国内で翻訳され、刊行され、普及している程度について；

(d) *公務員および他の専門家の間での人権意識の啓発*。政府官僚、警察官、入国審査官、検察官、判事、弁護士、看守、軍人、国境警備員、また教師、医師、医療従事者および社会福祉従事者など、法の履行に責任を有する者への人権における十分な教育および訓練を確実にするために取られるあらゆる措置；

(e) *教育計画および政府主催の公的情報を通じての、人権啓発の促進*。政府主催の公的情報キャンペーンを含む、教育および訓練を通じての人権の尊重を促進するために取られるあらゆる措置。様々なレベルでの、(公立あるいは私立、普通あるいは宗教) 学校内での人権教育の程度に関する詳細が提供されなければならない；

(f) *マスメディアを通じての人権啓発の促進*。国際人権文書を含み、人権についての情報を公表し普及する、出版、ラジオ、テレビおよびインターネットなど、マスメディ

³ 「国内人権制度の地位に関する原則」(パリ原則) E/1992/22(A/RES/48/134)を参照のこと。

アの役割；

(g) *非政府組織を含む、市民社会の役割*。国内での人権促進および保護における、市民社会、特に非政府組織の参加の程度、並びに人権の保護および促進を確保するために市民社会の発展を奨励しまた促進するために政府によって取られる措置；

(h) *予算の配分および傾向*。可能であれば、国内あるいは地方の予算および国内総生産（GDP）並びに国家の人権義務の履行のための、性および年齢により分類された比率での予算配分および予算の傾向、並びに関連する予算影響評価の結果；

(i) *開発協力および支援*。予算配分を含む、人権の促進を支援する、開発協力および他の支援からの国家の利益の程度。他の国家に対して、人権の促進を支援する開発協力あるいは支援を国家が提供している程度に関する情報。

44. 報告国は、国内レベルでの、国際人権の義務の履行に影響を及ぼしあるいは妨げる、一般的性質の要因あるいは障害を示すことができる。

F.国内レベルでの報告過程

45. 国家は、以下のものが含まれる、報告書の両方の部分（共通の核となる文書および条約固有の文書）が用意される過程についての情報を提供しなければならない：

(a) 条約の下、報告についての国家の調整組織の有無；

(b) 国家、地域および地方レベル、また適切な場合には、連邦や州のレベルでの統治の部局、制度および官僚の参加について；

(c) 報告が、条約監視機関への提出に先んじて、国家の立法府に対して利用可能あるいは審議されているのか否か；

(d) 監視、報告案に関する公的な討論、翻訳、普及あるいは刊行もしくは、報告や条約機関の最終所見を説明する他の活動を含む、報告準備過程あるいはそのフォローアップの様々な段階において、政府以外の組織あるいは関連する独立機関の参加の性質について。そのような参加は、人権制度（国家またはそれ以外の）、非政府組織あるいは、条約の関連規定により最も影響を受ける人々や集団を含む、他の市民社会の関連主体を含む；

(e) 報告の期間に行われた、議会での討論や政府の会議、ワークショップ、セミナー、ラジオやテレビでの放映また報告を説明する刊行物、または他の類似の出来事について。

人権条約機関の最終所見へのフォローアップ

46. 国家は、あらゆる議会でのヒアリングまたはメディアでの報道を含む、国家の報告の審議後に条約機関により出された最終所見あるいは報告の効果的なフォローアップまた

は広範囲の普及を確保するために、可能な場合には、採択されたあるいは予見できる措置および手続きに関して、共通の核となる文書における一般的な情報を提供しなければならない。

G.他の関連する人権についての情報

47. 国家は、適宜、その共通の核となる文書への統合のための、次の追加の情報源を考慮することを招請される。

国際的な会議のフォローアップ

48. 国家は、国内での人権状況に関連する限りにおいて、世界会議およびその後の再検討で採択された宣言、勧告および約束へのフォローアップに関する一般的な情報を提供することができる。

49. そのような会議が報告手続きを含んでいる場合（例、ミレニアムサミット）、国家は、共通の核となる文書においてそれら報告に含まれている関連する情報を統合することができる。

3. 非差別および平等並びに効果的な救済に関する情報

非差別および平等

50. 国家は、法的小および制度的な構造に関する情報を含み、関連する国際人権文書に従い、その管轄権内のすべての人にとっての法の下での平等および法による平等な保護を保証する、義務の履行に関する一般的な情報を、共通の核となる文書に規定しなければならない。

51. 共通の核となる文書は、市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の享受における複合差別を含み、すべての形態およびすべての状況における差別を撤廃するために取られた措置について、並びに国家の管轄権内において、万人の正式および実質的な平等を促進する措置についての、一般的な事実としての情報を含まなければならない。

52. 文書は、非差別の原則が、基本法、憲法、権利章典または他の国内法および差別を禁止するための法的根拠の定義において、一般的な拘束力ある原則として含まれているのか否かに関する一般的な情報を含まなければならない（第42項（a）において既に定めら

れていない場合には)。情報はまた、法的な制度が人権の十分かつ等しい享受を保証する特別な措置を認めあるいは権限を与えているのかについて記さなければならない。

53. 情報はまた、裁判所によって適用されているように、現存の刑法の規定が、主要な人権文書の下での締約国の義務を効果的に履行する方法や程度に関する情報を含み、すべての形態におけるまたすべての理由における差別が、実際に予防されまた闘われていることを確実にするために取られている措置に関して記さなければならない。

54. 国家は、人口における特定の脆弱な集団に属している人々の人権の情報に関する一般的な情報を提供しなければならない。

55. 国家は、差別を防止するために、農村と都市の地区の間を含む、経済的、社会的および地理的な格差を軽減するために取られた具体的な措置に関して、またもっとも不利な状況にある集団に属している人々に対する複合的な差別の状況に関する情報を提供しなければならない。

56. 国家は、人権の十分な享受を妨げる、個人および集団に対する否定的な態度や偏見を予防しまた撤廃するために取られた教育計画および公的な情報キャンペーンを含む、措置に関する一般的な情報を提供しなければならない。

57. 国家は、国際人権文書に従い、法の下での平等および、管轄権内のすべての人の法による平等な保護を保証する、国際的な義務の履行に関する一般的な情報を提供しなければならない。

58. 国家は、平等に向けての進展を加速化することを助ける具体的な状況における暫定的な特別な措置の採用に関する、一般的な情報を提供しなければならない。そのような措置が採用されている場合には、国家は機会および処遇の平等の目標の達成のために期待される時間枠およびそのような措置の撤廃を示さなければならない。

効果的な救済

59. 国家は、人権の侵害に対する国内法に規定されている救済の性質および範囲に関して、並びに犠牲者がそれら救済への効果的なアクセスがあるのか（第42項（e）にすでに規定されていない場合には）について共通の核となる文書に一般的な情報を含まなければならない。

報告の第二部：条約固有の文書

60. 条約固有の文書は、条約の履行の監視に責任を持つ、委員会に主に関連する特定の条約の、国家の履行に関連するすべての情報を含まなければならない。報告のこの部は、各条約の履行に関連する具体的な問題に国家が特に注意を払うことを可能とする。条約固有の文書はもっとも最新の条約固有の文書において関連する委員会によって要請された勧告を含まなければならない。条約固有の文書は、適切な場合には、締約国の従前の報告に関する、最終所見において委員会により提示された問題に対応する措置についての情報を含まなければならない。

添付資料 1

締約国からの報告を要請する条約機関の職務権限

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

第 16 条

1. この規約の締約国は、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する報告をこの部の規定に従って提出することを約束する。
2. (a) すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、この規約による経済社会理事会の審議のため、その写しを同理事会に送付する ; [...]

第 17 条

1. この規約の締約国は、経済社会理事会が締約国及び関係専門機関との協議の後この規約の効力発生の後 1 年以内に作成する計画に従い、報告を段階的に提出する。
2. 報告には、この規約に基づく義務の履行程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。
3. 関連情報がこの規約の締約国により国際連合又はいずれかの専門機関に既に提供されている場合には、その情報については、再び提供の必要はなく、提供に係る情報について明確に言及することで足りる。

市民的及び政治的権利に関する国際規約

第 40 条

1. この規約の締約国は、(a) 当該締約国についてこの規定が効力を生ずる時から 1 年以内に、(b) その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。

2. すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告には、この規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。

3. 国際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいずれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門機関に送付することができる。

4. 委員会は、この規約の締約国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならないが、また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。

5. この規約の締約国は、4の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

第9条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の諸規定の実現のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は2年ごとに、更には委員会が要請するとき。委員会は、追加の情報を締約国に要請することができる。

[...]

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約

第 19 条

1. 締約国は、自国がこの条約に基づく約束を履行するためにとった措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後 1 年以内に、国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。その後は、締約国は、新たにとった措置に関する補足報告を 4 年ごとに提出し、及び委員会が要請することのある他の報告を提出する。

2. 国際連合事務総長は、1 の報告をすべての締約国に送付する。

3. 1 の報告は、委員会によって検討される。委員会は、当該報告について、一般的な性格を有する意見であって適当と認めるものを表明することができる。この場合には、当該意見は関係締約国に送付され、当該関係締約国は委員会に対する応答として自国が適当と認めるいかなる見解も表明することができる。

児童の権利に関する条約

第 44 条

1. 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 2 年以内に、(b) その後は 5 年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

2. この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。

3. 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

4. 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
5. 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
6. 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約

第73条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のために取った立法上、司法上、行政上およびその他の措置に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する：
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生じる時から1年以内；
 - (b) その後は5年ごとおよび委員会が要請する時。
2. この条約の履行に影響を及ぼす要因および障害がある場合には、本条約に従い用意された報告書には、これらの要因及び障害を記載し、並びに当該締約国が関与する移住者の移動の特徴に関する情報も含まなければならない。
3. 委員会は、報告の内容に適用される更なる指針を決定する。
4. 締約国は、報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第74条

1. 委員会は、各締約国によって提出された報告を審査し、適当と認める意見を当該国に対して送付する。締約国は本条文に従い委員会が行った意見に対する見解を提出することができる。委員会は報告を考慮する際に締約国からの追加の情報を要請できる。[...]

添付資料 2

人権の問題に関連する主要な国際条約のリストの一部

A. 主要な国際人権条約および選択議定書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）、1966年
市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、1966年
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（ICERD）、1965年
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）、1979年
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（CAT）、
1984年
児童の権利に関する条約（CRC）、1989年
すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約（ICMW）、1990年
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書、2000年
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、2000
年
個人通報に関する、市民および政治的権利に関する国際規約の選択議定書、1966年
死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書、1989年
個人通報および調査手続きに関する、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条
約の選択議定書、1999年
拘禁場所への国内および国際的な機関による定期訪問に関する、拷問および他の残虐な、
非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約の選択議定書、2002年

B. 他の国際連合人権および関連条約

集団殺害罪の防止および処罰に関する条約、1948年
奴隷条約、1926年、1955年に改正
人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約、1949年
難民の地位に関する条約、1951年 およびその1967年の議定書
無国籍者の地位に関する条約、1961年
無国籍者の削減に関する条約、1961年
国際刑事裁判所に関するローマ規程、1998年
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、2000年、および陸上、海上そして空路に
より移住者を密輸することに対するまた人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及
び処罰するためのその議定書

C. 国際労働機関の条約

週休（工業）条約（第 14 号）、1921 年
強制労働に関する条約（第 29 号）、1930 年
労働監督条約（第 81 号）、1947 年
移住労働者勧告（第 86 号）、1949 年
結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号）、1948 年
移民労働者条約（第 97 号）、1949 年
団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）、1949 年
同一報酬条約（第 100 号）、1951 年
社会保障（最低基準）条約（第 102 号）、1952 年
強制労働廃止条約（第 105 号）、1957 年
週休（商業及び事務所）条約（第 106 号）、1957 年
差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）、1958 年
均等待遇（社会保障）条約（第 118 号）、1962 年
雇用政策条約（第 122 号）、1964 年
労働監督（農業）条約（第 129 号）、1969 年
最低賃金決定条約（第 131 号）、1970 年
有給休暇条約（改正）（第 132 号）、1970 年
最低年齢条約（第 138 号）、1973 年
移住労働者（補足規定）条約（第 143 号）、1975 年
移住労働者勧告（第 151 号）、1975 年
労働関係（公務）（第 151 号）、1978 年
職業上の安全及び健康に関する条約（第 155 号）、1981 年
家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約：家族的責任を有する労働者条約（第 156 号）、1981 年
独立国における原住民及び種族民に関する条約（第 169 号）、1989 年
最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）、1999 年
母性保護条約（第 183 号）、2000 年

D. 国際連合教育科学文化機関の条約

教育における差別待遇の防止に関する条約、1960 年

E. ハーグ国際私法会議の条約

本国法と住所地法との間の抵触解決のための条約、1955年
子に対する扶養義務の準拠法に関する条約、1956年
子に対する扶養義務に関する判決の承認および執行に関する条約、1958年
未成年者の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約、1961年
養子縁組に関する裁判の管轄、準拠法及び承認に関する条約、1965年
扶養義務の準拠法に関する条約、1973年
離婚及び別居の承認に関する条約、1970年
扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約、1973年
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、1973年
婚姻の挙行及び婚姻の有効性の承認に関する条約、1978年
夫婦財産制の準拠法に関する条約、1978年
外国において裁判を容易にするための条約、1980年
死亡による遺産相続の準拠法に関する条約、1989年
国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約、1993年
親責任及び子の保護措置に関する管轄、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約、1996年
成年者の国際的保護に関する条約、2002年

F. 国際人道法に関するジュネーブ諸条約および他の条約

戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949年ジュネーブ第一条約、1949年
海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジュネーブ第二条約、1949年
捕虜の待遇に関するジュネーブ第三条約、1949年
戦時における文民の保護に関するジュネーブ第四条約、1949年
1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、1977年
1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）、1977年
対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約 1997年

添付資料 3 人権の履行を評価する指標

人口統計指標

報告国は、入手可能な場合には、以下を含む、主要な人口統計の特徴および傾向について、正確な情報を提供しなければならない。情報は少なくとも過去5年間を含み、性別、年齢および主要な人口集団によって分類されなければならない。

人口の規模
人口の成長率
人口過密度
農村および都市の地区における、母語、宗教および民族性による人口分布

年齢構成
扶養家族率（15歳以下および65歳以上の人口のパーセンテージ）
出生および死亡統計
寿命
出生率
平均世帯規模
片親世帯および母子家庭の比率
農村および都市の地区における人口比率

社会的、経済的および文化的指標

報告国は、以下を含む、少なくとも5年間のまた性別、年齢および主要な人口集団によって分類された、生活水準を反映した情報を提供しなければならない。

食糧、住居、医療および教育に関する（世帯ごとの）消費支出負担
国家の貧困線以下の人口比率
摂食量の最低線以下の人口比率
ジニ係数（収入あるいは世帯消費支出の分配に関して）
5歳以下の体重不足の子どもの出現率
幼児および母親の死亡率
避妊具を使用する出産可能年齢の女性あるいはパートナーが避妊具を使用している女性のパーセンテージ

正常出産に対する妊娠中絶の割合
HIV/AIDS および主要な伝染病の感染率
主要な伝染病および非伝染性疾病の罹患率
10 の主要な死亡原因

初等および中等教育における純就学率
初等および中等教育における出席および退学率
公立学校における教員数と学生数の比率
識字率
失業率
正規および非正規部門の間の内訳を含む、経済活動の主要部門の雇用
労働力率
労働組合に登録している労働力の比率

1 人あたり国民所得
国内総生産（GDP）
年成長率
国民総所得（GNI）
消費者物価指数（CPI）
全公共支出および GDP に対する社会的支出（例 食糧、住居、医療、教育、社会
保障等）
対外および国内公的債務

部門ごとの国家予算との関連度および GNI との関連度で提供される国際援助の比率

政治制度に関する指標

報告国は、少なくとも過去5年間を含み、また性別、年齢および主要な人口集団によって分類された、以下の情報を提供しなければならない。

国家レベルで許可されている政党数
有権者の比率
選挙登録を行っている市民でない成人人口の比率
訴えられた違反行為のタイプによる、選挙行動への申し立て数
主要なメディア（電子、印刷、オーディオ等）の人口別到達規模および所有者の
内訳

確認されている非政府組織の数 *
政党別議席数
国会における女性のパーセンテージ
法に基づく予定内に行われた国政および準国政選挙
行政単位（例 国家あるいは州、地方、市および村等）による国政および準国政
選挙における平均投票者数

犯罪および司法行政の指標

報告国は、少なくとも過去5年間を含み、また性別、年齢および主要な人口集団によって分類された、以下の情報を提供しなければならない。

10万人ごとの、通報された暴力による死亡および生命に危険の及ぶ犯罪事件
暴力あるいは他の重大犯罪（例えば殺人、強盗、暴行および不正取引など）によ
り逮捕、訴追され、有罪が確定し、拘禁された人数および（10万人ごとの）比
率
性的な動機に基づく暴力（性的暴行、女性器切除、名誉殺人および硫酸攻撃の報
告された事件の数
公判前拘禁の最長および平均時間
犯罪および刑の執行期間の分類による拘禁施設の収容人数
拘留中の死亡事件
年ごとの死刑執行者数
司法制度の様々なレベルにおける各判事の平均未処理事件数
10万人ごとの警察/治安要員数
10万人ごとの検事および判事数
警察/治安および司法に関する公共支出の分配
無償の法律支援を申請する被疑者および拘禁者のうち、享受できる比率
犯罪の分類ごとに、判決の後に補償を受ける犠牲者の比率

* 非政府組織に承認を与える報告国の制度に従い、要請される情報は第37項である。

第II章

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 *

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第16、17条に基づき締約国によって提出される条約固有の文書に関する指針¹

事務総長覚書

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第17条に基づいて、経済社会理事会は、1976年5月11日の決議1988(LX)により、規約の締約国が規約第16条に言及されている報告を段階的に提供する計画を作成し、そして経社理の要請に基づいて、事務総長がその後一般指針の適切な一式を作成した。新たな報告のサイクルの導入に対応して、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、1990年11月26日から12月14日に行われた第5回会合において、元の指針に代わる改正された一般指針の一式を採択した。

2. 報告指針の目的は、締約国に対して、報告の用意を促進しおよび報告が包括的で締約国による統一された方式で提出されることを確実にするために、報告の形式および内容に関して助言を行うことである。

3. 委員会は、国際人権諸条約の下での報告に関する調和された指針(HRI/GEN/2/Rev.5)並びに、最終所見、一般的な性格を有する意見および声明に反映されているように、規約の適用に関する委員会の発展しつつある実行を考慮して、改正された一般指針(E/C.12/1991/1)を、本指針と代えることを決定した。

4. 規約第16、17条に基づいて締約国により提出される条約固有の文書に関する指針のテキストは本文書の添付資料に含まれている。

* 調和された指針(HRI/GEN/2/Rev.5)に含まれているように、共通の核となる文書および条約固有の文書の指針を考慮しつつ、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会によって2008年11月18日の第49回会合(第45回セッション)において採択された。

¹ 調和された指針(HRI/GEN/2/Rev.5)に含まれているように、共通の核となる文書および条約固有の文書の指針を考慮しつつ、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会によって2008年11月18日の第49回会合(第45回セッション)において採択された。

添付資料

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第 16、17 条に基づき締約国によって提出された条約固有の文書に関する指針

A. 改正された報告制度および、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会に提出される共通の核となる文書および条約固有の文書に含まれる情報の構成

1. 国際人権条約の下での報告に関する調和された指針の下に提出された国家報告は 2 つの部により構成される：共通の核となる文書および条約固有の文書である。共通の核となる文書は、調和された指針に従い、報告国、人権の保護および促進の一般的枠組および非差別および平等に関する情報、並びに効果的な救済を含まなければならない。

2. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会に対して提出される条約固有の文書は、共通の核となる文書または単なるリストに含まれる情報を繰り返したり、締約国により採択された法律の叙述であったりしてはならない。むしろそれは委員会の一般的な性格を有する意見並びに法の最近の発展に関する情報および規約に確認されている権利の十分な実現に影響を及ぼす実行を考慮して、規約の第 1 から 15 条の、法律上および事実上の、履行に関連する特定の情報を含まなければならない。またさらに、委員会の一般的な性格を有する意見においてあるいは締約国の以前の報告に関する最終所見において委員会によって提示された問題に対応するために取られた措置に関する情報—最初の条約固有の文書を除き—を含み、達成された進展および目標に向けて取られた具体的な措置に関する情報を含まなければならない。

3. 規約において確認された権利に関して、条約固有の文書は以下を示さなければならない。

(a) 締約国が、目的のために利用可能な資源およびそのような資源の利用に最も対費用効果の良い方法を明らかにし、規約の各権利の履行のための、国家枠組法、政策、戦略を採択したのか；

(b) 国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）により概観された説明（HRI/MC/2008/3）により指標の枠組および図表を考慮し、また調和された指針の付属資料 3 の下に提供された情報に加えて、規約の各権利に関連する、指標の特定および関連する国家の達成目標を含み、規約の権利の十分な実現に向けて進展の監視に最も適したあらゆるメカニズム；

(c) 国際機構および国際金融機関の加盟国として、また交渉したおよび批准された国際条約が、経済的、社会的及び文化的権利、特に最も不利な状況にありまた疎外されてきた集団が損なわれないことを確実にするために、規約の下の締約国の義務がその行動を十分に考慮しているものであることを確実にする最も適したメカニズム；

(d) 関連する判例法の特別な例を考慮して、各規約の権利の国内法秩序への受容および直接適用；

(e) 規約の権利が侵害された場合に犠牲者が補償を得ることを可能にする、機能する司法および他の適切な救済措置；

(f) 規約の権利の十分な実現を妨げる国家当事国の管理を超えた要因から生じた構造的あるいは他の重大な障壁；

(g) 過去5年におよぶ各年の比較に基づいた、年齢、ジェンダー、民族上の起源、都市/農村の人口および他の関連する地位によって分類された、各規約の権利の享受に関する統計上のデータ；

4. 条約固有の文書は、報告書の審議を促進するために、締約国が委員会のすべての構成員への配布を望む、委員会の常用語（英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語）の一つで作成された他のすべての補足的な証拠書類の十分な数の写しを伴っていないなければならない。

5. 締約国が、調和された指針の付属資料2に記載されているいずれかの ILO 条約あるいは国連の専門機関の他の関連する条約の当事国である場合、また規約において確認されているあらゆる権利に関連する、関連勧告委員会にすでに報告を提出している場合には、条約固有の文書において、情報を繰り返すよりもそれら報告の関連部分を付録として付けるべきである。しかし、規約の下で生じたすべての事項で、これら報告書において十分に含まれていないものについては、現在の条約固有の文書において扱われなければならない。

6. 定期報告は、従前の最終所見の提案および勧告に直接に対応しなければならない。

B. 規約の一般規定に関連する委員会に提出された条約固有の文書の部

規約第1条

7. どのような方法で自決権が履行されたのか。

8. 締約国が先住民の共同体の権利を、またもしあれば、生活の伝統的な源として彼らが伝統的に占有または用いた土地および領域のオーナーシップについて、承認しまた保護

した方法および手段を示すこと^a。また、先住民および地域の共同体が適切に協議された程度について、また、規約の下の権利および利益に影響を及ぼす意思決定過程において、彼らの従前の合意は模索されたのかについても示し、事例を提供すること。

第2条

9. 締約国によって受理されたものでもあるいは提供されたものでも、締約国による、あるいは事例によっては、他の国特に発展途上国における、規約の権利の十分な実現に関する、国際的な経済および技術支援および協力の影響について示すこと

10. 共通の核となる文書において提供された情報に加えて（調和された指針の第50、58項）、特定の反差別的措置の効果に関する分類されたまた比較に基づいて統計データおよびすべての人々、とりわけ不利な条件におかれたおよび疎外されてきた個人および集団による、規約の各権利の等しい享受を確実にすることに向けて取られた進展について、提供すること。

11. 締約国が発展途上国である場合には、規約において確認された経済的権利の国民以外の享受に関する、規約の第2条第3項に基づいて課されたいかなる制約について情報を提供すること。

第3条

12. 規約において確認された各権利に関して性別に基づいた直接および間接的な差別を撤廃するために、並びに法および事実において、平等に基づいて、男女がこれら権利を享受することを確実にするためにどのような措置が取られたのか。

13. 締約国がジェンダー平等の法律を採用したのか、およびその法律の履行において達した進展について示すこと。また男性と女性による、経済的、社会的および文化的権利の平等な享受に否定的に影響し続ける、伝統的な文化的ステレオタイプを克服するために、法および政策の影響に関してジェンダーに基づいた評価が為されたのかについても示すこと。

第4および5条

14. 共通の核となる文書の調和された指針の第40項(c)を参照のこと。

^a 一般的な性格を有する意見12、第13項；一般的な性格を有する意見14、第27項。

C. 特定の権利に関連する報告の部

第6条

15. 次を含む、失業を減らすために取られた効果的な措置に関する情報を提供すること：

(a) 農村および恵まれない都市の地区における、特に不利な状況におかれたと見なされている人々および集団内、とりわけ女性、青年、高齢者、障がい者および民族的少数者の間の、十分かつ生産的な雇用を達成するために、機能している、目標を定めた雇用計画の影響および；

(b) 特に女性および長期失業の労働者で、民営化、人員削減および公的および私企業の経済再編成の結果として余剰となった労働者の再雇用を促進するための措置の影響。

16. 非正規労働者の相当なパーセンテージの程度および部門を含む、締約国における非公式経済における取組、非公式経済から脱出することを可能にするために取られた措置および非正規労働者とりわけ高齢の労働者と女性の、基本的なサービスおよび社会保護へのアクセスを確保とするために取られた措置に関する情報を提供すること。

17. 不公正な解雇から労働者を保護するために、機能している法的保護手段を記すこと。

18. 締約国において機能している技術および職業訓練計画について、労働市場に参加あるいは再び参加するために特に不利な状況にありまた疎外されてきた個人の労働力の能力向上への影響を示すこと。

第7条

19. 国家の最低賃金が法的に確立されているのか、またそれが適用される労働力のカテゴリー、また各カテゴリーによってカバーされる人数を示すこと。労働者のカテゴリーが国家の最低賃金によってカバーされていない場合には、その理由を説明すること。さらに以下を示すこと：

(a) 最低賃金が定期的に検討され、集団の協定によってカバーされていない人々を含むすべての労働者、およびその家族に、十分な生活水準を提供する十分なレベルで決定されていることを確実にするために、指数化方式および定期調整システムが、機能しているのか；

(b) 国家の最低賃金が定められていない場合には、すべての労働者が自らおよびその家族に十分な生活水準を提供するに十分な賃金を受けとることを確実にする、機能している代替メカニズムについて。

20. 超過時間、有給および無給休暇を含む、すべての労働者の労働条件並びに職業上、家族および個人の生活を調和させるために取られている措置に関する情報を提供すること。

21. 同一価値労働同一賃金の原則に従い、男性と同等の資格を有する女性が、男性よりも低い賃金の地位で働かないことを確実にするために取られた措置の影響について示すこと。

22. 締約国が、職場における性的嫌がらせを特に犯罪とする法律を採用しまた効果的に履行しているのかについて示し、その履行を監視するメカニズムを述べること。また確認された事件の数、犯罪行為者に課された制裁並びに性的嫌がらせの犠牲者に補償を行いまた支援するために取られた措置についても示すこと。

23. 職場での安全および健康な状況を確実にするために取られた法的、行政的あるいは他の規定について、また実際の執行について示すこと。

第8条

24. 以下を示すこと。

(a) 自らの選択で労働組合を結成しあるいは参加するために、もしあれば、満たされなければならない実質的あるいは正式な条件について。労働者によって労働組合を結成しあるいは参加する権利の執行における制限があるのか、またそれが実際にどのように適用されているのかについても示すこと。

(b) 労働組合が、介入を受けずに自らの活動を組織し、国際的な労働組合組織と連合しまた参加する独立性が、どのように補償されているのか、また、もしあれば、権利の遂行における法的および事実上の制約について。

25. 締約国における集団の交渉メカニズムおよび労働権への影響に関する情報を提供すること。

26. 以下を示すこと。

(a) ストライキ権が憲法上あるいは法的に保証されているのか、またその保証が実際はどのように遵守されているのかについて。

(b) 公共および民間部門における、ストライキ権に対する制限および制限の実際の適用；

(c) ストライキが禁止されている、必要不可欠なサービスの定義。

第9条

27. 締約国において、一般的な社会保障の適用範囲があるのか示すこと。次の社会保障のいずれがカバーされるのかについても示すこと：健康管理、疾病、高齢、失業、労働災害、家族および子どもの扶養、妊娠、障がい、遺族および孤児^b。

28. 年金を含む、法的に確立しまた定期的に検討される給付金の最低額があるのか、また受給者およびその家族の十分な生活水準を確実にするために十分であるのかについて示すこと^c。

29. 社会保障制度が、拠出のスキームによってカバーされていない、不利な状況にある人や疎外されてきた人々および家族への、拠出制でない社会支援手当についても保障しているかについて示すこと^d。

30. 上述の公的な社会保障スキームが、民間のスキームまたは非公式な措置によって補われているのかについて示すこと^e。仮にそうであれば、これらスキームと措置および公的なスキームとの関係性について述べること。

31. アクセスできる年齢^f、資格を有する期間および金額に関して、男女による年金の権利の同等の享受について示すこと。

32. 非公式経済における労働者を保護するために、非公式のスキームを含む、とりわけ健康管理、出産および高齢に関連して、社会保障計画に関する情報を提供すること。

33. 外国人が、収入支援、健康管理および家族支援へのアクセスという、拠出制でないスキームから、利益を受ける程度について示すこと^h。

第10条

34. 締約国が、完全かつ自由な同意の下に結婚した家族を作る、男性また特に女性の権利を如何に保障しているのかについて示すこと。

^b 一般的な性格を有する意見 19、第 12 項 (a) から (i)。

^c Ibid., 第 22 項および 59 (a) 項。

^d Ibid., 第 4 (b) 項および 50 項。

^e Ibid., 第 5 項。

^f 一般的な性格を有する意見 16、第 26 項および一般的な性格を有する意見 19、第 32 項。

^h Ibid., 第 37 項。

35. 家族を支援する社会サービスの利用可能性、範囲および資金に関する情報および、すべての家族、とりわけ貧しい家族、民族的少数者出身の家族および片親の家族にとって、以下と関連する、平等の機会を確保とする現行の法規定についての情報を提供すること：

(a) 子どもへのケアⁱ；および

(b) 高齢者および障がい者が、可能な限り通常的生活環境で生活し続けること^j、また彼らが扶養されている場合には十分な健康および社会ケアを享受することを可能とする社会サービス。

36. 妊娠中の労働状況および解雇の禁止を含む、締約国における妊産婦の保護制度についての情報を提供すること。とりわけ以下を示すこと：

(a) 不規則な労働に携わる女性^kおよび労働に関連する出産扶助を受けていない女性に対しても適用されるのか；

(b) 出産前後の有給の産休並びに妊娠、出産の間および子どもの誕生後に提供される現金、医療および他の支援措置について^l；および

(c) 産休が男性に対しても与えられているのか、また男性および女性の親としての産休について^m。

37. 子どもおよび若者のために取られている保護および支援措置を示すこと。特に以下を含めること：

(a) 締約国の法において、様々な職業において子どもの有給の雇用が禁止されている最低年齢並びに未成年の子どもの雇用および子どもの強制労働の利用を処罰する現行の刑法の適用ⁿ；

(b) 児童労働の性質および程度に関して締約国において子どもの調査がなされてきたのか、また児童労働と闘う国家行動計画の有無；および

(c) 子どもの健康に有害である危険な状況における労働から、および暴力および搾取の多様な形態への関与から子どもを保護するために取られている措置の影響^o。

ⁱ Ibid., 第 18 および 28 項、一般的な性格を有する意見 5、第 30 項；一般的な性格を有する意見 6、第 31 項。

^j 一般的な性格を有する意見 19、第 15 項、18 項、20 項；一般的な性格を有する意見 5、第 30 項、一般的な性格を有する意見 6、第 31 項。

^k 一般的な性格を有する意見 19、第 19 項。

^l Idem.

^m 一般的な性格を有する意見 16、第 26 項；一般的な性格を有する意見案第 10 (b) (vii) および 16 項も参照のこと。

ⁿ 一般的な性格を有する意見 18、第 24 項。

^o Ibid., 第 15 項。

38. 締約国における高齢者の経済的、社会的および文化的権利を保護するための、とりわけ高齢者への暴行、放棄、怠慢および虐待に対する法および計画の履行に関する、現行の法律およびメカニズムに関する情報を提供すること。

39. 庇護希望者およびその家族の経済的および社会的権利に関する、並びに移動者の家族の再統合のための、現行の法律およびメカニズムに関する情報を提供すること。

40. 以下を示すこと：

(a) 夫婦間の暴行および女性と子どもに対する性的暴行並びに登録された事件数を含む、ドメスティック・バイオレンスとりわけ女性と子どもに対する暴力の行為^p、特に犯罪とする締約国における法律の有無について、また犯罪行為者に課される制裁について；

(b) ドメスティック・バイオレンスと闘う国家行動計画および犠牲者を支援し回復させる現行の措置の有無について^q；および

(c) ドメスティック・バイオレンスの行為の犯罪の性質に関する、法執行公務員および他の関連する専門職員の、公的な意識向上措置および訓練。

41. 以下を示すこと：

(a) 人身取引を特に犯罪とする締約国における法律およびその厳格な執行を監視する現行のメカニズムの有無について。締約国から生じた、締約国への、および締約国を通じての、報告された取引の事件数並びに犯罪行為者に対する刑罰についても示すこと；および

(b) 取引と闘う国家行動計画および、医療、社会的および法的支援を含む犠牲者を支援するために取られている措置の有無について。

第 11 条

A. 生活水準の継続的な改善に対する権利

42. 締約国が国家貧困線を定義しているのか、また計算の基準について示すこと。貧困線がない場合には、貧困の範囲および深刻さを測り監視するために用いられているメカニズムについて示すこと。

43. 以下を示すこと：

^p 一般的な性格を有する意見 16、第 27 項；一般的な性格を有する意見 14、第 21 項および 51 項。

^q 一般的な性格を有する意見 16、第 27 項。

(a) 締約国が、経済的、社会的および文化的権利^rを十分に統合する貧困と闘う国家行動計画あるいは戦略を採用しているのか否か、またその計画あるいは戦略の履行を監視し、および貧困と効果的に闘うために達成された進捗状況を評価する現行の特定のメカニズムおよび手続きの有無について；および

(b) 女性および子ども間を含む、貧困および不利な立場にまた疎外されてきた集団に属する個人や家族、とりわけ民族的少数者、先住民族並びに農村および恵まれない都市の地区に住む人々を含む、経済的社会的排除と闘うための、目標とされた政策および計画。

B. 十分な食糧に対する権利

44. 有害な物質ではない、文化的に受け入れられる^s、すべての者の栄養上の必要性を満たす十分な質および量について入手可能な食糧の入手可能性を確実にするために取られている措置に関する情報を提供すること。

45. 健康的な食事を含む、栄養の基礎知識を普及するために取られている措置を示すこと。

46. 土地を所有しない小作人および少数者に属する個人を含む、恵まれないおよび疎外されてきた個人と集団による、食物、土地、信用、天然資源および食物生産の技術へのアクセスの平等性を促進するために取られている措置を示すこと^t。

47. 締約国が、特定の時間内に、「国家食糧安全保障の文脈において、十分な食糧への権利を漸進的な実現を支援する自発的指針」の採択を採用したのか、あるいは採用を予定しているのかについて示すこと。^u そうでない場合にはその理由を説明すること。

C. 水に対する権利

48. 以下を示すこと

(a) 個人のおよびすべての者の家庭での利用にとって十分かつ安全である水への十分かつ入手可能なアクセスを確実にするために取られている措置；^v

^r 貧困に関する委員会声明および経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(2001)を参照のこと。

^s 一般的な性格を有する意見 12、第 8 項。

^t 一般的な性格を有する意見 15、第 7 項。

^u 2004 年 11 月、国際連合食糧農業機関の理事会第 127 回会合において採択。

^v 一般的な性格を有する意見 15、第 12 項 (a) および 37 項 (a)；一般的な性格を有す

(b) 井戸あるいは近所で十分かつ安全な水へのアクセスができない世帯のパーセンテージで、地域および都市/農村の人口に分類されたもの^wおよび状況を改善するために取られている措置；

(c) 民間あるいは公的に提供される、水のサービスがすべての者に入手可能となることを確実にするために取られている措置；^xおよび

(d) 水の質を監視する現行の制度。^y

49. 水の衛生的な利用、水源の保護、および水の浪費を最小化する方法に関する教育についての情報を提供すること。^z

D. 十分な住居に対する権利

50. ホームレスおよび不十分な住居に関する国家調査が行われたのか、およびその調査結果特にホームレスあるいは不十分な状況で住んでおり、水、暖房、ごみ処理、衛生状況および電気などの基本的な社会資本やサービスへのアクセスがない個人と家族の数並びに過密状態や構造的に危険な住居に住んでいる人の数について示すこと。

51. 以下を示すこと：

(a) 収入あるいは経済的資源へのアクセスにかかわらず、すべての者にとって、保有に関する法的保証を有する十分かつ入手可能な住居へのアクセスを確実にするために取られている措置；

(b) とりわけ農村および恵まれない都市の地区における、恵まれないあるいは疎外されてきた個人と家族のための、低コストの社会的住居の単位の提供など、そのような住居を得るための順番待ち名簿の有無および待機期間の平均期間など、社会的な住居措置の影響；

(c) 子ども、高齢者^{aa}および障がい者^{bb}のいる家族など、特別な住居のニーズのある人が入手しやすくまた住みやすい住居とするために取られている措置。

52. 住居が、住居者の健康を脅かす、汚染された場所や汚染源の近接に建てられないことを確実にする、現行の法律および他の措置を示すこと。^{cc}

る意見 14、第 43 項 (c)。

^w 一般的な性格を有する意見 15、第 12 項 (c) (i) および 37 項 (c)。

^x Ibid., 第 25 項および 27 項。

^y Ibid., 第 12 項 (b)。

^z Ibid., 第 25 項。

^{aa} GC 一般的な性格を有する意見 6、第 33 項。

^{bb} Idem.

53. 民族的少数者など、恵まれないおよび疎外されてきた個人と集団で、強制的な立ち退きによって特に影響を受けた人の有無について、また立ち退きが行われた場合にはいかなる差別の形態も含まれないことを確実にするために取られている措置を示すこと。^{dd}

54. 過去5年間に立ち退きがなされた個人と家族の数、および立ち退きが行われた場合の状況を定めた法的規定について、並びに立ち退きからの保有と保護の保証に対する所有者の権利について示すこと。^{ee}

第12条

55. 締約国が国家医療政策を採用したのか、また一次医療への普遍的なアクセスを伴う国家医療制度が存在するののかについて示すこと。

56. 以下の点を確実にするために取られている措置に関する情報を提供すること：

(a) 予防的、治療および回復のための医療施設、モノおよびサービスが高齢者および障がい者を含む、すべての者に安全に届き、また実際にアクセスできること；^{ff}

(b) 医療ケアサービスおよび医療保険の費用が、民間あるいは公的に提供されているかにかかわらず、社会的に恵まれない集団を含み、すべての者にとって入手可能であること；^{gg}

(c) 医薬品および医療器具が科学的に承認され、期限切れとなっていたり無効となっていたりしないこと；および

(d) 医療および人権に関するものを含む、医療従事者の十分な訓練。^{hh}

57. 以下の取られている措置について情報を提供すること：

(a) 子どもおよび母親の健康、並びに、とりわけ農村地区や恵まれないおよび疎外されてきた集団に属する女性に対する、教育、意識向上および家族計画へのアクセス、出産前後のケアおよび緊急助産サービスを含み、性と生殖に関する医療サービスと計画を改善するための措置；ⁱⁱ

^{cc} 一般的な性格を有する意見4、第8項(f)。

^{dd} 一般的な性格を有する意見7、第10項。

^{ee} *Ibid.*, 第9項、13–15項および19項；開発に基づく立ち退きおよび避難~~人~~に関する基本原則および指針も参照のこと(A/HRC/4/18, annex 1)。

^{ff} 一般的な性格を有する意見14、第12項(b)。

^{gg} *Ibid.*, 第12項(b)、19項および36項。

^{hh} *Ibid.*, 第12項(d)および44項(e)。

ⁱⁱ *Ibid.*, 第14項、21–23項および44項(a)。

(b) 水と関連する疾病を予防し治療し管理し、および十分な公衆衛生へのアクセスを確実にするための措置；^{jj}

(c) 予防計画および感染症管理の他の戦略を履行しおよび強化するための措置；^{kk}

(d) とりわけ子どもと若者の間での、アルコールおよびタバコの過剰摂取、違法麻薬および他の有害物質の使用を予防し、麻薬使用者の十分な治療および回復を確実にし、その家族を支援するための措置；^{ll}

(e) HIV/AIDSおよび他の性感染症を予防し、感染に関して、リスクの高い集団、子どもおよび若者並びに一般に対して教育を行い、HIV/AIDS の患者およびその家族を支援し並びに社会的スティグマと差別を減らすための措置；^{mm}

(f) 抗レトロウイルス薬および慢性病の薬を含み、WHOにより定義された、基本的な薬への入手可能なアクセスを確実にするための措置；ⁿⁿおよび

(g) 精神病患者のための精神医学の施設における十分な治療とケア並びに監禁状態の定期的検討および効果的な司法による管理を確実にするための措置。

第 13 条

58. 締約国における教育の形態および実体が、どの程度、第 13 条第 1 項において確認されている目的に向いているのか^{oo}、また学校のカリキュラムが経済的、社会的及び文化的権利に関する教育を含んでいるのかについて示すこと。

59. すべての者にとって義務でありかつ無償である初等教育を提供する義務が締約国において如何に履行されているのか、とりわけ以下について示すこと：

(a) すべての者にとって義務でありまた無償となる、教育のレベルあるいは学年；

(b) 授業料などの直接費用について、およびそれらを除外するために取られているあらゆる措置；

(c) あらゆる間接費用（例 教科書の出費、制服、通学費用、受験料など特別の費用、地方の教育委員会への寄付等）および貧困世帯からの子どもに対するそのような費用の影響を削減するために取られている措置。

60. 技術および職業教育を含む、様々な形態での中等教育が、すべての者に一般的に利用可能でありアクセス可能となるためにとられている措置を、以下を含み、示すこと：

^{jj} 一般的な性格を有する意見 15、第 8 および 37 項 (i)。

^{kk} 一般的な性格を有する意見 14、第 16 項および 44 (b)。

^{ll} Ibid., 第 16 項。

^{mm} Ibid., 第 16 項。

ⁿⁿ Ibid., 第 43 項 (d)。

^{oo} 一般的な性格を有する意見 13、第 4 – 5 項および 49 項。

(a) 無償の中等教育の漸進的な達成に向けて締約国によって取られている具体的な措置；^{pp}および

(b) 技術および職業教育の利用可能性、およびそれにより個人の開発、独立独行および雇用可能性に資する知識および技術を学生が獲得できるのか。^{qq}

6 1. より高次の教育が、能力に基づいて、すべての者に等しくまた差別なくアクセスできるようにするために取られている措置について、並びにより高次の教育の無償化の漸進的な達成に向けて取られている具体的な措置について示すこと。^{rr}

6 2. 生涯の視点から、識字および、成人教育および生涯教育を促進するために取られている措置を示すこと。

6 3. 少数者および先住民族の子どもが、母語で教育を受ける十分な機会を有しているのかについて、並びにこれら子どもに対する程度の低い教育基準^{ss}、特別学級における隔離並びに主流である教育からの排除を予防するために取られている措置について示すこと。

6 4. 教育のすべてのレベルにおいて男女に同等の入学基準を確保とするために^{tt}、また女兒の教育の価値に関する、両親、教員および意思決定者間の意識向上のために、取られている措置について示すこと。^{uu}

6 5. 初等および中等レベルで、子どもおよび若者の、とりわけ女兒、民族的少数者の子ども、先住民族の共同体および貧困世帯また移住者、難民および国内避難民について、中途退学者の割合を下げるために取られている措置について示すこと。

第 14 条

6 6. 締約国において、義務および無償の初等教育が現在享受されていない場合には、同計画に定められた妥当な年数内において、計画において定められた妥当な年数内に、この権利の漸進的な履行のために求められる行動計画^{vv}に関する情報を提供すること。またこ

^{pp} Ibid., 第 14 項。

^{qq} Ibid., 第 15–16 項。

^{rr} Ibid., 第 20 項。

^{ss} Ibid., 第 30 項。

^{tt} 一般的な性格を有する意見 16、第 30 項

^{uu} Idem.

^{vv} 一般的な性格を有する意見 11、第 11 項、委員会は、締約国に対して、規約上求められている報告書の不可分の一部として行動計画を提出することを求めている。

の行動計画の採択および履行において直面する特定の障害があればそれについて、またそれら障害を克服するために取られている措置について示すこと。

第 15 条

67. 農村および恵まれない都市の地区を含む、特に共同体レベルにおける、文化的な生活への一般的な参加およびアクセスに関する情報を提供すること。これに関して、以下の取られている措置を含み、文化財、制度および活動への広範な参加およびアクセスを促進するために取られている措置を示すこと：

(a) コンサート、劇場、映画、スポーツおよび他の文化的な活動へのアクセスが、人口のすべての階層にとって入手可能となることを確実にするための措置；

(b) インターネットなど新しい情報技術を通じてを含む、人類の文化遺産へのアクセスを強化するための措置；

(c) 貧困家族出身の子ども、移住者および難民の子どもを含み、子どもによる文化的な生活への参加を奨励するための措置；および

(d) 高齢者および障がい者が、文化的な生活に十分に参加することを妨害する、身体的、社会的およびコミュニケーション上の障壁を取り除くための措置。^{ww}

68. 文化的多様性を保護し、民族的、宗教的あるいは言語上の少数者および先住民族の共同体の文化的遺産への配慮を促し、彼らのアイデンティティ、歴史、文化、言語、伝統および慣習を保存し、発展させ、表現しまた普及させるために、彼らにとって望ましい状況を創り出すために取られている措置を示すこと。

69. 文化および芸術の分野における、学校並びに専門教育に関する情報を提供すること。

70. 以下を示すこと：

(a) 恵まれないおよび疎外されてきた個人や集団を含み、すべての者にとって科学的進歩およびその適用の恩恵への入手可能なアクセスを確実にするために取られている措置；および

(b) 人間の尊厳および人権の享受に反する科学並びに技術進歩の使用の目的を予防するために取られている措置。

71. クリエイターの道義的および実質的な利益の効果的な保護を確実にするために取られている措置を示すこと、^{xx}とりわけ次を含むこと：

^{ww} 一般的な性格を有する意見 5、第 36–38 項；一般的な性格を有する意見 6、第 39–41 項。

(a) クリエイターとして認められ、および彼らの科学的、文学的並びに芸術的な生産物の統一の保護のための、著者の権利を保護するための措置；^{yy}

(b) 彼らが十分な生活水準を享受することを可能とする、彼らの生産物の結果である、著者の基本的な実質的な利益を保護するための措置；^{zz}

(c) 文化的遺産および伝統的知識に関連する先住民族の道義的並びに実質的な利益の保護を確実とするための措置；^{aaa}および

(d) 規約で確認されている、他の権利との関連において著者の道義的および実質的な利益の効果的な保護と締約国の義務との間の十分なバランスをとるための措置。^{bbb}

72. 科学調査および創造的な活動に不可欠な自由を保護する並びにこの自由への制限についての現行の法規定を示すこと。

73. 科学および文化の保存、発展および伝播のために並びに、科学および文化的な分野における国際的な接触および協力を奨励しまた発展させるために取られている措置について示すこと。

^{xx} 一般的な性格を有する意見 17、第 39 項 (a)。

^{yy} Ibid., 第 39 項 (b)。

^{zz} Ibid., 第 39 項 (c)。

^{aaa} Ibid., 第 32 項。

^{bbb} Ibid., 第 39 項 (e)。

第Ⅲ章

人権委員会*

A. 序

A.1 これら指針は、今や無視され得る人権委員会によって刊行されたすべてのこれまでの版（1982年8月26日のCCPR/C/19/Rev.1；1995年4月28日のCCPR/C/5/Rev.2および総会宛ての1998年委員会報告添付資料Ⅷ（A/53/40）に代わるものであり；1981年の委員会の一般的な性格を有する意見2（13）もとって代わられる。本指針は、要請されるあらゆる特別報告に関連して、委員会の手続きに影響を及ぼすものではない。

A.2 これら指針は、1999年12月31日以降に示されるすべての報告書に効果を有する。

A.3 これら指針は、最初のおよびすべてのその後の定期報告書の準備において、締約国によって従われなければならない。

A.4 これら指針の履行は、報告の審議を継続する際に、さらなる情報を要請するための委員会の必要性を軽減するものである；これはまた委員会が、同等の基礎に基づいて、すべての締約国における人権に関する状況の審議を行うことを助けるものである。

B. 報告に関する規約の枠組

B.1 すべての締約国は、規約の批准の際に、第40条に基づいて、同国における規約の発効発行の一年以内に、規約内に確認されている権利（「規約の権利」）に効果を与える採用された措置およびそれらの権利の享受においてなされた進捗に関する最初の報告を提出する。

B.2 その後の定期報告に関しては、委員会は、状況説明の慣行を採用しており、最終所見の末尾に、次回の定期報告の日付が示されなければならない。

C. すべての報告の内容についての一般指針

* 市民的及び政治的権利に関する国際規約の下の、国家報告のための統合された指針と表題のついた文書CCPR/C/66/GUI/Rev.2に含まれる。本指針は、人権委員会の第66会期（1999年7月）において採択され、第70会期（2000年10月）において修正された。

C.1 条文および委員会の一般的な性格を有する意見。規約の第 I、II および III 部における条文の規定は、あらゆる当該条文に関する委員会によって刊行された一般的な性格を有する意見と共に、報告の準備において考慮されなければならない。

C.2 留保および宣言。締約国による規約のいずれかの条文に対するなんらかの留保あるいは宣言は、説明されまたその継続された維持について正当だと理由づけられなければならない。

C.3 義務に違反する措置。第 4 条に基づくあらゆる義務に違反する措置を課すことあるいはその解除の日付、程度およびその効果並びに手続きについては、デロゲーションによって影響を受ける規約のすべての状況に関連して十分に説明されなければならない。

C.4 要因および障害。規約第 40 条は、この規約の履行に、影響を及ぼしうる要因および障害が示されなければならないことを要請する。報告はすべてのそのような要因および障害の性質および程度について、もしそのようなものが存在する場合には、説明しなければならない；並びにそれらを克服するために取られなければならない措置の詳細を示さなければならない。

C.5 規制または制限。規約の特定の条文は、権利に関する特定された規制または制限を認めている。そのようなものが存在する場合にはその性質および程度が示されなければならない。

C.6 データおよび統計。報告はあらゆる適切な条文に関連する、規約の権利の享受における、進捗状況を評価することを委員会が可能とする十分なデータと統計を含まなければならない。

C.7 第 3 条。男性と女性による、規約の権利の平等な享受に関する状況は、特に示されなければならない。

C.8 核となる文書。締約国が、核となる文書をすでに用意している場合には、委員会に入手可能となる：それはまた、とりわけ「一般的な法的枠組」および「情報と公表」に関して、報告において必要に応じて更新されなければならない。(HRI/CORE/1、本文書の第 1 章を参照のこと)。

D. 最初の報告書

D.1 一般。

この報告書は、締約国が、委員会に対して批准した規約を遵守する法および実践の程度について提示する最初の機会である。報告書は以下のようなものでなければならない：

- ・規約の権利の履行の憲法上および法的枠組を作成すること
- ・規約の権利に効力を与えるために採択された法的および実践的な措置を説明すること
- ・締約国内およびその管轄権下にある人々による規約の権利の享受を確実にするために取られた進捗を示すこと

D.2 報告の内容。

D.2.1 締約国は規約の第 I、II、IIIのすべての条文を明確に論じなければならない；法規範は詳述されなければならないが、それだけでは十分ではない；事実状況並びに実践上の利用可能性、効果および規約の権利侵害の際の救済措置の履行についても説明されまた例示されなければならない。

D.2.2 報告は以下について説明しなければならない：

規約の第2条が、規約の権利に効力を与えるために締約国が取った主要な法的措置；および権利が侵害されうる個人に利用可能である救済措置の範囲について示し、どのように適用されているのかについて；

規約が直接適用されうる方法で国内法に組み入れられたのか；

そうでない場合には、規定が、裁判、法廷および行政当局において援用することが可能でありまたそこで効力を有しうるのかについて；

規約の権利が、憲法あるいは他の法において保証されているのか、またその程度について；あるいは

規約の権利が、実施されるために、法律制定により、国内法に制定されあるいは国内法に反映されたのか。

D.2.3 規約の権利を確実にするために、司法、行政および管轄権を有する他の権限ある機関についての情報が提出されなければならない。

D.2.4 報告は、規約の権利の履行においてあるいはそのような権利の侵害への申し立てへの対応において責任を行使する、あらゆる国内もしくは正式な制度または組織に関する情報を含まなければならない、報告においてはそれら活動の例が示されなければならない。

D.3 報告の添付資料。

D.3.1 報告は、規約の権利に関連して救済措置を保証し規定する、関連する主要な憲法、立法および他の文書の写しが添えられなければならない。そのような文書は複写されたり訳されたりせず、委員会の委員に利用可能となる；報告が、添付資料を参照せずに、明確および包括的であることを確実にするために、報告それ自身が、これら文書からの十分な引用あるいは要約を含んでいることが重要である。

E. その後の定期報告書

E.1 これら報告書に関しては二つの起点がある：

従前の報告での最終所見（とりわけ「懸念」および「勧告」）および委員会の審議の要約記録（存在する場合）；

締約国による、実施された進捗状況および領域あるいは管轄権内の個人による規約の権利の享受に関する現在の状況についての検討。

E.2 定期報告書は、規約の条文に従い構成されなければならない。条文について新規に報告することがなければ、そのように記載されなければならない。¹

E.3 締約国は、定期報告書に適用される限りにおいて、最初の報告書およびその添付資料に関する指針に再び言及しなければならない。

E.4 定期報告書をより詳述するために、以下の事項について扱われなければならない状況が生じうる：

規約の権利に影響を及ぼす締約国の政治的および法的アプローチの根本的な変化が生じうる；そのような場合には、完全な、条文ごとの報告が求められる；
文書および司法または他の決定の付録に相当する、新しい法的あるいは行政的な措置が提示されうる。

F. 選択議定書

F.1 締約国が選択議定書を批准し、委員会が議定書の下で受理した通報に関連して、救済の規定と関連しあるいは他の懸念を表明して見解を出した場合には、（この事項が従前の

¹ E.2 結局：第 70 回会期において採択。

報告においてすでに処遇されていなければ) 報告書は救済を提供するためあるいはそのような懸念に合致して、またいかなる状況においても、これにより批判が再びなされないことを確実にするために、取られた措置についての情報を含まなければならない。

F.2 締約国が死刑を廃止した場合には、第二選択議定書と関連する状況に関して説明されなければならない。

G. 委員会による報告書の審査

G.1 一般

委員会は、代表団との建設的対話の形式において報告書の審査を行い、国家における規約の権利に関連する状況を改善することを目的としている。

G.2 質問票

利用できるすべての情報を基にして、委員会は事前の、報告書の審査の基本的な議題を形成する質問票を提示する。代表団は質問票に対するために、また必要な場合には更新された情報によって委員からのさらなる質問に応える準備をしておかなければならない；またそれは報告書の審査に割り当てられた時間内になされなければならない。

G.3 締約国の代表団

委員会は、第40条の下の機能を効果的に遂行できるようにすることまた報告を行う締約国が、報告の要請から最大限の利益を得ることを確実にすることを希望する。締約国の代表団は、したがって、規約の権利の全分野に関する委員会の書面および口頭での質問およびコメントに対して応答できる、知識と能力を通じて同国における人権状況を説明する人々を含まなければならない。

G.4 最終所見

報告書の審査の直後に、委員会は、報告書および代表団とのその後の議論に関する最終所見を刊行する。これら最終所見は、総会への委員会の年次報告に含まれる；委員会は、締約国がこれら所見を、広報および議論の目的で、すべての適切な言語によって、普及することを期待する。

G.5 追加の情報

G.5.1 あらゆる報告の提出に続いて、その後の修正あるいは更新は次の場合においてのみ提出が認められる。

(a) 委員会での報告書の審査の期日の 10 週間前であること（国際連合通訳サービスにより要請されている最短の時間）または；

(b) この期日以降で、文書が、締約国によって委員会の公用語（現在では、英語、スペイン語およびフランス語）に翻訳されている場合。

これら二つの過程のいずれかが遵守されていない場合には、委員会は、修正を審査することができない。これはしかしながら更新された添付資料あるいは統計には適用されない。

G. 5. 2 報告の審議において、委員会は代表団に対してさらなる情報を要請することができる；事務局は、次回の報告書において扱われなければならないそのような事項について留意し続ける。

G. 6. 1 委員会は、最初のあるいは定期報告書を提出することへの催促にもかかわらず、締約国による長期に及ぶ不履行の場合には、特定された将来の会期において、当該締約国の規約の権利の履行の程度を審査する意図について通告することができる。その会期に先立って、委員会は、締約国に対して所蔵している適切な資料を送付する。締約国は特定された会期に代表団を送ることができ、それは委員会での議論に貢献しうる。いずれにせよ、委員会は暫定的な最終所見を発行し、特定された性質の報告書の締約国による提出の日付を設定することができる。

G. 6. 2 審査のために会期で予定されていた報告書を提出した締約国が、他の締約国の報告の審査が予定されているために不可能である時に、委員会に対して、代表団が会期に参加することができないことを通知してきた場合には、委員会は、当該会期あるいは特定された会期において質問票に基づいて報告書を審査することができる。代表団が欠席の場合には、暫定的な最終所見に達するかあるいは報告書および他の資料を審査し上記第 G. 4 項の経過に従うかについて決定することができる²。

H. 報告書の形式

報告の配布、したがって委員会の審査のためのその入手可能性は、以下によってより一層促進されうる：

- (a) 項に順番に番号が付いていること；
- (b) 文書が A 4 用紙に書かれていること；
- (c) 行間が空いていないこと；
- (d) 写真オフセット印刷が可能であること（用紙の片面のみ）。

² G. 6. 1 および 2：第 70 会期において採択。

第IV章 人種差別撤廃委員会

条約第9条第1項1の下、締約国により提出される CERD 固有の文書の指針

国際人権条約の下での報告に関する調和された指針（HRI/MC/2006/3 および Corr.1）に含まれた通り、共通の核となる文書および条約固有の文書に関する指針を考慮して、第71会期において（2007年7月30日—8月17日）、委員会により採択された。

A.序

1. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「同条約」）の第9条第1項に従い、各締約国は、同条約の諸規定の実現のためにとった、立法上、司法上、行政上その他の措置に関する報告を、人種差別撤廃委員会（以下「同委員会」）による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する：（a）当該締約国について同条約が効力を生ずる時から1年以内、および（b）その後は2年ごとに、さらには同委員会が要請する時。第9条第1項は同委員会が、追加の情報を締約国に要請できることも規定する。

2. 報告指針の目的は、締約国に対して、報告書が包括的かつ統一された様式で提示されることを確実にするために、報告書の形式および内容に関して助言を与えるものである。報告指針の遵守はまた第9条および手続規則第65条の下でのさらなる情報を要請する同委員会のニーズをも軽減する。

3. 国家は、自らの国際的な義務の遵守を確実にする手段としてのみならず、同条約のより効果的な政策計画および実行のために、自らの管轄権内の人権の保護の状況を十分に理解する機会として、報告準備過程を含み、報告の過程を検討しなければならない。さらに、締約国は、報告書の準備において非政府組織の関与を奨励しまた促進しなければならない。非政府組織によるそのような建設的な関与は報告書の質を高めまた同条約によって保護されるすべての権利の享受を促進することになる。

4. 同委員会は、国際人権条約の下での報告に関する調和された指針（HRI/MC/2006/3）に含まれている、共通の核となる文書および条約固有の文書に関する指針を考慮するために、また条約第14条の下での一般勧告、意見、決定および最終所見を反映して、同委員会による、条約の深化しつつある実行および解釈を考慮して、従前の報告指針（CERD/C/70/Rev.5）を本文書と置き換えることを決定した。

B. 共通の核となる文書および CERD 固有の文書に含まれる、情報に関する、改正された報告制度と組織

5. 条約機関報告制度の下での国家報告書は2つの部分により構成される：共通の核となる文書と条約固有の文書である。共通の核となる文書は、報告を行う国家についての一般的な情報、人権の保護および促進のための一般的な枠組、並びに無差別および平等に関する一般的な情報および調和された指針（HRI/MC/2006/3 および Corr.1）に合致した効果的な救済を含まなければならない。

6. 条約第9条に基づき提出される、CERD 固有の文書は共通の核となる文書に含まれている情報を繰り返してはならない。同委員会の一般勧告を考慮して、条約の第1から7条の履行に関連する特定の情報を含まなければならない。報告書は、条約の実践的な履行および達成された進捗状況に関する実際の状況のすべての部分を反映しなければならない。報告書はまた一最初の CERD 固有の文書を除いて一最終所見および決定において同委員会によって表明された懸念への応答、また、最終所見および勧告に関するフォローアップのための指針を考慮して、そこに含まれていた勧告の履行に関する情報をも含まなければならない。

7. さらに、報告書は、この過程における市民社会の関与に関する情報を含む、同委員会の最終所見へのフォローアップを確実にする国家レベルで発展した機関に関する情報を提供しなければならない（調和された指針の第46項の下で要請された、共通の核となる文書に既に含まれていない場合）。

8. 共通の核となる文書の第3部は、同委員会の特別な関心事項である、無差別および平等並びに効果的な救済措置に関する情報を含まなければならない。共通の核となる文書に含まれる情報は一般的な性質であるものの、CERD 固有の文書に含まれる情報は、同条約第1条に規定されている人種差別の定義を考慮して、より詳細でなければならない。下記第C節 に示されている指針はさらなる詳細を定めている。

9. 調和された指針の第27項に従い、同委員会は、含まれている情報が時代遅れと考える場合には、共通の核となる文書の更新を要請することができる。

10. 文化の混在から生じるものを含む、人口の種族的特徴は条約に関連して特に重要である。¹人口学の指標を含む、人権の履行評価の指標は共通の核となる文書に定められな

¹ 条約第9条の適用に関する一般的勧告 No. 16（1993年）；条約第1条第1および4項の解釈および適用に関する No. 8（1990年）；および条約第1条に関する No. 24（1999年）

ればならない。この情報が共通の核となる文書に含まれない場合には、CERD固有の文書に記されなければならない。

1 1. 多くの国家は、人口調査を行う際に、克服しようとする分断を強化する場合あるいは、個人のデータの保護に関する規則に影響を及ぼさない限りは、民族のような要因には注意を払わない。人種、皮膚の色、世系、民族的あるいは種族的出身（これ以降は人種差別）に基づく差別の撤廃における進展が監視されるのであれば、これら特徴に基づいて不当に処遇される人の数についてのいくつかの表示度数が、CERD 固有の文書に必要である。人口調査においてこれら特徴に関する情報を収集していない国家は、したがって、母語、通常用いられている言語、あるいは社会調査に由来する、人種、皮膚の色、世系、もしくは民族的または種族的出身に関するあらゆる情報と共に、種族的多様性の他の指標に関する情報を提供することを求められる。量的な情報が不足する場合には、人口の種族的特徴についての質的な描写が提供されなければならない。国家は、関連する情報の収集のための適切な方法を発展させることが求められまた奨励される。

1 2. 同委員会はまた、集団が、またそうであればどの集団が、締約国において、正式に民族的または種族的少数者、もしくは先住民族とみなされているのかを示す情報に関心を有している。同委員会はまた、世系に基づく共同体、市民でない者および国内避難民が特定化されることも勧告する。²

1 3. 必要な場合には、報告書の審議を促進するために、報告国が委員会のすべての構成員への配布を望む、委員会の常用語の一つで作成された他のすべての補足的な証拠書類の十分な数の写しを伴っていないなければならない。

1 4. 報告の際に、国家が共通の核となる文書あるいは他の条約固有の文書のいずれかに提供された情報に言及する場合には、国家はそのような情報が記されている関連の項を明確に示さなければならない。

1 5. 調和された指針の第 19 項において要請されているように、最初の条約固有の文書は 60 頁を超えてはならず、その後の定期的な文書は 40 頁以内に収められなければならない。

C. 条約の第 1 から 7 条に関連する情報

を参照のこと。

² 第 1 条第 1 項の一般勧告 No. 29 (2002 年)、(世系)；ロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000 年)；先住民族の権利に関する一般勧告 No.23 (1997 年) および一般勧告；市民でない者に対する差別に関する No. 30 (2004 年) を参照のこと。

16. 同委員会は、締約国が、適切な見出しの下に、そこに言及された、法、規則および司法判断および同委員会による報告書の審議に必要不可欠と見なす、すべての他の部分の関連する引用を、この部分に挿入することを招請する。締約国は、必要な場合には、報告書のさらなる明確化のために必要と思われるすべての文書を別個の添付資料として報告書に付けることができる。³

17. 締約国は、同委員会に対して、同条約の各規定の履行において直面する障害があれば、それについて同委員会に報告することも求められる。報告書はこれら障害を克服するために取ることを計画している措置に着目するのみならず、報告の期間に達成されたことについても着目しなければならない。

18. 同委員会は、締約国がその報告において、国家レベルでダーバン宣言および行動計画を履行するために取られる行動計画および他の措置に関する情報を含めることを勧告する。⁴

19. CERD 特定報告書に含まれている情報は、次の通り手配されなければならない：

第1条

A. 条約第1条第1項に定められている定義と国内法における人種差別の定義の準拠の評価、⁵とりわけ：

1. 国内法における人種差別の定義が、人種、皮膚の色、世系あるいは民族的または種族的な起源に基づく差別を含むのかについての情報；

2. 直接的および間接的な差別が、国内法の人種差別の定義に含まれているのかについての情報；

3. 第1条第1項の「公的な生活」の用語の理解に関して、および反差別法の範囲に関する情報が締約国によって提供されなければならない；

³ 付属文書は報告の一部ではないが事務局によって保存され協議の際には利用可能である。

⁴ 人種主義、人種差別、ゼノフォビアおよび関連の不寛容に反対する世界会議のフォローアップに関する、一般勧告 No. 28 (2002 年) を参照のこと。

⁵ とりわけ条約第1条第1項に関する、一般勧告 No. 14 (1993 年) を参照のこと。

4. 国内法の人種差別の定義の範囲に関連して、留保および宣言、またデロゲーション、制約あるいは限定に関連する情報が、調整された指針の第 40 b) および c) 項において求められているように、共通の核となる文書に含まなければならない。⁶

5. 条約第 1 条の第 2 および 3 項並びに市民でない者に対する差別に関する一般勧告 No. 30 (2004 年) を考慮して、国内法が、市民の資格あるいは移住に基づいて差別化した処遇を規定している程度に関連する情報。

B. 締約国の法制度が同条約の下で保護される集団および個人の十分な前進を確実にする特別な措置を認めあるいは規定していることに関する情報は、調和された指針の第 52 項に求められているように、共通の核となる文書に記されなければならない。この情報が共通の核となる文書に含まれていない場合には、CERD 固有の文書に記されなければならない。

第 2 条

A. 人種差別を撤廃しおよび条約第 2 条第 1 および 2 項を実現するための法的枠組および一般的な政策の簡潔な記述 (調和された指針の第 50 から 58 項の下の、共通の核となる文書にすでに記されていない場合)。

B. 立法上、司法上、行政上および取られた他の措置に関する特定および詳細な情報：

1. 個人、集団あるいは組織に対する人種差別の不作为あるいは実践に関与するという約束を実現し、また国家および地方の、すべての公的な当局および公的な制度がこの義務に合致して行動すべきこと；

2. あらゆる個人、集団または組織による人種差別を禁止し、また終わらせるための約束を実現すること；

3. あらゆる個人あるいは組織による人種差別を保証し、擁護しあるいは支持しない約束を実現すること；

4. 調和された指針の第 42 項に基づいてすでに定められた情報に留意しつつ、政府、国家および地域の政策を再検討し、人種差別が存在する場合には、人種差別を引き起こしあるいは浸透を実施する法および規則を修正し、廃止しあるいは無効とすること；

⁶ この情報が、共通の核となる文書に含まれていない場合には、CERD 固有の文書に記されなければならない。

5. 適切な場合には、人種差別と闘い相互理解を涵養する非政府組織や制度を奨励すること。

C. パリ原則に従い創設された、国家人権機関（1993年12月20日の総会決議48/134）、あるいは他の適切な機関が、人種差別撤廃と闘う権限を与えられているかに関する情報（調和された指針の42f）および43b）項に従い、共通の核となる文書にすでに定められていない場合）。⁷

D. 条約第2条第2項に従い、社会的、経済的、文化的および他の分野において取られた特別および具体的な措置から便益を得る集団および個人に関する情報。さらに、条約の第5条に基づいて、達成された結果に関する詳細な情報について記されなければならない。

第3条

条約第3条の規定を実現する、立法上、司法上、行政上および他の措置に関する情報、とりわけ：

1. 第1条第1項に関する一般的な性格を有する意見No. 19（2002年）を想起し、アパルトヘイトへの言及は、南アフリカに排他的に向けられるかもしれないが、採択された条文は、すべての国における人種隔離のすべての形態を禁止する。したがって、情報は、報告を行う国、とりわけ、居住の様式が低収入および人種、皮膚の色、世系あるいは民族的存在あるいは種族的出身に基づいた複合的な差別から引き起こされうる都市において、管轄権下の領域における人種隔離のすべての実行を防止し、禁止しおよび撲滅する措置に関して提供されなければならない；⁸

2. 人種隔離の状況が、公的な当局によるイニシアチブあるいは直接の関与なく生じうることを想起しつつ、人種隔離およびゲッター化を引き起こしうるすべての傾向の適切な監視を確実にする措置；⁹

3. とりわけ教育および住居の分野において、ロマ、¹⁰ 世系に基づいた共同体¹¹ および市民でない者¹² を含む、条約の下で保護される集団および個人の隔離を可能な限り予防しまた回避する措置；

⁷ 条約の履行を促進する国家制度の設立に関する一般勧告 No. 17 (1993年) を参照のこと。

⁸ 条約第3条に関する一般勧告 No. 19 (1995年) を参照のこと。

⁹ Ibid.

¹⁰ ロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000年) を参照のこと。

¹¹ 第1条第1項、(世系) に関する一般勧告 No. 29 (2002年) を参照のこと。

第4条

A. 調和された指針の第53項の下で要請されたとおり共通の核となる文書にすでに記された情報に留意しつつ、条約第4条の規定を実現する、立法上、司法上、行政上あるいは他の措置に関する情報、とりわけ以下の情報；

1. 世界人権宣言に具体化された原則および条約の第5条に明確に定められた権利に相当の注意を払いながら、人種差別のすべての教唆あるいは行為を撲滅することを企図した即座の措置を採用する約束を実現すること；

2. 人種、皮膚の色、世系あるいは民族的または種族的出身に基づいた集団の優位性の考えや理論に基づいた、あるいはあらゆる形態の人種的な憎悪および差別を正統化しあるいは促進しようとする、すべてのプロパガンダおよび組織を公的に非難すること；

3. あらゆる個人または集団に対する人種差別への人種的な優位性または憎悪あるいは教唆に基づいた考えのすべての普及を法により処罰される犯罪として宣言すること；

4. 人種、皮膚の色、世系あるいは民族的または種族的出身を理由とした個人または集団に対するすべての暴力行為あるいはそのような行為の教唆を法により処罰される犯罪として宣言すること；

5. 財政支援を含み、人種差別的な活動へのあらゆる支援の提供を法により処罰される犯罪として宣言すること；

6. 人種差別を促しまたそそのかす組織並びに組織化されたまたすべての他のプロパガンダ活動を違法と宣言しまた禁止すること、またそのような組織や活動への参加が法による処罰される犯罪であることを確認すること；¹³

7. 国家あるいは地方の公的当局あるいは公的制度が、人種差別を促しあるいはそそのかすことを禁止すること。

B. 人種的な動機が、国内の刑法に基づいて、状況の悪化と見なされているのかに関する情報。¹⁴

¹² 市民でない者に対する差別に関する一般勧告 No. 30 (2004年) を参照のこと。

¹³ とりわけ条約第4条に関する一般勧告 No. 15 (1993年) を参照のこと。

¹⁴ たとえば刑事司法制度の行政および機能における人種差別防止に関する一般勧告 No. 31

C. 委員会は、条約第4条が義務的な性質を有することを強調した、第4条の履行に関連する一般勧告 No. 7 (1985年) および第4条に関する No. 15 (1993年) を想起する。しかしながら、条約第4条の履行のために特別の立法がなされていない場合には、締約国は以下を行わなければならない：

1. 立法がなされていない理由およびその規定の履行において直面している障害について説明すること；

2. 委員会に対して、現行の刑法の規定が、裁判所において適用される際に、規定にもとづいて義務を効果的に履行するのかその方法と程度について、通知すること。¹⁵

D. 条約第4条の下での義務を満たすために、締約国は、適切な法律を制定するのみならず効果的に執行されることを確実にしなければならない。したがって、締約国は人種差別の行為に関する国家の裁判所および他の国家制度によって取られた決定に関して、またとりわけ第4条(a)と(b)において扱われる犯罪行為について情報を提供しなければならない。¹⁶ 報告の期間に条約の第4条の下で禁止された行為について、申請された申し立て、行われた訴追および申し渡された判決に関する統計上のデータ並びにそのデータの質的な評価についても提供されなければならない。¹⁷

第5条

締約国は、条約第5条に言及されている各権利および自由の無差別の履行に関して報告することを求められる。締約国は、立法上、司法上、行政上あるいは効果のために取られるその他の措置で、問題となる権利の下で（規定において掲載されている各権利の履行に充てられているサブセクションに）、または人種差別に基づいた犠牲者の関連する集団あるいは潜在的な犠牲者のために（関連する集団に充てられているサブセクションに）、提示される。

権利および自由のリストは、第5条に定められているように、網羅的ではない。第5条に言及されている権利および自由についての平等の享受並びに他の類似のいかなる権利は、締約国によって保護されなければならない。そのような保護は、公的な制度の使用に

(2005年)、第4項を参照のこと。

¹⁵ 1973年5月4日の委員会において採択された決定3(7)において要請された情報。

¹⁶ 第4条の履行に関連する一般勧告 No. 7 (1985年) を参照のこと。

¹⁷ 刑事司法制度の行政および機能における人種差別の防止に関する一般勧告 No. 31 (2005年) を参照のこと。

よってあるいは民間の制度の活動を通じてなど、様々な方法で達成されうる。いずれにせよ、条約の効果的な履行を確実にし、条約第9条に基づいて報告を行うことは締約国の義務である。民間の制度が権利の行使あるいは機会の可能性に影響を及ぼす程度において、関係締約国は、その結果が人種差別を生み出しあるいは浸透させる目的や効果を有するものでないことを確実にしなければならない。¹⁸

条約第2条第2項に従い、特定の集団および個人の便益のために特別の措置が採用された場合には、達成された結果についての詳細な情報が、その節の下で示されなければならない。

I. 特別の権利の下で分類された情報

下記に記載された情報の要請は、例示であり、制限的ではない。

A. 裁判所および司法を管理するすべての他の機関における平等な処遇の権利。とりわけ、以下の措置についての情報が示されなければならない：

1. テロとの闘いにおいて取られるいかなる措置も、その目的あるいは効果において、人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身を理由として差別を行わないこと、また個人が民族的もしくは種族的なプロフィール分析またはステレオタイプ化されないことを確実にすること；¹⁹

2. 個人による人種差別の申し立てが完全に調査され、特に差別的あるいは人種主義的な行動に関連して、公務員に対してなされた申し立てが、独立したまた効果的な精査の対象となることを確実にすること；

3. 刑事司法制度の行政および機能における人種差別の防止に関する一般勧告 No. 31 (2005年) を履行すること。

B. 政府の公務員あるいはあらゆる個人、集団または制度によって与えられたとしても、暴力あるいは身体的な害に対する、個人の安全の権利および国家による保護。とりわけ、取られた措置に関する以下の情報が示されなければならない：

¹⁸ 条約第5条に関する一般勧告 No. 20 (1996年) を参照のこと。

¹⁹ 人種差別およびテロと戦うための措置に関する声明を参照のこと (総会公式記録、第57会期、補足 No. 18 (A/57/18)、第XI章、第C節)。

1. 犠牲者または潜在的な犠牲者に対する暴力の、人種によって動機づけられた行為を予防するための措置を採用することによる、人種差別の犠牲者または潜在的な犠牲者の安全および保全の平等な保護を確保とすること；そのような行為の調査および処罰において、警察、検察官および司法機関による即座の行動を確保とすること；並びに犯罪行為者が、公的な公務員であろうと他の個人であろうと、いかなる程度の不処罰も享受しないことを確保とすること；²⁰

2. とりわけ逮捕および拘禁との関連で、条約の下で保護される集団に属する個人に対する警察による違法な武力の行使を予防すること；²¹

3. 人種的な偏見を原因とする紛争を予防し、人種差別の犠牲者あるいは潜在的な犠牲者の集団の構成員および他の個人に対する人種的に動機づけられた暴力の行為と闘うために、警察と、これら集団の間のコミュニケーションと対話のための適切な措置を奨励すること；²²

4. 条約の下で保護されている集団の構成員を警察および他の法執行機関への採用を奨励すること；²³

5. 市民でない者が、拷問および残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは刑罰を含む、重大な人権侵害にさらされる危険がある場合には彼らを国家または領域から送還または追い出さないことを確保とすること。²⁴

C. 政治的権利、とりわけ選挙に参加し、普遍的および平等な参政権に基づいて投票しまた立候補し、政治およびあらゆるレベルでの公的事項の遂行に参加し、公的サービスを等しく利用できる権利。とりわけ以下に関する情報が示されなければならない。

1. これら権利を保障するために取られた措置、また実践における享受に関して。例えば、先住民族や様々な種族的または民族的な出身の構成員は他の人々と同様の権利を行使するのか。彼らはすべての国家の公的サービスおよび統治制度において比例して代表となっているのか。

²⁰ たとえばロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000 年) 第 12 項を参照のこと。

²¹ Ibid., 第 13 項。

²² Ibid., 第 14 項。

²³ Ibid., 第 15 項。

²⁴ 市民でない者に対する差別に関する一般勧告 No. 30 (2004 年) 第 27 項を参照のこと。

2. 人種差別の犠牲者または潜在的犠牲者の集団が、彼らに影響を及ぼす政策および計画の発展並びに履行に関与している程度。²⁵

3. 公的および政治的生活における積極的な参加の重要性について、関連する集団および共同体の構成員の間での認識を促進するためにおよびそのような参加への障壁を取り除くために取られた措置。²⁶

D. 他の市民的権利。とりわけ以下の情報について示されなければならない：

1. 国境内における移動および住居の自由の権利；
2. 自国を含み、あらゆる国を去り、また自国に戻る権利；
3. 国籍に関する権利。

とりわけ、以下の情報が示されなければならない (a) 市民でない者の特定の集団が、市民権あるいは帰化へのアクセスに関して差別されていないことを確実にするために取られた措置、(b) 長期あるいは永住の居住者の特定の状況、(c) 無国籍を減じるために取られた行動；および (d) 市民権へのアクセスのための処遇について異なった基準が、市民の伴侶（女性および男性）である市民でない者に対して適用されたのか；²⁷

4. 結婚しまた伴侶を選ぶ権利；
5. 個人としてまた他者と連携して財産を有する権利；
6. 相続の権利；
7. 思想、良心および信教の自由。

²⁵ たとえばロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000 年)、第 43 項；先住民族の権利に関する一般勧告 No. 23 (1997 年)、第 4 項を参照のこと。

²⁶ たとえばロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000 年)、第 44 項を参照のこと。

²⁷ これら問題に関しては、とりわけ市民でない者に対する差別に関する一般勧告 No. 30 (2004 年) を参照のこと。

委員会は、特定の宗教共同体の構成員に対する、種族的な根拠により差別をもたらさうる、対テロ措置の効果を含む、人種および宗教的な差別の起こりうるインターセクショナルリティを想起したい；

8. 意見および表現の自由の権利；²⁸

9. 平和的な集会および結社の権利。

E. 経済的、社会的および文化的権利。とりわけ以下の情報について示されなければならない：

1. 労働の権利。

締約国は、例えば、(a) 条約の下で保護されている集団に属する個人が、特定の専門職または活動に、また失業状態において、平均以上または平均以下の割合であるのかについて示し；および (b) 労働の権利の享受における人種差別を予防するための政府による活動を説明しなければならない；

2. 労働組合を結成し参加する権利。

締約国は、例えば (a) 労働組合を結成しまた参加する権利が市民でない者にも与えられているのか、および/または彼らの地位に応じてどのような制限が適用されるのか、並びに (b) 労働組合を結成し参加する権利が特定の職業あるいは契約の特定の種類の種類に制限されているのか、条約に基づいて保護される集団に属するどの人が、平均以上に代表が出すぎているのか、示さなければならない；

3. 居住の権利。

締約国は、例えば、(a) 人種差別の犠牲者あるいは潜在的な犠牲者の集団が、特定の分野に集中しているのかあるいは特定の場所に集中する傾向にあるのかを示し；(b) 家あるいはアパートを貸借あるいは売却する人々による人種差別を予防する政府による行動を説明し；および (c) 遊動または準遊動の人々の文化的同

²⁸ これに関して条約第4条に関する一般勧告 No. 15 (1993年) を参照のこと。それによれば「委員会の意見として、人種的優越性あるいは憎悪に基づくすべての考えの普及の禁止は、意見および表現の自由の権利と適合する」。

一性を十分に尊重しつつ、彼らの居住の権利を履行するために取られた措置を説明しなければならない；²⁹

4. 公衆衛生、医療ケア、社会保障および社会サービスの権利。

人口における、人種差別の犠牲者あるいは潜在的犠牲者の様々な集団は衛生および社会サービスの様々なニーズを有する可能性がある。締約国は（a）そのような多様性を説明しまた（b）これらサービスの平等な提供を確実にする政府による行動を説明しなければならない；

5. 教育および訓練の権利。

締約国は、例えば（a）条約の下で保護されている集団の構成員間の教育および訓練のレベルにおけるあらゆる差異を示し；（b）学校で話されまた教育されている言語に関する情報を提供し；および（c）この権利の享受における人種差別を予防する政府の行動を説明しなければならない；

6. 文化的活動に平等に参加する権利。

締約国は、例えば、（a）文化的多様性を尊重し保護しながら、すべての人が差別なく文化的な生活に参加する権利を強化するために取られた措置について；（b）条約の下で保護される集団に属する人による創造的な活動を奨励するために、また彼らが自身の文化を保存し発展させることを可能にするために取られた措置について；（c）新聞、テレビおよびラジオ番組を含むメディアへのアクセスおよび自らのメディアの設立を奨励しまた促進するために取られた措置について；（d）競技スポーツにおいて人種的な憎悪および偏見を予防するために取られた措置について；並びに（e）国内法およびメディアにおける少数者、先住民のおよび他の言語の地位について報告しなければならない；

7. サービスの場にアクセスする権利

²⁹ たとえば、ロマとの関連において、ロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27（2000年）の第 31 および 32 項における委員会によってなされた勧告を参照のこと；また十分な住居の権利に関する一般的な性格を有する意見 No. 4（1991年）の第 7 項における、経済的、社会的及び文化的権利委員会によってなされた勧告も参照のこと（社会権規約第 11 条第 1 項）。

締約国は、交通機関、ホテル、レストラン、カフェ、ディスコ、映画館、劇場および公園など、一般の人々による利用が意図されたあらゆる場あるいはサービスへのアクセスにおける人種差別を予防するために取られた措置について報告しなければならない。

II. 人種差別の犠牲者あるいは潜在的な犠牲者の関連する集団による情報

A. 同委員会は、国家の管轄権内のすべての人、特に同条約により保護される集団の構成員が、どの程度、人種差別から自由に、同条約第5条に言及されているすべての権利および自由を実際に享受しているのかを確認することを希望する。調和された指針の共通の添付資料3に従い、核となる文書における指標に関して示されている情報は、(a) これら指標の質的評価および(b) 報告の期間に達成された進展に関する情報によって補われなければならない。特別の情報が必要であればならず、とりわけ：

1. 難民および避難民に関する条約第5条に関する一般勧告 No. 22 (1996年) に留意しつつ、難民および避難民に関して；

2. 市民でない者に対する差別に関する一般勧告 No. 30 (2004年) に留意しつつ、移住者、難民、庇護希望者および無国籍者を含む、市民でない者に関して；

3. 先住民族の権利に関する一般勧告 No. 23 (1997年) に留意しつつ、先住民族に関して；

4. ロマに対する差別に関する一般勧告 No. 29 (2002年) に留意しつつ、少数者に関して；

5. 条約第1条、第1項(世系)に関する一般勧告 No. 29 (2002年) に留意しつつ、世系に基づく共同体に関して；

6. 人種差別のジェンダーに関連する次元に関する一般勧告 No. 25 (2000年) に留意しつつ、女性に関して。締約国は、人種差別から自由な、条約の下の権利の、女性による平等な享受の確保に影響を与える要因および経験された障害を、可能な限り量的および質的な用語により、述べることを求められる。締約国は人種、皮膚の色、世系および民族あるいは種族的出身による、また集団内でジェンダーによって分類されたデータを提供しなければならない。

B. 人種差別が、(年齢、性別およびジェンダー、宗教、障がいおよび社会経済地位の低さなどに基づくものなど) 差別の他の原因と混在するという不利益の複雑な形態について、特別な注意が払われなければならない。締約国は、関連する人の状況に留意すること、および人種差別と関連する不利益の形態について利用可能であるあらゆる社会的指標に言及することが求められる。³⁰

C. これら権利の享受について量的データが利用可能でない場合には、締約国は社会的調査に由来する関連情報を提供しなければならない、不利益を被る集団の代表の意見を報告しなければならない。

第6条

A. 調和された指針の第59項に従いすでに示された情報に留意しつつ、条約第6条の規定を実現する、立法上、司法上、行政上および他の措置に関する情報。とりわけ以下の情報が示されなければならない：

1. 条約第1条の下で定義されているように、人種差別の事件に関連する、裁判所および他の司法および行政機関の実行および決定；

2. (a) 犠牲者が、自らの権利に関する十分な情報を有していること；(b) 彼らが社会的な非難あるいは報告を恐れずにすむこと；(c) 制限された資源を有する犠牲者が司法過程の費用や複雑さを恐れずにすむこと；(d) 警察および司法当局への信頼が欠如していないこと；および(e) 当局が、人種的な動機による犯罪行為について十分に注意喚起されまたそれに気が付いていること、を確実にするために取られた措置；

3. 国家人権制度およびオンブズパーソン並びに他の類似の制度が人種差別に関する個人の申し立てを聞きまた審議する権限を与えられているか否か；

4. 人種差別の事件において国内法において十分と考えられる、賠償および満足の分類と事例；³¹

5. 人種差別を含む事件の民事手続きにおける立証責任。³²

³⁰ 人種差別のジェンダーに関連する側面に関する一般勧告 No. 25 (2000 年) を参照のこと。

³¹ 条約第6条に関する一般勧告 No. 26 (2000 年) を参照のこと。またこれに関して、刑事司法制度の管理および機能における人種差別の防止に関する一般勧告 No. 31 (2005 年) および先住民族の権利に関する No. 23 (1997 年) 第5項を参照のこと。

³² 市民でない者に対する差別に関する一般勧告 No. 30 (2004 年) 第24項を参照のこと。

B. 関連がある場合、締約国は第 14 条に規定されている選択的な宣言を行う意図があるのかを示さなければならない。この効果への障壁に関する情報は示されうる。同条約第 14 条の下の宣言を行った国家については、情報は、第 14 条第 2 項に従い、国家が条約に定められているあらゆる権利の侵害の犠牲者であると申し立てを行い、また他の可能な国内救済措置を尽くした、管轄権内の個人および個人の集団からの請願を受理しまた審議する権限を有する、国家の法秩序における機関を設立あるいは確定したのかについての情報を示さなければならない、

第 7 条

情報は、調和された指針の第 56 項に従い、共通の核となる文書にすでに記されているものを補わなければならない。報告は以下の個別の見出しの下、第 7 条において触れられている、主な各主題に関する情報を提供しなければならない：(a) 教育および指導；(b) 文化；および (c) 情報。これら広範な要素において、提供される情報は、(i) 人種差別に至る偏見と闘うために；および (ii) 民族およびすべての集団内での理解、観葉および友情を促進するために、締約国によって取られた措置を反映しなければならない。

A. 教育および指導。とりわけ、以下の情報が提供されなければならない。

1. 教育制度に関する一般的な情報を含み、人種差別に至る偏見と闘うために、教育および指導の分野において取られた立法および行政上の措置；

2. すべての集団内でのよりよい理解、寛容および友情へと至る、人権問題を促進することを助ける、学校のカリキュラム、並びに教師および他の専門家の訓練カリキュラム、計画および主題におけるものを含み、取られた措置。情報はまた、国際連合憲章、世界人権宣言および条約の目的並びに原則が教育および指導に含まれたのかについても提供されなければならない；

3. 同条約の下で保護される集団に関する、ステレオタイプ化されたあるいは品位を下げるイメージ、言及、蔑称あるいは意見を伝える教科書のすべての言語を再検討し、並びに人権の享受におけるすべての人間に内在する尊厳と平等性のメッセージを伝える、イメージ、言及、呼称および意見に変えるために取られた措置；³³

³³ たとえば第 1 条、第 1 項に関する一般勧告 No. 29 (2002 年) 第 48 項 (世系) を参照のこと。

4. すべての適切なレベルにおいて、同条約に基づいて保護されまた国家の領域に居住する集団の歴史と文化に関する章を教科書に含めるために、また、それら集団によって話されている言語を含む、彼らの歴史と文化について、適宜、本および他の印刷された資料の出版および配布、並びにテレビおよびラジオ番組での放送を奨励し支援するために取られた措置；³⁴

5. 法執行公務員がその職務遂行において、人種、皮膚の色あるいは民族または種族的出身の差別なく、すべての人の人としての尊厳を尊重しまた保護し、並びに人権を擁護しまた支持することを確実にするために、彼らの集中訓練として取られた措置。³⁵

B. 文化。とりわけ以下の情報について提供されなければならない：

1. 民族的文化と伝統を発展させ、人種的偏見と闘い、すべての集団の間の、民族間および文化間の理解、寛容および友情を促進するために機能する制度または結社の役割；

2. そのような制度および結社に対して国家により提供される支援、およびより一般的に、例えば芸術上の創造の分野（映画、文学、絵画、等）において、文化的多様性の尊重および促進を確実にするために取られた措置；

3. 締約国によって採用され履行された言語上の政策。

C. 情報。とりわけ以下の情報について提供されなければならない：

1. 人種差別を伴う偏見と闘うための情報の普及における、および条約の目的並びに原則のより良い理解の涵養における国家メディアの役割；

2. 人権を広報しおよび人権文書の目的並びに原則に関する情報を普及する、大衆情報メディアすなわち報道機関、ラジオおよびテレビ並びにインターネットの役割；

3. 偏見を助長せず、また、集団全体を非難する方法で、条約上保護される集団の個人の構成員を含む事件の報道を避ける、特別な責任を有するすべてのメディアの専門家間の認識を奨励するために取られた措置；³⁶

³⁴ ロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000 年)、第 26 項を参照のこと。

³⁵ 人権の保護における法執行公務員の訓練に関する一般勧告 No. 13 (1993 年)。

³⁶ ロマに対する差別に関する一般勧告 No. 27 (2000 年)、第 37 項を参照のこと。

4. 人種的、差別的あるいは偏った言語を回避するために、メディア機関の行動規範を通じて、メディアによる自己監視の方法を奨励するために取られた措置；³⁷

5. 条約の下で保護される集団の、生活、社会および文化について、並びに人権とすべての集団の文化的同一性を尊重しつつ、包摂的な社会を構築する重要性について、一般大衆を教育するために教育的およびメディアのキャンペーンを発展させるための措置。³⁸

³⁷ Ibid., 第 40 項。

³⁸ Ibid., 第 38 項。

第V章 女子差別撤廃委員会¹

A. 序

A. 1 この条約固有の報告指針は、共通の核となる文書に関する調和された報告指針と合わせて適用されなければならない。²それらが一体として、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の下での報告に関する調和された指針を構成する。それらは女子差別撤廃委員会により出されたすべての以前の報告指針に代わる。³

A. 2 締約国による条約履行に関する報告は、したがって2つの部分により構成される：共通の核となる文書および条約の履行に特に関連する文書である。

A. 3 共通の核となる文書

A. 3. 1. 共通の核となる文書は、調和された報告指針に従い委員会のために用意されたあらゆる報告の最初の部分を構成する。⁴共通の核となる文書は、一般的小および事実の性質を持つ情報を含む。

A. 3. 2. 一般的に、共通の核となる文書に含まれる情報は、委員会に提出される条約固有の文書に繰り返される必要はない。委員会は、締約国が共通の核となる文書を提出していない場合や共通の核となる文書における情報が更新されていない場合には、すべての関連する情報が条約固有の文書に含まなければならないことを強調する。さらに、委員会は、国家に対して、国家によって提供される情報を再検討する際に、性およびジェンダーの側面に関して共通の核となる文書に含めることを奨励する。それが不十分であることが明らかになった場合には、国家は条約固有の文書および共通の核となる文書の次の更新において関連する情報に含めることを奨励される。

A. 4. 条約固有の文書

¹ 報告およびデータ収集のメカニズムの創設についての技術支援は、国際連合人権高等弁務官事務所または他の国際連合機関より得ることができる。

² 共通の核となる文書および条約固有の文書を含む、国際人権条約の下での報告に関する調和された指針 (HRI/GEN/2/Rev.4, 第I章)。

³ HRI/GEN/2/Rev.4, 第V章。

⁴ とりわけ、第III節、および報告の一般および第一部を参照のこと。

A. 4. 1. 本指針は、報告の第2部の準備に関するものであり、委員会への最初のおよびすべてのその後の定期報告書に適用される。条約固有の文書は、条約の履行に関するすべての情報を含まなければならない。

A. 4. 2. 性別に基づいて分類された人権の保護および促進の一般枠組、また無差別および平等並びに効果的な救済措置に関する一般的な実際の情報が、適切な場合には、共通の核となる文書に含まなければならないのと同時に⁵、また条約の履行に特定された追加情報および委員会の関連する一般的な勧告並びに法の影響、女性に関する複数の法制度、政策、計画の相互作用が条約固有の文書に記されなければならない。締約国の領域あるいは管轄権内で、女性のすべての集団が、彼女たちの生活を通じて、条約の規定の享受を確実にする上で、もたらされた進歩に関する、分析的な情報も提供されなければならない。

B. 報告義務

B. 1. すべての締約国は、条約の批准あるいは加入によって、第18条に基づいて、条約が効力を生ずる時から1年以内に、この条約の規定の実施のために取った立法上、司法上、行政上その他の措置およびこの点に関してもたらされた進歩に関する最初の報告を；またその後は少なくとも4年ごと、さらには委員会が要請する時に、提出することを約束する。

C. 報告の内容についての一般指針。

C. 1. 一般

C. 1. 報告は、調和された報告指針の第24から26項および29項に従わなければならない。⁶

C. 2. 委員会の一般勧告。

⁵ 調和された報告指針の第40—59項を参照のこと（HRI/GEN/2/Rev.4, 第1章）。これは法におけるまた法の前女性の平等に影響を及ぼす、慣習あるいは宗教上の法に関する一般的な情報を含む；憲法への性による差別禁止の包含；特定の反差別の法律、行同の機会法律、女性に対する暴力を禁止する法律；法制度が特別な措置を認めあるいは義務付けているのか；性による差別の申し立てに関する裁判件数；女性に対する国内機関としての制度；国家人権制度のジェンダーの側面；ジェンダーに基づく予算の存在とその結果；特に女性を対象とした人権教育。

⁶ HRI/GEN/2/Rev.4, 第4章。

C. 2. 委員会によって採択された一般勧告は、条約固有の文書の準備において考慮されなければならない。

C. 3. 留保および宣言。

C. 3. 留保および宣言に関する一般情報は、調和された報告指針の第 40 項 (b) に従い、共通の核となる文書に含まなければならない。さらに、条約の留保および宣言に関する特定の情報が、本指針、留保に関する委員会の声明、⁷ および、適切な場合には、委員会の最終所見に従い委員会に提出される条約固有の文書に含まなければならない。締約国による条約のあらゆる条文に関連するあらゆる留保または宣言は、説明されなければならない。締約国による条約のあらゆる条文に関連するあらゆる留保または宣言は、説明されなければならない。特定の条文に言及しない一般的な留保を行った国、あるいは第 2 条および/または 9 および 16 条について留保を行った国は、留保の解釈および効果について報告しなければならない。締約国は、他の人権条約における類似の義務に関して行った、あらゆる留保または宣言に関する情報を提供しなければならない。

C. 4. 要因および障害。

C. 4. 条約の規定の履行に特別に関連する要因および障害に関する情報で、共通の核となる文書に含まれていないものは、調和された報告指針の第 44 項に従い、それらを克服するために取られた措置の詳細を含み、条約固有の文書に示されなければならない。

C. 5. データおよび統計

C. 5. 一般的な事実上および統計上の情報は共通の核となる文書に含まれないが、⁸ 条約固有の文書は、委員会が、条約の履行における進歩を評価することを可能にするために、条約の各条文の履行および委員会の一般勧告に関連する、性別によって分類された特定のデータおよび統計⁹を含まなければならない。

D. 最初の報告書

⁷ 総会公式記録、第 53 会期、付録 No. 38 (A/53/38/Rev.1)、第 2 部、第 I 章、第 A 節。

⁸ 調和された報告指針の第 32 項 (HRI/GEN/2/Rev.4, 第 I 章) を参照のこと。

⁹ 調和された報告指針の添付資料 3 に示されているように、適切な指標を用いること。

D. 1. 最初の条約固有の文書は、共通の核となる文書と一緒に、締約国の最初の報告書を構成し、また締約国の法および実行が条約に従う程度を委員会に示す、締約国の最初の機会となる。

D. 2. 締約国は条約の第 I 部から IV 部のすべての条文を明確に対応しなければならない；共通の核となる文書に含まれる情報に加えて、女性の実際の情報に関する法的規範の影響と実践的な利用可能性、履行および条約の規定違反への救済措置の効果に関する詳細な分析が条約固有の文書に示されまた説明されなければならない。

D. 3. 最初の条約固有の文書は、その情報が既に共通の核となる文書に含まれていないのであれば、それが暫定的な性質であっても、法、実践あるいは伝統によって課され、もしくは条約の各条文の女性の享受に関するあらゆる方法における、性別およびジェンダーに基づいてなされたあらゆる区別、排除あるいは制限について、示されなければならない。

D. 4. 最初の条約固有の文書は、とりわけそれらが報告に添付されていない場合や国際連合の常用語の 1 つにおいて利用可能でない場合には、条約の権利および条文に関連する、救済措置を保証しまた定める、関連する主要な憲法上、立法上、司法上および他の文書からの十分な引用あるいは要約を含まなければならない。

E. 定期報告書

E. 1. その後の条約固有の文書は、共通の核となる文書と共に、その後の定期報告書となり、締約国のそれ以前の報告の審議と現在の報告の提示の期間に着目しなければならない。

E. 2. 定期的な条約固有の文書は、条約の主なクラスター（第 I—IV 部）に従うように構成されなければならない。条文の下で報告する新しいことがない場合には、そのように記されなければならない。

E. 3. その後の条約固有の文書に関して少なくとも 3 つの出発点がある：

(a) 以前の報告に対する最終所見の履行（とりわけ「懸念」および「勧告」）および不履行あるいは直面している障害についての説明に関する情報；¹⁰

(b) 条約の履行に向けて取られた、締約国による、追加の法的および他の適切な措置および方法についての分析的および結果志向の考察；

¹⁰ 締約国は、報告の関連部において、特定の最終所見に特に言及しつつ、報告の冒頭にその情報を示し、あるいは統合することを決定できる。

(c) 市民的、政治的、経済的、社会的、文化的または男性との平等に基づく他の分野において、人権および基本的な自由の女性による行使および享受への残されたあるいは生じつつある障壁に関する情報、またこれら障壁を克服するために想定されている措置に関する情報。

E. 4. 定期的な条約固有の文書は、とりわけ女性に対する差別の撤廃における、また女性の人権の完全な享受を確実にする上で取られた措置の影響、および長期の傾向を分析しなければならない。

E. 5. 定期的な条約固有の文書は、女性の様々な集団、とりわけ差別の複合形態にさらされる集団に関する条約の履行についても扱わなければならない。

E. 6. 根本的な変化が、条約の履行に影響を及ぼす締約国の政治的および法的アプローチにおいて生じ、あるいは、文書の添付、および司法または他の決定を必要とする締約国による新しい法的または行政的な措置が導入された場合には、そのような情報は条約固有の文書に示されなければならない。

F. 例外的な報告書

F. 1. 本指針は、例外的な報告書に関する、委員会の手続規則の規則第 48.5 条並びに決定 21/I および 31/III (h) によって要請されまた適用されるあらゆる例外的な報告書に関する委員会の手続きに影響を及ぼすものではない。

G. 報告書の添付資料

G. 1. 必要な場合には、報告書は、報告書の審議を促進するために、報告国が委員会のすべての構成員への配布を望む、委員会の常用語の一つで作成された、主要な立法上、司法上、行政上および他の補足的な証拠書類の十分な数の写しにを伴わなければならない。これら文書は報告書の調和された指針の第 20 項に従い提出することができる。

H. 選択議定書

H. 1. 締約国が選択議定書を批准または加入し、委員会が、議定書に基づいて受理した個人通報に関連して、救済措置の規定に関連するあるいは他の懸念を表明する見解を出した場合には、条約固有の文書は、通報を生じさせるあらゆる状況が再び起こらないことを

確実とするために取られた救済的な措置およびその他の措置についてのさらなる情報を含まなければならない。

H. 2. 締約国が選択議定書を批准または加入し、委員会が選択議定書第 8 条に基づいて調査を行った場合には、条約固有の文書は調査に対して取られたさらなるあらゆる措置の詳細を含み、調査を生じさせた侵害が再び起こらないことを確実としなければならない。

I. 国際連合の会議、首脳会議および見解の結果を履行する措置

I. 1. 条約の実質的な内容と北京行動綱領の間には多くの相乗作用があり、それらはしたがって相互に強化する。条約は法的に拘束力のある義務により構成され、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的小および他の分野における女性の平等の権利を定めている。綱領は、12 の重大問題領域を通じて、条約の履行に用いることができる政策および計画議題を定めている。条約固有の文書は、綱領の 12 の重大問題領域が条約の特定の条文に関連していることから、それらの履行が、条約の実質的な平等枠組の締約国による履行に統合されているのかに関する情報をも含まなければならない。

I. 2. 条約固有の文書は、ミレニアム開発目標のジェンダー要因の履行および他の関連する国際連合の会議、首脳会議および再検討の結果に関する情報についても含まなければならない。

I. 3. 適切な場合には、条約固有の文書は安全保障理事会決議 1325 (2000 年) の履行およびその結果に関する情報を含まなければならない。

J. 条約固有の文書の形式

J. 1. 条約固有の文書の形式は、調和された報告指針の第 19 から 23 項に従わなければならない。最初の報告は、60 頁を超えてはならず、またその後の条約固有の文書は 40 頁以内に限定されなければならない。項は番号付けされなければならない。

K. 委員会による報告書審査

K. I. 一般。

K. 1. 委員会は、代表団との建設的対話の形式を取る、委員会への報告書の審査を予定し、その目的は締約国による条約の履行を改善することにある。

K. 2. 最初およびその後の定期報告書に関する質問票および質問

。

K. 2. 自由に利用できるすべての情報に基づいて、委員会は、共通の核となる文書および条約固有の文書に記されている情報を明確にしました補うために、質問票および質問を事前に提供する。質問表に対する書面の回答が、報告が審議される会期の少なくとも 3 か月前に締約国から求められる。代表団は、委員会の専門家による追加の質問に答えられるように準備をしなければならない。

K. 3. 締約国の代表団。

K. 3. 締約国の代表団は、知識および能力並びに権限あるいは責任のある立場を通じて、報告国の女性の人権のすべての観点を説明でき、また条約の履行に関して委員会の質問およびコメントに答えられる個人を含まなければならない。

K. 4. 最終所見。

K. 4. 報告書の審議の後、委員会は、報告および代表団との建設的対話に関する最終所見を採択しまた刊行する。最終所見は、総会への委員会の年次報告書に含まれる。委員会は、締約国が最終所見を、広報および履行のための対話を目的として、すべての適切な言語で、普及することを期待する。

第 VI 章

拷問禁止委員会

A. 最初の報告書*

1. 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の第 19 条の下、各締約国は、自国がこの条約に基づく約束を履行するために取った措置に関する報告書を、提出する。最初の報告書は、条約が効力を生じた後 1 年以内に、およびその後は委員会が他の報告書を要請しない限り、4 年ごとに提出する。

2. 締約国が第 19 条の下での義務を実行することを支援するために、委員会は最初の報告書の形式および内容に関して以下の一般指針を採択した。本指針は、1991 年 4 月に第 82 回会合(第 6 会期)に委員会によって採択された初期の版にとって代わるものである。

第 1 部. 一般情報

A. 序

3. 報告書の序の文において、拡大された核となる文書への他所参照が、一般的な政治構造、人権が保護される一般的な法的枠組など、一般的な性質の情報に関してなされなければならない。最初の報告書において同情報を繰り返す必要はない。

4. 報告準備過程に関する情報は、この節に含まなければならない。委員会は、報告書の起草が広範囲に基づいた協議から恩恵を得ると考える。したがって、委員会は、行われる可能性のある、政府内、人権の促進および保護の国家制度、非政府組織および他の組織とのそのようなあらゆる協議に関する情報を歓迎する。

B. 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰が禁止されている一般的な法的枠組

5. この節において、委員会は、核となる文書によって扱われていない程度において、とりわけ以下の点に関して、条約の履行に関連する特定の情報の受理を想定する：

- ・拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する、憲法上、刑法上および行政上の規定への簡単な言及。

* 第 19 条の下で締約国により提出される最初の報告の形式および内容に関する指針と題された CAT/C/4/Rev.3 に含まれている。指針は、2005 年 5 月 2-21 日の委員会の第 34 会期において採択された。

- ・報告国が当事国である、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する国際条約。
- ・国内の法秩序における条約の地位、すなわち憲法および通常法律との関連で。
- ・国内法が、あらゆる残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止のノンデロガビリティをいかに確保しているのか。
- ・条約の規定が、裁判所または行政当局に対して訴えることができまた直接に執行されうるのか、もしくは関係する当局により、執行されるために内部の法または行政規則に変更されなければならないのか。後者が求められるのであれば、報告は、条約を国内法秩序に編入する立法行為に関する情報を提供しなければならない。
- ・条約において扱われる事項を対象とする、司法、行政または管轄権/権限を有する他の権限ある当局、例えば憲法裁判所、最高裁判所、通常および軍事裁判所、検察官、矯正機関、警察および拘禁施設の管理を担当する行政当局、人権の促進および保護のための国家制度など。国家の連邦、中央、地域および地方のレベルでの条約の実際的な履行の概観を提供し、条約の下での報告国による義務の履行に影響を及ぼしうるあらゆる要因および障害を示すこと。報告は、そのような状況における条約の履行に関連する特定の情報を含めなければならない。当局または他の民間または公的な制度によって収集された関連文書を歓迎する。

II. 条約の実体の各条文に関する情報

6. 一般的な規則として、報告書は、各条文に関連して以下の情報を含まなければならない。

- ・条文を実施する、立法上、司法上、行政上または他の措置。
- ・関連するあらゆる統計上のデータを含む、条文を実施する措置が実行された場合の具体的な事件と状況について。

- ・条約違反の事件または状況、そのような違反の理由およびその状況を救済するために取られた措置。委員会が法的状況のみならず事実上の状況についての明確な全体像を入手することが重要である。

第1条

7. 本条文は、条約の目的のために拷問の定義を含む。この規定の下、報告書は次のものを含まなければならない：

- ・その定義が条約の定義に完全に合致しているかに関する指摘を含み、国内法における拷問の定義
- ・条約に合致する国内法における拷問の定義がない場合には、拷問のすべての事件を包含する刑法あるいは法律上の規定に関する情報
- ・より広範な適用の規定を含むあるいは含む可能性のある国際的な文書または国内の法律に関する情報

第2条、第1項

8. 本条文は、締約国が拷問の行為を予防するための効果的な措置を取る義務を紹介するものである。報告書は次の情報を含まなければならない：

- ・拷問のすべての行為を予防するために取られた効果的な措置に関する適切な情報、特に次の点に関するもの：警察における身柄拘束の期間；独房における監禁；逮捕された個人の弁護士との接見、健康診断、家族との接触などに関する権利を決定する規則；拘禁された個人への保証を制限しうる、緊急事態、対テロ法律

9. 委員会は、責任を有する個人が訴追されることを確実にする措置を含む、報告国による、拷問を防止するために取られた措置の効果に何する評価を歓迎する。

第2条、第2項

10. 報告書は、いかなる例外的な事態も援用できないことを確実にする効果的な措置に関する情報を含まなければならない、とりわけ：

- ・拷問されない権利が、戦争状態、戦争の脅威、内戦の不安定または他の公の緊急状態におけるデロゲーションに服さないことを保証するために法的および行政的な措置が存在するのか否か

第2条、第3項

1 1. 報告書は、以下について示さなければならない：

- ・軍当局からの命令を含み、上司からの命令は拷問の正当化根拠として援用することの禁止に関して、法律および裁判所の判例法が存在しているか否か；仮に存在する場合には、実際上の履行に関する情報が定めなければならない。
- ・部下が拷問の行為を行うことへの命令に法的に反対することが認められているのか、彼/彼女が利用できる頼りとなる手続きおよび生じたとされた事件に関する情報
- ・刑法上の弁護としての「法の遵守」の概念に関して、公的な機関の立場が、禁止の効果的な履行に何らかの影響を及ぼすのか否か

第3条

1 2. この条文は、彼/彼女に対する拷問が行われる恐れがありうる国家に個人を追放し、送還または引き渡すことを禁止する。報告書は次の情報を含まなければならない：

- ・そのような禁止に関する国内の法律
- ・国家が採択した、テロ、緊急事態、国家の安全保障あるいは他の理由に関する法律および実行がこの規定の効果的な履行に与える影響について
- ・個人の引き渡し、追放、移送、または送還を決定する機関および基準の根拠
- ・この事項の決定が再検討されるのか、またそうであれば、どの機関において、また提供される手続きまたその手続きの一時停止の効果について
- ・第3条に関連する事件において取られた決定およびこれら決定において用いられる基準、決定の根拠とされた情報および情報源

- ・外国人の追放、送還または引き渡しに対処する公務員への訓練の種類

第4条

13. 本条文によって課せられている報告義務において、各国家は、第1条の定義に合致した拷問を犯罪とする法律を明確に制定しなければならないことが含意されている。委員会は、拷問としての犯罪が、殺人および暴行の多様な形態とは性質上区別されうること、したがって犯罪として別個に定義されるべきであるとの見解を一貫して表明している。報告書は、次の情報を含まなければならない：

- ・これら犯罪に関する民事および軍の刑事上の規定並びに関連する刑罰
- ・制限条項のこのような犯罪行為への適用
- ・これら法条文が適用された事件数およびその性質およびその事件の結果、とりわけ有罪判決に課された刑罰および無罪判決の理由
- ・第4条の履行に関連する判決の例
- ・拷問の行為に責任を有する法執行の職員に対して取られた、拷問の申し立てられた事件の調査期間の懲罰措置に関する現存の法律（例 停職）
- ・確立された刑罰が、拷問の重大な性質を考慮しているかに関する情報

第5条

14. 第5条は、第4条に記された犯罪に関する管轄権を設定する締約国の法的義務を扱う。報告書は次の情報を含まなければならない：

- ・第1項の（a）、（b）および（c）に含まれる事件において管轄権を設定するために取られた措置。（b）および（c）が適用された事件の例についても含まなければならない。
- ・報告国の領域に容疑者が所在し、問題となっている犯罪行為に管轄権を有する国に彼/彼女を引き渡さない事件において管轄権を設定するために取られた措置。（a）

引き渡し認められた、および（b）引き渡し退けられた事件の例も記されなければならない

第6条

15. 第6条は、とりわけ領域内に所在し、第4条に言及されている犯罪を行ったと申し立てられた個人の調査に関する問題について、締約国による管轄権の行使を扱う。報告書は次に関する情報を提供しなければならない：

- ・とりわけ、彼/彼女の所在を確実にする、個人の抑留あるいは他の措置に関する国内法の条文；彼/彼女の領事支援に対する権利；個人が身柄を拘束されている管轄権を有する他国に対して通知を行う報告国の義務；抑留の状況および締約国が管轄権を行使する意図を有するの可否か
- ・第6条の様々な観点の履行に責任を有する当局
- ・上記の国内の規定が適用されるあらゆる事件

第7条

16. この条文は、容疑者を引き渡さない場合に、管轄権を有する場合には、拷問の行為に関連して訴追を開始する国家の義務を含む。報告書は、以下に関する条約を提供しなければならない：

- ・法的助言の権利、有罪が立証されるまで推定無罪の権利、裁判の前の平等の権利などを含み、手続きのすべての段階における容疑者の公正な取り扱いを確実にする措置
- ・訴追および有罪判決に求められている証拠の水準が、外国での犯罪行為を行った容疑者が外国人である事件においても平等に適用されることを確実にする措置
- ・上記に言及されている措置の実質的な履行の例

第8条

17. 条約の第8条により、締約国は、拷問の行為および/あるいは拷問に関連する犯罪を行おうとし、拷問への共犯並びに参加を疑われる個人の引き渡しを促進する目的で、拷問を引き渡し可能な犯罪と確認することを約束する。報告書は次に関する情報を含まなければならない：

- ・拷問および関連する犯罪が、引き渡し可能な犯罪として報告国によって見なされているのか
- ・報告国が、条約の存在を条件として引き渡しを行うか
- ・報告国が、上記に言及された犯罪に関して引き渡しの法的根拠として条約を見なしているのか
- ・引き渡し可能な犯罪として拷問を含む、報告国と他の締約国間の条約に関する引き渡し条約
- ・報告国が、上記に言及されている犯罪を行ったとして、申し立てられている個人の引き渡しを認めた事件

第9条

18. 本条文により、締約国は拷問犯罪および行おうとした関連犯罪、拷問の共犯および参加の犯罪に関する刑法上の手続きのすべての事項への相互司法共助を提供することとを約束する。報告書は次に関するものを含まなければならない。

- ・上記に記された犯罪事件に適用される、相互司法共助に関する、あらゆる条約を含む、法条文
- ・要請の結果を含む、締約国によるあるいは締約国から要請された相互共助における拷問の犯罪を含む事件

第10条

19. 本規定および関連する第16条により、国家は、国家あるいは拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止に関連する事項を管理する職員の下、特に医療職員および法執行の職員、医療職員および拘禁、尋問または個人の取り扱い

に関連する他の職員を訓練する義務を有する。報告書は次にに関する情報を含まなければならない：

- ・条約第 10 条に列挙されている様々な機能に責任を有する職員への上記に記された問題に関する訓練計画
- ・被拘禁者または庇護希望者を対象とし拷問に関する身体的および精神的な影響を発見する、医療職員の訓練、並びに司法および他の職員の訓練に関する情報
- ・教育および訓練の性質および頻度
- ・女性、若者、および種族的、宗教的並びに他の多様な集団の、特にこれら集団に不均衡に影響を及ぼす、拷問の形態に関して、適切かつ尊重される処遇を確実にするあらゆる訓練に関する情報
- ・様々な計画の効果

第 11 条

20. この条文および関連する第 16 条により、国家は、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を予防する目的で、尋問の規則、指示、方法および慣行並びに逮捕、抑留または拘禁のあらゆる形態の下にある個人の拘留および処遇の取極めを検討し続ける義務を負う。報告書は以下に関する情報を含まなければならない。

- ・自由を奪われた個人の処遇に関する法、規則および指示
- ・弁護士、医師、家族の構成員への即座の通知およびアクセス並びに外国籍の場合には、領事への通知を必要とする措置に関する情報への即座の通知およびアクセスを必要とする措置に関する情報
- ・以下の規則および原則が、国家の国内法および実行に反映されている程度：被拘禁者処遇最低基準規則；被拘禁者の取扱いに関する基本原則；あらゆる形態の拘禁・収監下にあるすべての人の保護のための原則；拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰から被拘禁者および被抑留者の保護における、医療職員特に医師の職務に関連する医学倫理原則；および法執行官の行動綱領

- ・刑務所および他の拘禁施設を捜査し、国際的な監視または NGO の調査の許可を含む、男性および女性の双方に対する性的暴力のすべての形態および被拘禁者間の暴力のすべての形態を含み、男性および女性に対する暴力のすべての形態を監視するために設立されたあらゆる独立した機関またはメカニズム
- ・その様な場所が公的に認められまた独房監禁が認められていないことを確実にする情報
- ・拘禁および収監状態にある個人の尋問および拘留に責任を有する法執行官の行動を再検討するメカニズム、またなんらかの条件または再条件手続と共に、その様な調査の結果
- ・特に危険にさらされている個人の保護のためのあらゆる保護措置に関する情報

第 12 条

21. この条文および関連する第 16 条に基づいて、国家は、自国の管轄内で、拷問または残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰が行われたと信ずるに足りる理由がある場合には、権限ある当局が迅速かつ公平な調査を行うことを確実にしなければならない。報告書は以下を特定しなければならない：

- ・犯罪および懲戒の双方のレベルで、調査を開始した実行する権限を有する当局
- ・即座の医療検査および犯罪学の専門家へのアクセスの有無を含む、適用されうる手続き
- ・申し立てられた犯罪行為者が、調査が行われている間に彼/彼女の機能を停止するのか、および/または申し立てられた犠牲者とのさらなる接触を禁止されるか否か
- ・訴追および刑罰の事件の結果に関する情報

第 13 条

22. この条文および関連する第 16 条により、締約国は、彼/彼女が拷問または残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を受けたこと、および彼の/彼女の事件を

迅速かつ公平に調査することを申し立てる、あらゆる個人の権利並びに虐待または脅迫に対する申立人および証人の保護を保証しなければならない。報告書は次に関する情報を含まなければならない：

- ・拷問または他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは刑罰の犠牲者であると申し立てる個人が利用できる救済措置
- ・権限ある当局が彼/彼女の事件を調査することを拒否した場合に申立人が利用できる救済措置
- ・あらゆる脅迫または虐待の申立人および証人の保護のためのメカニズム
- ・国内の当局に提出された、拷問および残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは刑罰の申し立ての数に関して特に性別、年齢、犯罪および地理的な場所によって分類された統計上のデータおよび調査の結果。拷問および/あるいは他の形態の虐待を行ったとされる個人の所属先に提供された便益についての指示も提供されなければならない。
- ・法の下でのすべての個人の平等な地位への差別的な障壁、および犠牲者のハラスメントや心的外傷が再び与えられることを防止するあらゆる規則または実行に関する情報を含み、あらゆる申立人の独立したまた公正な司法救済へのアクセスに関する情報
- ・警察軍および検察官または、申し立てられた拷問または残虐な、非人道的および品位を傷つける取扱いまたは女性および種族的、宗教的または他の少数者に対する暴力の事件を扱うために特別に訓練された他の関連する職員に関する情報
- ・その様な措置の効果に関する情報

第14条

23. この条文は、拷問の犠牲者が救済を受けること、公平かつ適正な賠償並びにリハビリテーションの権利を扱う。報告書は以下の情報を含まなければならない：

- ・拷問の犠牲者およびその家族が賠償を受けるために機能している手続きおよびその様な手続きが法典化されあるいは何らかの方法で正式なものとなっているのか

- ・ 国家が、犯罪行為者の行為に法的に責任を持ち、したがって犠牲者に賠償を行うことが義務となっているのか
- ・ 統計上のデータ、または少なくとも、拷問の性質に関する情報、犠牲者の地位および身元並びに賠償の額または提供された他の救済措置に関する情報を含み、権限ある当局による賠償を命じる決定の例およびその決定が履行されたのかに関する指示
- ・ 拷問の犠牲者の国において存在するリハビリテーションの計画
- ・ 犠牲者の尊厳の尊重、彼/彼女の安全への権利および彼/彼女の健康の保護を回復し、再発を防止し、犠牲者のリハビリテーションと共同体への再統合を支援するための、賠償以外の措置に関する情報

第 15 条

24. この条文の下、国家は、供述がなされた証拠として拷問について告発された個人に対するものを例外として、拷問の結果としてなされた供述が、あらゆる手続きにおいて証拠として用いられないことを確実にしなければならない。報告書は以下に関する情報を含まなければならない：

- ・ 証拠の要素として拷問の下で得られた供述の使用の禁止に関する法規定
- ・ その様な規定が適用された事件の例
- ・ 締約国の法制度に適用される場合には、派生的な証拠が認められるのかに関する情報

第 16 条

25. この条文は、加盟国に対して、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の行為を禁止する義務を課すものである。報告書は以下に関する情報を含まなければならない。

- ・残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の行為が締約国によって禁止されている程度；これら行為が定義づけられているか又はそうでなければ国内法で処遇されているのか。
- ・その様な行為を防止するために締約国により取られてきた措置。
- ・女性および未成年者が他の男性/成年と別にされているのかを含み、女性および未成年者の施設を含む、警察の拘禁施設および刑務所の生活状況。過密、囚人間の暴力、収容者に対する懲罰的な措置、医療および衛生状況、最も一般的な疾病および刑務所での扱い、食糧へのアクセスおよび未成年者の拘禁の状況がとりわけ扱われているのかに関連する事項。

B. 定期報告書 *

締約国による定期報告書は、次の通り 3 部で示されなければならない；

第 II 部. 第 1 から 16 条の順番に従い、適宜、条約の履行に関連する新しい措置および新しい進展に関する情報

- (a) この部は詳細に記されなければならない：
 - (i) 以前の報告の提出の日付から委員会によって審議される定期報告の提出の日付までに及ぶ期間に、条約を履行する締約国により取られたあらゆる新しい措置；
 - (ii) 同時期に生じたおよび条約の履行に関連するあらゆる新しい進展；
- (b) 締約国はとりわけ以下に関する情報を提供しなければならない：
 - (i) 管轄にある領域での、とりわけ拘禁の場所並びに法執行および医療職員による訓練に関して、条約の履行に影響を与える法律および制度上のあらゆる変化
 - (ii) 条約の履行に関連するあらゆる新しい判例法
 - (iii) 拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の行為の申し立て、調査、起訴、手続、判決、賠償および補償；
 - (iv) 条約の下で締約国が負う義務の十分な実行を妨げうるあらゆる障害。

第 III 部. 委員会により要請された追加の情報

* 1991 年 4 月 30 日の拷問禁止委員会の第 85 回会合（第 6 会期）において採択され、1998 年 5 月 18 日の第 318 回会合（第 20 会期）で改正された、条約第 19 条第 1 項の下の締約国により提出される定期報告の形式および内容に関する一般指針と題された、CAT/C/14/Rev.1 に所収。

この部は、締約国の以前の報告書の委員会での審議の間に、委員会によって要請され、締約国によって提供されなかったあらゆる情報を含まなければならない。情報がその後の伝達においてまたは委員会の手続規則の規則 67 第 2 項に従い追加の報告書において、締約国によって提供された場合には、締約国は繰り返す必要はない。

第IV部. 委員会の結論および勧告の遵守

この部は、締約国の最初のおよび定期報告書の審査の最後に委員会によって締約国に対して示された結論および勧告に従うために締約国によって取られた措置に関する情報を含まなければならない。

第Ⅶ章
子どもの権利委員会
A. 最初の報告書*

序

1. 児童の権利に関する条約第 44 条第 1 項は、「締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 2 年以内に、(b) その後は 5 年ごとに、この条約において認められる権利の実現のために取った措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する」と規定する。
2. 条約第 44 条はさらに、第 2 項において、子どもの権利委員会に対して提出される報告は、条約の下の義務の実施に影響を及ぼす要因および障害が存在する場合にはそれを記載すること、および関係国における条約の履行について包括的な理解するために十分な情報を含むことを規定する。
3. 委員会は、委員会への提出のための報告準備過程は、条約と国内法および政策を調和させるために、また条約に定められた権利の享受においてなされた進展を監視するために取られた多様な措置の包括的な再検討を行う重要な機会を提供していることを確信する。さらに、その過程は政府の政策への人々の参加および公的な調査を奨励し促進するものでなければならない。
4. 委員会は、報告過程が、条約に定められている権利の遵守を尊重しまた確保する締約国の公約の継続した再確認を伴い、また締約国と委員会との間の意義のある対話の確立にとって不可欠な媒体であると考えている。
5. 様々な国際人権文書の下での監視機関の関心である事項と関連する、締約国の報告の一般的な部分は、「締約国の報告の最初の部の統合された指針」に従って準備されなければならない。本指針は、子どもの権利条約の履行に関する締約国の最初の報告の準備において従われなければならない。
6. 委員会は、やがて条約の第 44 条第 1 項 (b) に従い提出される予定の定期報告書の準備のための指針を作成する予定である。

* 1991 年 10 月 15 日の子どもの権利委員会第 22 回会合 (第 1 会期) によって採択された、条約の第 44 条第 1 項の下締約国によって提出される最初の報告の形式および内容に関する一般指針と題された CRC/C/5 に所収。

7. 報告書は、主要な法律および他の文書、また言及されている詳細な統計上の情報および指標の複写が添付されなければならない、それらは委員会の委員によって利用される。しかしながら、経済的な理由から、一般配布のために翻訳されたり複写されたりしなくともよい。したがって、文書が報告書自体に実際に引用されていなかったり添付されていなかったりした場合、報告は、これら文書の参照がなくとも理解されうる十分な情報を含んでいることが望ましい。

8. 条約の規定には、条約によって確認されているすべての権利には同等の重要性が付与され、異なる節に分類されている。

履行の一般的な措置

9. この節の下、締約国は、以下に関する情報を含み、条約第4条に従い関連する情報を提供することが要請される：

(a) 国内法および政策を条約の規定と調和させるために取られた措置；および

(b) 子どもに関連する政策を調整しおよび条約の履行を監視するための、国家または地方のレベルでの現存のまたは計画されたメカニズム。

10. さらに、締約国は、条約第42条に従い、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則および規定を成人並びに子どもにいずれにも広く知らせるために取られたあるいはその予定のある措置について詳述することを求められる。

11. 締約国はまた、条約第44条第6項に従い、報告を自国において公衆が広く利用できるようにするために取られたあるいはその予定のある措置について説明することも求められる。

子どもの定義

12. この節の下、締約国は、条約第1条に従い、自国の法および規則の下での子どもの定義に関して関連する情報を提供することが求められる。とりわけ、締約国は成人に達する年齢に関しておよび、特に、親の同意を必要としない法的または医療カウンセリング、義務教育の終了、非正規雇用、正規雇用、危険な仕事、性に関する合意、結婚、軍への自発的志願、徴兵、裁判所での自発的証言、刑事責任、自由の剥奪、拘禁およびアルコール

または他の管理された物質の消費を含む、様々な目的のために確立された法的最低年齢の情報について提供することが求められる。

一般原則

13. 主要な立法上、司法上、行政上および他の有効なまたは想定されている措置を含み、条約の規定の履行において直面する要因および障害並びに達成された進展についての関連する情報、および履行の優先順位と将来に向けて特定の達成目標が次に関して提供されなければならない：

- (a) 差別の禁止 (第2条)；
- (b) 子どもの利益の優先 (第3条)；
- (c) 生命に対する権利、生存および発達 (第6条)；
- (d) 子どもの意見の尊重 (第12条)；

14. さらに、締約国は、これら指針の他の場所に記載されている条文の履行においてこれら原則の適用に関する関連する情報を提供することが奨励される。

市民権および自由

15. この節の下、締約国は、主要な立法上、司法上、行政上または効力のある他の措置；条約の関連する条文の履行において直面する要因および障害並びに達成された進展；並びに履行の優先度および将来に向けた特定された以下の目標を含む、関連する情報を提供することが要請される：

- (a) 氏名および国籍 (第7条)；
- (b) 身元関連事項の保持 (第8条)；
- (c) 表現の自由 (第13条)；
- (d) 適切な情報へのアクセス (第17条)；

(e) 思想、良心、宗教の自由 (第 14 条) ;

(f) 結社および平和的な集会の自由 (第 15 条) ;

(g) プライバシーの保護 (第 16 条) ;

(h) 拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利 (第 37 条 (a)) .

家族の状況および代替としてのケア

16. この節の下、締約国は、とりわけ「子どもの最善の利益」および「子どもの意見の尊重」という原則が反映されているのか；条約の関連条文の履行において直面する要因および障害並びに達成される進展；並びに優先度の履行および以下の点に関する将来に向けた特別な目標について、主要な立法上、司法上、行政上または効力のある他の措置を含む、関連する情報を提供することが要請される：

(a) 親の指針 (第 5 条) ;

(b) 親の責任 (第 18 条第 1—2 項) ;

(c) 親からの分離 (第 9 条) ;

(d) 家族の再統合 (第 10 条) ;

(e) 子どもの扶養料の回収 (第 27 条第 4 項) ;

(f) 家庭環境を奪われた子ども (第 20 条) ;

(g) 養子 (第 21 条) ;

(h) 不法移送と帰還できない事態 (第 11 条) ;

(i) 身体的および精神的な回復と社会復帰を含む (第 39 条)、虐待および放置 (第 19 条) ;

(j) 収容への定期的審査 (第 25 条)。

17. さらに、締約国は、年齢集団、性別、種族的または民族的背景および農村または都市の環境によって分類された、次のような各集団の定期報告に、毎年の子どもの数に関する情報を提供することが要請される：ホームレスの子ども、保護収容に連れられる虐待または放置された子ども、里子に出された子ども、制度上のケアにおかれた子ども、養子縁組に置かれた子ども、国際的な養子縁組により入国した子ども、国際的な養子縁組により国を離れた子ども。

18. 締約国はこの節が扱う子どもに関連する、追加の関連する統計上の情報および指標を提供することが奨励される。

基本的な医療と福祉

19. この節の下、締約国は主要な立法上、司法上、行政上または他の有効な措置；この分野において政策を履行する制度上の社会資本、とりわけ戦略およびメカニズムの監視；並びに条約の関連する条文の履行において、直面する要因および障害並びに達成される進展、特に以下に関連することを含み、関連する情報を提供することが要請される：

(a) 生存および発達 (第 6 条第 2 項)；

(b) 障がい児 (第 23 条)；

(c) 健康および医療 (第 24 条)；

(d) 社会保障および子どものケアサービス並びに設備 (第 26 および 18 条第 3 項)；

(e) 生活水準 (第 27 条第 1—3 項)。

20. これら指針の第 9 項 (b) の下で提供されている情報に加えて、締約国は、条約のこの分野の履行に関して、社会福祉従事者の制度等、政府の地方および国家の組織または非政府の性質との協力の特徴および程度を特定することが要請される。締約国は、この節が扱う子どもに関する、追加の関連する統計上の情報および指標を提供することが奨励される。

教育、余暇および文化活動

21. この節の下、締約国は、主要な立法上、司法上、行政上および他の有効な措置；この分野における政策の履行の制度上の社会資本、とりわけ政策とメカニズムの監視；および条約の関連する条文の履行において直面する要因および障害並びに達成される進展を含み、以下の点について、関連する情報を提供することが要請される。

(a) 職業訓練および指針を含む教育（第 28 条）；

(b) 教育の目的（第 29 条）；

(c) 休息、余暇および文化活動（第 31 条）。

22. これら指針の第 9 項 (b) の下で提供された情報に加えて、締約国は、条約のこの分野の履行に関して、社会福祉従事者の制度等、政府の地方および国家の組織または非政府の特徴との協力の性質および程度を特定することが要請される。締約国は、この節が扱う子どもに関する追加の関連する統計上の情報および指標を提供することが奨励される。

特別な保護措置

23. この節の下、締約国は、主要な立法上、司法上、行政上および有効な他の措置；条約の関連規定の履行において直面した要因および障害並びに達成された進展；並びに以下の点について、将来のための履行の優先および特別な目標を含み、関連する情報を提供することが要請される：

(a) 緊急事態の状況における子ども：

(i) 難民の子ども（第 22 条）；

(ii) 身体および精神的な回復および社会復帰（第 39 条）を含む、武力紛争における子ども（第 38 条）；

(b) 法の抵触における子ども：

(i) 青少年の司法行政（第 40 条）；

(ii) 抑留、拘禁または保護観察の状況に置かれることのあらゆる形態を含む、自由を剥奪された子ども（第 37 条 (b) (c) および (d)）；

(iii) 青少年への判決、とりわけ死刑および終身刑の禁止（第 37 条 (a)）；

(iv) 身体的精神的回復および社会復帰（第 39 条）；

(c) 身体的および精神的回復および社会復帰を含む、搾取の状況にある子ども (第 39 条) :

- (i) 子どもの労働を含む経済的搾取 (第 32 条) ;
- (ii) 麻薬の乱用 (第 33 条) ;
- (iii) 性的搾取および性的虐待 (第 34 条) ;
- (iv) 搾取の他の形態 (第 36 条) ;
- (v) 売買、取引および誘拐 (第 35 条) ;

(d) 少数者または先住民の集団に属する子ども (第 30 条)

24. さらに、締約国は第 23 項で包含される子どもに関連する特別の統計上の情報および指標を提供することが奨励される。

B. 定期報告書 *

序および報告の目的

1. 定期報告書のこれら指針は、1996 年 10 月 11 日の第 13 会期に委員会によって採択されたものに代わるものである (CRC/C/58)。本指針は、子どもの権利条約第 44 条第 4 項の下で、条約の履行に関連するさらなる情報を提供することを、委員会が締約国に行うあらゆる要請に影響を及ぼすものではない。

2. これら指針は 2005 年 12 月 31 日以降に提出されるすべての定期報告書に及ぶ。本指針は条約の下で要請される、報告の目的と構成および実質的な情報の概観を含む。最後に、添付資料は、条約の実体条文に従い委員会によって要請される統計上のデータの類型に関するより詳細を示す。

3. 本指針は、報告書の準備において締約国を支援する目的で、条約の条文をクラスターに分類する。このアプローチは、条約によって取られる子どもの権利の包括的な視点を反映する：つまり、それらは不可分であり相互に関連し、確認されている各々のおよびすべての権利には同等の重要性が付与されている。

* 2005 年 6 月 3 日の第 39 会期で委員会によって採択された、条約第 44 条、第 1 項 (b) の下、締約国により提出される締約国の形式および内容に関する一般指針と題された CRC/C/58/Rev.1 に含まれる。

4. 定期報告書は、条約の履行および締約国における子どもの人権の享受について、締約国との建設的対話に基づいて、委員会に提供されなければならない。その結果、報告書は、公式な法的状況と実際の状況の記述において、釣り合いを取らなければならない。したがって、委員会は、各クラスターに関して、締約国が以下について情報を提供することを要請する：下記の第5項に記されている通り、フォローアップ、監視、資源配分、統計上のデータおよび履行に関する挑戦。

第I節：報告の構成

5. 条約第44条第3項に従い、締約国が、委員会に対して包括的な最初の報告書を提出しあるいは委員会に詳細な情報を以前に提供した場合には、その後の報告においてそのような情報を繰り返す必要はない。しかしながら、締約国は、以前に伝えられた情報について明確に言及し、報告の期間に生じたあらゆる変更について示さなければならない。

6. 委員会によって特定された各クラスターに関する締約国の報告書に記された情報は、形式および内容に関して、本指針、とりわけ添付資料に従わなければならない。これに関して締約国は、各クラスターの情報を、または適切な場合には、以下に関して、関連する場合には各条文の情報を、提供しなければならない：

(a) *フォローアップ*：各クラスターの最初の項は、以前の報告に関して委員会によって採択された最終所見に関して取られた具体的な措置に関する情報を体系的に含まなければならない；

(b) *包括的な国家計画—監視*：その後の項は、関連国における条約の履行および進展を監視するために政府内で設立されたメカニズムの包括的な理解を委員会に提供するために、十分な情報を含まなければならない。締約国は、主要な立法上、司法上、行政上または他の有効なまたは想定されている措置を含む、関連する情報を提供しなければならない。この節は、近年、国において採用された措置を単に記載することに限定されてはならず、それら措置の目標および予定表並びにそれらが実際の経済的、政治的および社会的実践並びに国に存在する一般的な状況に影響を及ぼしてきたのかに関して、明確な情報を提供しなければならない；

(c) *予算および他の資源の配分*：締約国は、適切な場合には、各クラスターの下での関連する計画に関連して、国家予算への（ドナー、国際金融機関および民間銀行を通じての）外部予算のパーセンテージ、を含む、毎年子どもに費やされる国家予算（中央および地方のレベル）の総額およびパーセンテージに関する情報を提供しなければならない。

これに関して、適切な場合には、締約国は、条約の履行に影響を及ぼすまたは及ぼしうる、貧困削減戦略および計画並びに他の要因に関する情報を提供しなければならない；

(d) *統計上のデータ*：締約国は、適切な場合には、年齢/年齢集団、ジェンダー、都市/農村の地区、少数者および/あるいは先住民族集団の構成員、種族、障がい、宗教または適切な他の分類によって分類された年次統計データを提供しなければならない；

(e) *要因および障害*：最後の項は、関連するクラスターの締約国の義務について、もしあれば、義務の達成に影響する、あらゆる要因および障害、並びに将来に向けて定められた達成目標に関する情報を記述しなければならない。

7. 報告は、主要な法文書および司法決定、詳細に構成要素に分類されたデータ、統計上の情報、言及された指標および関連する調査の複写を伴わなければならない。データは上述されたように構成要素に分類され、以前の報告から生じた変化は、指示されなければならない。この文書は、委員会の委員に利用可能となる。しかしながら、経済的な理由から、これら文書は、一般配布用に翻訳されたり複写されたりしないことが留意されなければならない。したがって、文書が実際に引用されていなかったり、報告書そのものに添付されていなかったりした場合には、報告は、これら文書の参照なくして明確に理解されるように十分な情報を含まなければならないことが望まれる。

8. 委員会は、報告書の配布、つまり委員会の審査の利用可能性を促進するために、報告書が目次と最後まで順番が付けられていること、A4用紙に印刷されることを要請する。

第II節：報告に含まれる実質的な情報

I. 履行の一般的な措置 (条約第4、42条および44条第6項)

9. このクラスターの下、締約国は、上記第5、6項の規定、独立した国家人権制度の役割に関する一般的な性格を有する意見 No. 2 (2002年) および子どもの権利条約の履行の一般的な措置に関する一般的な性格を有する意見 No. 5 (2003年) に従うことが要請される。

10. 条約に留保を付した締約国は、それらを維持することが必要と考えるのかについて示さなければならない。締約国はまた留保の効果を制限する計画また最終的には撤回する

計画があるのかについて示し、また可能であればそのように行う予定表を特定しなければならない。

1 1. 締約国は、国内の法律および実行を条約の目的および規定に完全に合致するようにするために取られた措置に関する情報を含み、条約第 4 条に従い関連する情報を提供することが要請される。

1 2. (a) 国際援助または開発援助を提供した締約国は、とりわけ二国間支援計画において、子どものための計画に配分された人的および財政的資源に関する情報を提供しなければならない；

(b) 国際援助または開発援助を受領した締約国は、受領したすべての資源に関しておよび子どものための計画に配分されたパーセンテージに関する情報を提供しなければならない。

1 3. 条約が子どもの権利の最低基準を示していることを認識し、また第 41 条に照らして、締約国は条約に定められているとおり、子どもの権利の実現に一層貢献する国内の法律のあらゆる規定を記述しなければならない。

1 4. 締約国は、条約によって確認されている権利の侵害の場合に子どもに利用可能な救済措置およびその利用可能性に関する情報を、同様に子どもに関連する政策を調整する、また条約の履行を監視する、国家または地方のレベルでの現存するメカニズムに関する情報を提供しなければならない。

1 5. 締約国は、独立した国家人権制度の有無について示し、構成員の任命の過程を記述し、また委員会の一般的な性格を有する意見 No. 2 (2002 年) に明らかにされているように、子どもの権利の促進および保護に関するその権限と役割を説明しなければならない。また国家人権制度がどのように資金を調達しているのかについても示さなければならない。

1 6. 締約国は、条約第 42 条に従い、条約の原則および規定を成人並びに子どものいずれにも広く知らせるために、取られたあるいは取られる予定の措置について記述しなければならない。

1 7. 締約国は、第 44 条第 6 項に従い、報告を自国において公衆が広く利用できるようにするために、取られたあるいは取られる予定の措置についても記述しなければならない。これら措置は、適切な場合には、以前の報告の審査の後に採択された委員会の最終所見の、

公的および少数者の言語への翻訳並びに、印刷および電子媒体を通じてを含む、それらの広範な普及についても含まなければならない。

18. 締約国は、条約のすべての観点の履行に関して、非政府組織並びに子どもおよび青年集団を含む、市民社会組織との協力に関する情報も含まなければならない。さらに、本報告が用意された方法および非政府組織 (NGO)、青年集団およびその他と協議された程度についても記述すること。

II. 子どもの定義 (第1条)

19. 締約国はまた、国内法および規則の下での子どもの定義に関して、女兒と男児の間の違いを特定しながら、条約第1条に関する更新された情報を提供することも要請される。

III. 一般原則 (第2、3、6および12条)

20. このクラスターの下、締約国は上記第5、6項の規定に従うことが要請される。

21. 締約国は以下に関して、関連する情報を提供しなければならない：

(a) 差別の禁止 (第2条)；

(b) 子どもの利益の優先 (第3条)；

(c) 生命に対する権利、生存および発達 (第6条)；

(d) 子どもの意見の尊重 (第12条)。

22. 最も恵まれない集団に属する子どもに関するこれら権利の履行について言及されなければならない。

23. 第2条に関して、情報は、ゼノフォビアおよび他の関連する不寛容の形態から子どもを守るために取られた措置に関するものも提供されなければならない。第6条に関して、以下の措置に関する情報も提供されなければならない；18歳以下の個人に死刑が科されないことを確実にするために取られた措置について；子どもの死について登録され、および、

適切な場合には、調査され報告されること、また子どもの自殺を予防した事件を監視するため取られた措置について；すべての年齢において、とりわけ青年の、子どもの生存を確保とし、またその集団が特にさらされやすい危険の最小化を確保とすために取られる最大限の取組について（例えば、性感染症や路上での暴力など）。

IV. 市民権および自由 (第7、8、13—17条および37条(a))

24. このクラスターの下、締約国は、上記第5、6項の規定に従うことが要請される。

25. 締約国は、以下に関して関連する情報を提供しなければならない：

(a) 氏名および国籍（第7条）

(b) 身元関係事項の保持（第8条）

(c) 表現の自由（第13条）

(d) 思想、良心、宗教の自由（第14条）

(e) 結社および平和的な集会の自由（第15条）

(f) プライバシーの保護（第16条）

(g) 適切な情報へのアクセス（第17条）

(h) 体罰を含み、拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利（第37条(a)）。

26. 締約国は、特に、障がいを持つ子ども、貧困生活をおくる子ども、非嫡出子、庇護を求めた難民の子ども、先住民および/または少数者集団に属する子どもに言及しなければならない。

V. 家庭環境および代替としてのケア (第5、9—11条、18条第1および2項；19—21条、25条、27条、第4項および39条)

27. このクラスターの下、締約国は、上記の、第5および6項の規定に従うことが要請される。

28. 締約国は、主要な立法上、司法上、行政上または他の有効な措置、とりわけ、「子どもの最善の利益」(第3条) および「子どもの意見の尊重」(第12条) の原則が、以下の質問への対応において反映されているのか、を含み、関連する情報を提供しなければならない:

(a) 親の指示 (第5条);

(b) 親の責任 (第18条、第1および2項);

(c) 親からの分離 (第9条);

(d) 家族の再統合 (第10条);

(e) 子どもの扶養料の回収 (第27条第4項);

(f) 家庭環境を奪われた子ども (第20条);

(g) 養子 (第21条);

(h) 不法移送と帰還できない状態 (第11条);

(i) 身体的および精神的回復並びに社会復帰を含む (第39条)、虐待および放置 (第19条);

(j) 収容についての定期的審査 (第25条)。

29. 報告はまた、締約国によって締約され、または、とりわけ第11条、18条または21条に関して、締約国が加入した、あらゆる関連する二国間または多数国間協定、条約について、およびその影響に関する情報を提供しなければならない。

VI. 基本的な健康および福祉

(第6条、18条、第3項、23条、24条、26条および27条、第1-3項)

30. このクラスターの下、締約国は、上記第5および6項の規定、並びに子どもの権利条約の文脈における、HIV/AIDS と子どもの権利に関する一般的な性格を有する意見 No. 3 (2003)、および青年の健康および発達に関する一般的な性格を有する意見 No. 4 (2003 年) に従うことを要請される。

31. 締約国は、以下に関して関連する情報を提供しなければならない：

- (a) 生存および発達 (第6条、第2項)；
- (b) 障がいを持つ子ども (第23条)；
- (c) 健康および医療 (第24条)；
- (d) 社会保障および子ども擁護サービスと施設 (第26条、第8条、第3項)
- (e) 生活水準 (第27条、第1－3項)。

32. 第24条に関して、報告は、とりわけ高いリスクにある子どもの特別の集団での、HIV/AIDS などの疾病と闘うための取組 (一般的な性格を有する意見 No. 3 を参照)、マラリアおよび結核を含み、健康に対する権利の履行についての措置および政策に関する情報を含まなければならない。一般的な性格を有する意見 No. 4 (2003 年) に照らして、青年の健康の文脈における若者の権利を促進し保護するために取られた措置に関する情報についても含まなければならない。さらに、報告は、女性器切除を含む、有害な伝統的な実行のすべての形態を禁止し、またこれら実行の有害な点に関して、共同体および宗教指導者を含み、すべての関連する当事者を敏感にするための意識啓発活動を促進するために作成された法的措置についても示さなければならない。

VII. 教育、余暇および文化活動 (第28条、29条および31条)

33. このクラスターの下、締約国は、上記第5および6項の規定および教育の目的に関する一般的な性格を有する意見 No. 1 (2001 年) に従うことが要請される。

34. 締約国は、以下の点に関して、関連する情報を提供することが求められる：

(a) 職業訓練および指導をふくむ、教育（第 28 条）；

(b) 教育の質にも言及した、教育の目的（第 29 条）；

(c) 休息、余暇、レクリエーションおよび文化的および芸術的な活動（第 31 条）。

35. 第 28 条に関して、報告は、（アクセスの不足または学校を離れたかまたは放校されたことによる）教育の権利を享受できない子どものカテゴリーまたは集団について、および、子どもが一時的または恒常的に学校から除外される状況、そのような状況に対処するためにまた代替となる教育を提供するためになされたあらゆる取極めを含み、（例えば、障がい、自由のはく奪、妊娠、または HIV/AIDS への感染）、これらに関する情報も提供しなければならない。

36. 締約国は、条約のこの部分の履行に関して、政府の若しくは教員組合のような非政府の性質の地方や中央の組織との協力の質や程度を特定しなければならない。

VIII. 特別保護措置

（第 22 条、30 条、32—36 条、37 条（b）—（d）項、38 条、39 条および 40 条）

38. このクラスターの下、締約国は、上記第 5 および 6 項の規定、および自らの出身国の外にいる、同伴されないまたは離れた子どもの処遇に関する一般的な性格を有する意見 No. 6（2005 年）に従うことが要請される。

38. 締約国は、以下を保護するために取られた措置に関する関連する情報を提供することが要請される：

(a) 緊急状態にある子ども：

(i) 難民の子ども（第 22 条）；

(ii) 身体的および精神的回復および社会復帰を含む（第 39 条）、武力紛争下の子ども（第 38 条）；

(b) 法の抵触にある子ども：

(i) 未成年の司法行政（第 40 条）；

(ii) 抑留、拘禁のあらゆる形態または保護状態に置かれているものを含み、自由を奪われた子ども（第 37 条（b）（c）および（d））；

(iii) 未成年の司法判断、とりわけ死刑および終身刑の禁止（第 37 条（a））；

(iv)身体的および精神的回復並びに社会復帰（第 39 条）；

(c) 身体的および精神的回復並びに社会復帰を含み、搾取の状態にある子ども（第 39 条）：

(i)児童労働を含む、経済的搾取（第 32 条）；

(ii)麻薬の乱用（第 33 条）；

(iii)性的搾取及び性的虐待（第 34 条）；

(iv)搾取の他の形態（第 36 条）；

(v)売買、取引および誘拐（第 35 条）；

(d) 少数者または先住民集団に属する子ども（第 30 条）；

(e) 路上で生活しまたは働く子ども。

39. 第 22 条に関連して、報告は、国際難民法に関連するものを含み、国家が当事国である、国際条約および他の関連する文書、また特定され用いられた関連する指標；技術協力および国際援助の関連する計画また調査官によって調査された違反に関する情報並びに適用された制裁に関する情報についても提供しなければならない。

40. 報告は、条約の規定並びに、未成年の司法行政のための国際連合最低基準規則（北京規則）（総会決議 40/33）、未成年の犯罪予防のための国際連合指針（リヤド指針）（総会決議 45/112）および自由を奪われた未成年の保護のための国際連合規則（総会決議 45/113）を含む、未成年の司法分野における他の関連する国際的な文書の規定に関して、判事および行政官、検察官、弁護士、法執行官、移民職員および社会福祉従事者を含み、未成年の司法制度に関与するすべての専門家のために発展させられた訓練活動についてもさらに記述しなければならない。

41. 第 32 条に関して、報告書は、国際労働機関の枠組におけるものを含み、国家が当事国である、国際条約および他の関連する文書、また特定され用いられた関連する指標；発展した技術協力および国際援助の関連する計画、また調査官によって調査された違反に関する情報並びに適用された制裁に関する情報についても提供しなければならない。

IX. 子どもの権利条約の選択議定書

42. 子どもの権利条約の選択議定書の 1 または両方—武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する

る児童の権利に関する条約の選択議定書一を批准した締約国は、2つの選択議定書のそれぞれに自らの最初の報告書を提出後（それぞれの指針については、CRC/OP/AC/1 および CRC/OP/SA/1 を参照）、委員会に提出された最新の報告書に関する最終所見における委員会による勧告に関して取られた措置についての詳細な情報を提供しなければならない。

添付資料

条約第 44 条第 1 項 (b) の下、締約国によって提出された定期報告書の形式および内容に関する一般原則への添付資料

序

1. 定期報告書の準備において、締約国は、形式および内容に関して一般指針に従い、また本添付資料によって要請されている通り、適切な場合には、情報および構成要素に分類された統計上のデータおよび他の指標を含まなければならない。本添付資料において、構成要素に分類されたデータの言及は、年齢および/または年齢集団、ジェンダー、農村/都市の地区の場所、少数者および/または先住民集団の構成員、種族、宗教、障がいまたは適切と見なされるあらゆる他の分類のような指標を含む。

2. 締約国によって提供された情報および構成要素に分類されたデータは、最後の報告書の審査以降の報告期間を包含しなければならない。それはまた、報告期間の間に生じた大きな変化に関して説明しまたはコメントしなければならない。

I. 履行の一般的な措置 (第 4 条、42 条第 6 項)

3. 締約国は、以下を含みしかしそれらに限定されず、子どもと共にまたは子どものために働く専門家に関して条約に定められている訓練に関する統計上のデータを提供しなければならない：

(a) 判事および行政官を含む、法曹関係者；

(b) 法執行者；

(c) 教員；

(d) 医療ケアの要員；

(e) 社会福祉従事者。

II. 子どもの定義

(第1条)

4. 締約国は、上記第1項に記されている通り、締約国に住む18歳以下の子どもの数および割合に関して、構成要素に分類されたデータを提供しなければならない。

Ⅲ. 一般原則

(第2条、3条、6条および12条)

生命に対する権利、生存および発達 (第6条)

5. 締約国は、上記第1項に記されている通り、18歳以下の子どもの死亡に関して、構成要素に分類されたデータを提供することが勧告される：

(a) 司法手続きによらない、略式のまたは裁量に基づく執行の結果；

(b) 死刑の結果；

(c) HIV/AIDS、マラリア、結核、ポリオ、肝炎、および急性呼吸器感染を含む疾病の原因；

(d) 交通または他の事故の結果；

(e) 犯罪および暴力の他の形態の結果；

(f) 自殺の原因；

子どもの意見の尊重 (第12条)

6. 締約国は、子どもおよび若者の組織または結社の数および彼らを代表する構成員の数に関するデータを提供しなければならない。

7. 締約国は、独立した生徒会のある学校数に関するデータを提供しなければならない。

Ⅳ. 市民権および自由

(第7条、8条、13—17条および37条(a))

出生登録（第7条）

8. 出産後に登録される子どもの数およびパーセンテージについてまたそのような登録が行われる時期に関する情報が提供されなければならない。

適切な情報へのアクセス（第17条）

9. 報告は、移動図書館を含み、子どもがアクセスできる図書館の数に関する統計を含まなければならない。

拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利（第37条（a））

10. 締約国は、上記の第1項に記された通り、構成要素に分類されたデータ、および以下に関する、暴力の類型を提供しなければならない：

（a）拷問の犠牲者として報告された子どもの数；

（b）他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは、強制結婚および女性器切除を含む、他の形態の刑罰の犠牲者として報告される子どもの数；

（c）裁判所の決定または他のフォローアップの類型として生じた、（a）および（b）両方の下で報告された暴力の数およびパーセンテージ；

（d）回復および社会復帰の観点から、特別のケアを受けた子どもの数およびパーセンテージ；

（e）制度上の暴力の防止のために履行された計画の数およびこの問題に関して制度の職員に提供された訓練の総計。

V. 家族環境および代替としてのケア

家族の支援（第5条および18条、第1項および2項）

11. 締約国は、以下に関して、上記の、第1項に記されている通り、構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

(a) 子どもの養育の責任の遂行において、親および法廷保護者に適切な支援を与えることを目的とした、サービスおよび計画の数並びにこれらサービスおよび計画から便益を受ける子どもと家族の数およびパーセンテージ；

(b) 利用可能な子どものケアのサービスおよび施設の数およびこれらサービスにアクセスする子どもと家族のパーセンテージ。

親のケアを受けない子ども（第9条、第1—4項、21条および25条）

12. 親から分離された子どもに関して、締約国は、以下に関して、上記の、第1項に記載されている通り、構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

(a) 原因（例 武力紛争、貧困、差別の結果としての放棄など）により構成要素に分類された、親のケアを受けない子どもの数；

(b) 裁判所の決定の結果として（特に、抑留状態、拘禁、追放または強制移送）、親から分離された子どもの数；

(c) 地域の構成要素に分類されたこれら子どものための施設の数、これら施設が利用可能となる場所の数、子どもの擁護者の割合および里親家族の数；

(d) 親から分離され制度や里親家族と生活している家族の数とパーセンテージおよびその様な状況に置かれている期間と、その再検討の頻度；

(e) その様な状況に置かれた後に、親と再統合された子どもの数およびパーセンテージ；

(f) 年齢によって構成要素に分類された、国内（公式および非公式）および国際的な養子計画にける子どもの数および、出身のまた子どもを養子とした国に関する情報。

家族の再統合（第10条）

13. 締約国は、単独の難民および庇護希望の子どもを含む、家族の再統合の目的のために入国または出国した子どもの数に関して、ジェンダー、年齢、国籍並びに種族的起源によって分類されたデータを提供しなければならない。

不法移送の禁止と帰還の確保（第 11 条）

14. 締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り、並びに民族的出身、住居、家族の地位によって分類されたデータを提供しなければならない：

（a）締約国からまた締約国に拉致された子どもの数；

（b）逮捕された犯罪行為者の数および（刑事）裁判所において、制裁を受けた者のパーセンテージ。

子どもと不法移送の犯罪行為者の間の関係に関する情報についても含まなければならない。

身体的および精神的回復および社会復帰を含む（第 39 条）、虐待および放置（第 19 条）

15. 締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

（a）親または他の親戚/養育者により、虐待および/または放置の犠牲者として報告された子どもの数およびパーセンテージ；

（b）犯罪行為者への制裁または他のフォローアップの形態に至った、報告された事例の数およびパーセンテージ；

（c）回復および社会復帰の点から、特別なケアを受けた子どもの数およびパーセンテージ。

VI. 基本的な医療および福祉

障がいを持つ子ども（第 23 条）

16. 締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り、並びに障害の性質により分類された障がいを持つ子どもの数およびパーセンテージを特定しなければならない。

(a) 子の親が特別な物的または他の支援を受けていること；

(b) 精神的な病気のための施設を含む、施設に生活している子ども、または里親のケアなど、家族以外と住んでいる子ども；

(c) 正規の学校に通っている子ども；

(d) 特別学級に通っている子ども。

健康および医療サービス (第 24 条)

17. 締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り、構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

(a) 幼児および 5 歳以下の子どもの死亡率；

(b) 出生時の体重が少ない子どもの割合；

(c) 適切なおよび深刻な重量不足、消耗および発達障害；

(d) 清潔な下水設備にアクセスできない世帯のパーセンテージおよび安全な飲料数へのアクセス；

(e) 結核、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオおよびはしかについて十分に免疫性が与えられた 1 歳児のパーセンテージ；

(f) 主要な原因を含む、母親の死亡率；

(g) 出産前また出産後の医療ケアにアクセスしまた便益を受ける妊産婦の割合；

(h) 病院で生まれた子どもの割合；

(i) 病院でのケアおよび出産の訓練を受けた職員の割合；

(j) 専門的な母乳育児を訓練した母親の割合とその期間。

18. 締約国は、以下に関して、上記の、第1項に記されている通り、構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

(a) HIV/AIDSに感染している子どもの数/パーセンテージ；

(b) 医療治療、カウンセリング、ケアおよび支援を含み、支援を受けている子どもの数/パーセンテージ；

(c) 親戚、里親によるケア、施設、路上で生活する子どもの数/パーセンテージ；

(d) HIV/AIDSの結果として子どもが世帯主となっている数。

19. 青年の健康に関して、以下に関するデータが提供されなければならない：

(a) 上記の、第1項に記されている通り、構成要素によって分類された、早期妊娠、性感染症、心の健康の問題、麻薬およびアルコールの過剰摂取によって影響を受ける青年の数；

(b) 青年の健康の懸念の予防および治療を目的とした計画およびサービスの数。

Ⅶ. 教育、余暇および文化的活動

職業訓練を含む、教育（第28条）

20. 以下に関して、上記の、第1項に記されている通り、構成要素によって分類されたデータが提供されなければならない：

(a) 子どもと大人の識字率；

(b) 初等および中等学校並びに職業訓練センターへの登録および出席率；

(c) 初等および中等学校並びに職業訓練センターで維持される割合および中途退学のパーセンテージ；

(d) 何らかの特徴的な地域または農村/都会の不均衡の徴候を伴う、教師：生徒の平均比率；

(e) 非公式な教育制度における子どものパーセンテージ；

(f) 就学前教育に通う子どものパーセンテージ。

VIII. 特別保護措置

難民児童（第 22 条）

21. 締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り、および出身国、国籍並びに付き添われているまたは付き添われていない子どもについて、構成要素によって分けられたデータを提供しなければならない：

(a) 国内避難、庇護希望者、付き添われてないおよび難民の子どもの数；

(b) 学校に通っており、医療サービスによってカバーされているその様な子どもの数およびパーセンテージ。

身体的および精神的回復および社会復帰を含む（第 39 条）、武力紛争における子ども（第 38 条）

22. 締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り、構成要素によって分類されたデータを提供しなければならない：

(a) 軍隊に採用されあるいは自発的に志願した 18 歳未満の人の数およびパーセンテージ並びに戦闘行為に参加した個人の割合；

(b) 動員解除され共同体に社会復帰した子どもの数およびパーセンテージ；学校に戻り家族と再統合した子どもの割合；

(c) 武力紛争を原因とする子どもの死傷者の数およびパーセンテージ；

(d) 人道支援を受けた子どもの数；

(e) 武力紛争の結果として、医療および/または精神的な治療を受けた子どもの数；

未成年者の司法行政（第 40 条）

23. 締約国は、以下に関して、（上記の、第 1 項に記されている通り、犯罪の分類を含み）適切な構成要素によって分類されたデータを提供しなければならない：

（a）法に基づいて、申し立てられた紛争を理由として、警察によって逮捕された 18 歳未満の個人の数；

（b）法的または他の支援が提供された事例のパーセンテージ；

（c）裁判所によって有罪が確定され、執行猶予または自由の剥奪以外の刑罰を受けた個人の数およびパーセンテージ；

（d）特別なリハビリテーションの、保護観察計画に参加する 18 歳未満の個人の数；

（e）累犯の事件のパーセンテージ。

あらゆる形態の抑留、拘留または保護の状況を含む、自由を剥奪された子ども（第 37 条（b）—（d））

24. 締約国は、以下に関して、法と抵触する、（上記の、第 1 項に記されている通り、社会的地位、出身および犯罪の分類を含み）子どもに関する適切な構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

（a）警察に報告された犯罪を行ったことを告訴された後に警察署または公判前の抑留施設に拘束された 18 歳未満の個人の数および抑留の平均的期間；

（b）刑法に違反したことが申し立てられ、告訴され、または確認された、特に 18 歳未満の個人のための施設の数；

（c）その様な施設における 18 歳未満の個人の数および平均滞在期間；

（d）特に子どものためではない施設に抑留された 18 歳未満の個人の数；

（e）裁判所において犯罪行為が有罪とされ、拘禁刑が科された 18 歳未満の個人の数およびパーセンテージ並びに平均拘禁期間；

(f) 逮捕および抑留/拘禁の間に生じた 18 歳未満の個人に対する暴行および虐待について報告された数。

児童労働を含む、子どもの経済的搾取 (第 32 条)

25. 特別保護措置に関して、締約国は、以下に関して、上記の、第 1 項に記されている通り、統計的に構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

(a) 雇用の分類によって構成要素に分類された、国際労働機関の、1973 年の最低年齢条約 (第 138 号) および 1999 年の最悪の形態の児童労働条約 (第 182 号) により定義されている通り、児童労働に関与する雇用の最低賃金以下の子どもの数およびパーセンテージ；

(b) 無料の基礎教育および/または職業訓練を含み、回復および社会復帰支援にアクセスするこれら子どもの数およびパーセンテージ。

麻薬およびその物質の濫用 (第 33 条)

26. 以下に関する情報が提供される：

(a) 薬物濫用の犠牲者である子どもの数；

(b) 治療、支援及び回復のサービスを受けている数。

性的搾取、虐待および人身取引 (第 34 条)

27. 締約国は、以下に関する報告された違反の分類により、および上記の、第 1 項に記されている通り、構成要素に分類されたデータを提供しなければならない：

(a) 売春、ポルノおよび人身取引を含む、性的搾取の巻き添えになった子どもの数；

(b) 売春、ポルノおよび人身売買を含む、性的搾取の巻き添えになった、リハビリテーション計画へのアクセスが提供された子どもの数；

(c) 報告の期間に、報告された、商業的性的搾取、性的虐待、子どもの売買、子どもの誘拐および子どもに対する暴力の事件の数；

(d) 犯罪行為者の出身国および科された刑罰の性質に関する情報と共に、刑罰を受けるにいたった子どもの数およびパーセンテージ；

(e) 労働を含み、他の目的のために人身取引された子どもの数；

(f) 子どもの取引を防止し彼らの尊厳を保護する目的で訓練を受けた国境および法執行職員の数。

第Ⅷ章

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書*

序

1. 選択議定書の第8条第1項に従い、締約国は、自国についてこの議定書が効力を生じた後2年以内に、選択議定書の規定の実施のために取った措置に関する包括的な情報を、子どもの権利に関する委員会に提出しなければならない。その後は、選択議定書の第8条第2項に従い、締約国は、選択議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を、条約の第44条第1項(b)に従い、子どもの権利委員会に提出する報告に含めなければならない。条約の当事国ではない選択議定書の締約国は、包括的な報告の提出の後5年ごとに報告を提出しなければならない。
2. 委員会は、選択議定書の第8条第3項に照らして、選択議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
3. 報告は、選択議定書に定められている権利に影響を及ぼす締約国によって採用された措置およびこれら権利の享受においてなされた進展に関する情報を記さなければならず、また、選択議定書の下での義務の遂行の程度に影響を及ぼす要因および障害を、仮にそのようなものがあれば、示さなければならない。
4. 主要な法律文書および司法判断、行政上および他の関連する軍隊への指示、文民および軍事双方の特徴を有するもの、また具体的な統計上の情報、そこに言及されている指標並びに関連する調査が報告書に添付されなければならない。委員会への報告において、締約国は、選択議定書の実施が、どのように子どもの権利条約の一般原則、すなわち無差別、子どもの最善の利益、生命、生存および発達に対する権利、および子どもの意見の尊重に合致しているのかについて示さなければならない。さらに、起草および情報の普及における政府および非政府組織/機関の関与を含み、報告準備過程が委員会に述べられなければならない。最後に、報告は、個人が年齢制限内かどうかを決定する際に用いられた参照となる日付（例えば、関係する個人の生年月日または関係する個人が当該年齢に達する年の最初の日付を示さなければならない）。

第1条

* 2001年10月3日に委員会の第736回会合（第28会期）で採択。

5. 軍隊の構成員で 18 歳に達しない者が敵対行為に直接に参加しないことを確実にするために取られた、立法および行政または他の性質を含む、すべての措置に関する情報を提供するように。この点に関して、特に以下に関して情報を提供すること。

(a) 関係国の法律および実行における「直接の参加」の意味；

(b) 18 歳に達しない軍の構成員が、敵対行為が生じている地区において配置されまたは配置され続けることを回避するために取られた措置およびこれら措置の適用において直面する障壁；

(c) 関連する場合には、敵対行為に直接に参加しないにもかかわらず、拘禁された 18 歳未満の軍の構成員に関する、構成要素に分けられたデータ。

第 2 条

6. 18 歳に達しない者が軍に強制的に入隊されないことを確実にするために取られた、立法および行政または他の性質を含む、すべての措置を示すこと。これに関して、特に、以下の情報が提供されなければならない：

(a) 各段階に関連する最低年齢およびその過程のどの点で新兵が軍の構成員となるのかを示す、(登録から軍への実質的な統合など) 強制的な入隊の過程；

(b) 兵役義務への受容以前に年齢を確認するために求められる信頼されると思われる文書 (出生証明書、宣誓供述書など)；

(c) 例外的な状況 (例 緊急事態) において徴兵の年齢を下げることを可能とする法律の条文。これに関して、下げられる年齢および変更の条件および過程も記すこと；

(d) 兵役義務が停止されながら廃止されていない締約国について、兵役義務に定められている入隊の最低年齢および兵役義務がどのようにまたいかなる条件の下で再開されるのか。

第 3 条

第 1 項

7. 報告書は以下を含まなければならない：

(a) 批准または加入もしくはその後の変更に従い、提出される宣言または軍の自発的な入隊に定められている最低年齢；

(b) 関連する場合には、18歳未満で、国軍に自発的に入隊した子どもに関して、構成要素に分類されたデータ（例えば、ジェンダー、年齢、地域、農村/都会の地区、および社会的および種族的出身、並びに軍の階級）；

(c) 関連する場合には、子どもの権利条約第38条第3項に従い、自発的な入隊のために定められた最低年齢に達しているものの18歳に達していない個人の入隊において、年長者が優先されること確保とするために、取られた措置。これに関して、18歳以下の入隊のために採用された特別な保護の措置に関する情報を提供すること。

第2および4項

8. 報告書は、以下に関する情報を提供しなければならない；

(a) 拘束力を有する宣言の採択以前に締約国において行われた議論およびその議論に関与した人々；

(b) 関連する場合には、18歳未満の最低年齢を定めている場合には、宣言を許可することを目的とした、国家（または地域、地方等）における議論、イニシアチブまたは他のキャンペーンについて。

第3項

9. 志願に関して締約国が有している最低限の保障措置に関して、報告は、これら保障措置の履行に関する情報を提供しなければならない、とりわけ以下について示さなければならない：

(a) 志願者の意志の表現から軍への実際的な統合まで、その様な採用において用いられている手続きの詳細の記述；

(b) 志願者が採用される以前に予見される健康診断

(c) 志願者の年齢を確認するために求められる文書（出生証明書、宣誓供述書など）

(d) 自らの意見を明確に述べることおよび兵役に係る義務を知らされることを可能とする、志願者、その親、法廷保護者に利用可能な情報。この目的のために用いられたあらゆる資料は報告に添付されなければならない；

(e) 有効な最低限の兵役の時間および早期の任務遂行の条件；18歳未満の新兵への軍事司法制度および軍事訓練並びに訴追されまたは拘禁されたそのような新兵の数に関する構成要素に分類されたデータ；任務放棄の場合に予見される最低限および最大限の制裁；

(f) 志願兵を奨励するために国軍により用いられているインセンティブ（奨学金、宣伝、学校での集会、競技等）。

第5項

10. 報告書は以下に関する情報を提供しなければならない：

(a) 軍によって運営されまたは軍の管理下にある学校への入学の最低年齢；

(b) 提供される教育の数および類型、教育過程における学問教育および軍事訓練の割合；教育期間；関与する研究/軍の職員、教育施設などを含む、軍によって運営されまたは軍の管理に基づく学校に関する、構成要素に分類されたデータ；

(c) 子どもの権利の実現に関連する分野を含む、人権および人道原則の学校での教育課程における包含；

(d) その様な学校に通学する生徒に関する構成要素に分類されたデータ（例えばジェンダー、年齢、地域、農村/都市の地区並びに社会的および種族的出身）；彼らの地位（軍の構成員か否か）；動員または武力紛争の場合、神の軍の必要性または他のあらゆる非常事態の彼らの軍事的な地位；あらゆる場合にその様な学校を離れ、軍でのキャリアを遂行しない権利；

(e) 学校での規律が子どもの人間としての尊厳と合致する方法で管理されることを確実にするために取られている措置およびこの点に関して利用可能となる申し立てのメカニズム；

第4条

11. 特に以下に関する情報を提供すること：

(a) 締約国の領域、あるいはその領域の避難区域において/そこから活動する武装集団；

(b) 締約国および武装集団の間のあらゆる交渉の地位；

(c) 武装集団により雇用されまた敵対行為に用いられ並びに締約国により逮捕された子どもに関する構成要素に分類されたデータ（例えば、ジェンダー、年齢、地域、農村/都市の地区並びに敵対行為に参加するために費やされた時間）；

(d) 敵対行為に18歳未満の子どもを雇用したり利用したりしないという、武装集団によって行われた書面によるまたは口頭によるあらゆる公約；

(e) 18歳未満の子どもの雇用を防止する必要性並びに雇用および敵対行為における参加について追加議定書に定められている最低年齢に関する法的義務について、武装集団内および共同体内での意識を啓発する目的で締約国により採用されている措置；

(f) 武装集団による18歳未満の子どもの雇用および敵対行為における使用を禁止し犯罪化することを目的とした法的措置の採用および関連する司法判断；

(g) 難民、国内避難民、ストリートチルドレン、孤児など、雇用されたり用いられたりすることから、武装集団による雇用または使用の高い危険にさらされる子どもを防止するための計画（例 出生登録キャンペーン）。

第5条

12. 子ども権利の実現により資する、締約国において適用される国内法、国際文書および国際人道法の規定を示すこと。報告書はまた、武力紛争において、子どもに関する主要な国際文書の締約国による批准の地位に関して、およびこの問題に関して締約国により取られた他の公約に関する情報を示さなければならない。

第6条

第1項および第2項

13. 以下の情報を含み、締約国の管轄権内における選択議定書の規定の効果的な履行および執行を確実にするために取られた措置を示すこと：

(a) 取り入れられたなんらかの国内法の再検討や修正；

(b) 国内法における選択議定書の法的地位および国内の管轄権におけるその適用性、並びに関連する場合には、選択議定書になされた現存の留保を撤回する意図；

(c) 選択議定書の履行に責任を有する政府の部局および地域並びに地方当局および市民社会との調整；

(d) 選択議定書の履行を監視しまた定期的に評価するために用いられたメカニズムおよび手段；

(e) 選択議定書の規定を含み、子どもの権利に関して平和維持の要員の訓練を各自とするために取られた措置；

(f) すべての子どもと大人特に軍の雇用に責任を有する者への選択議定書のすべての関連する用語の普及、および子どもと共にまた子どものために働くすべての専門集団に提供される訓練。

第3項

14. 関連する場合には、武装解除、動員解除（または兵役からの解放）並びに、次の情報を含み、女兒の特別な状況に考慮を払いつつ、子どもの身体および精神的回復並びに社会復帰への適切な支援の提供に関して取られたすべての措置を記すこと：

(a) その様な計画への参加、武装勢力および軍に関して彼らの地位に関して（例 武装勢力や軍の構成員であることをいつ辞めるのかなど）、その手続きに関与する子ども：データは、例えば年齢や性別など構成要素に分類されなければならない；

(b) これら計画に割り当てられる予算、関与する職員と彼らへの訓練、関連する組織、それらの間の協力、市民社会、地域共同体、家族の参加など；

(c) 子どもの社会復帰、例えば、子どもの特に年齢と性別に依拠しつつ、関係する子どもの具体的な必要性を考慮した、暫定的なケア、教育や職業訓練へのアクセス、家族や共同体への再統合および関連する司法的措置、を確実にするために取られた様々な措置；

(d) メディアへの露出や搾取から、計画に関与する子どもの秘匿と保護を確実にするために取られた措置；

(e) 子どもの雇用を犯罪とするために取られた法規定およびその犯罪が、紛争の文脈において（例 戦争犯罪法廷、司法および和解の団体）確立された特定の正義を迫するメカニズムの権限から生じたものであるのか；犠牲者および証人として子どもの権利を確実にするために取られた保護措置が、子どもの権利条約に照らしてこれらメカニズムにおいて尊重されているのか；

(f) 子どもが武装勢力または軍に留まっている間に行われた犯罪について子どもの刑事責任および適用される司法手続き、子どもの権利が尊重されることを確実にするための保護措置；

(g) 関連する場合には、子ども兵士の、武装解除、動員解除および/または身体的および精神的回復並びに社会復帰に関わる和平協定の規定。

第7条

15. 報告は、技術協力および財政支援を通じてを含み、議定書の履行における協力に関する情報を提供しなければならない。これに関して、報告は、特に、締約国が要請し又は申し出た技術支援または財政支援の程度に関する情報を提供しなければならない。締約国が財政支援を提供する立場にあるのか、またその支援において取られた多国間、二国間または他の計画を示すこと。

第IX章

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書*

序

選択議定書の第12条第1項に従い、各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後2年以内に、この議定書の規定の実施のために取った措置に関する包括的な情報を含む報告を児童の権利委員会（以下「同委員会」）に対して提出しなければならない。その後は、議定書の第12条第2項に従い、この議定書の下に最初の報告を提出した締約国は、条約の第44条第1項（b）に従い同委員会に提出した報告書に、選択議定書の履行に関するあらゆるさらなる情報を含めなければならない。選択議定書の締約国で条約の当事国でない国は、議定書の発効後2年以内に、またその後は5年ごとに報告を提出しなければならない。

選択議定書第12条第1項の下、締約国により提出された最初の報告に関する指針は、2002年2月1日の第777回会合の同委員会によって採択された。受理された報告の検討過程により、同委員会は、締約国がその義務の履行において締約国によりなされた進展を理解し評価するために必要と見なす情報およびデータの種類をよりよく理解してもらう上で報告を行っていない締約国を支援するために、また、適切な見解および勧告を締約国に提供することを可能とするために、改訂された指針を採択するにいたった。

改訂された指針は8つの節に分類される。第I節は、報告過程についての一般指針であり、第II節はデータに関してであり、第III節は、議定書に関連する履行の一般的な措置に関するものである。第IVからVIII節は議定書によって確認された実質的な義務に関するものである：第IV節は子どもの売買、子どもの売春および子どものポルノについてである；第V節はこれら実践と関連する事項の犯罪化に関するものである；第VI節は子どもの犠牲者の権利の保護に関するものである；第VII節は国際支援および協力に関するものである。第VIII節は国内または国際法の他の関連規定に関するものである。

同委員会はとりわけ、この議定書の履行に関する締約国の包括的な報告のために必要となる情報に関する関心事項およびさらなる指示についての追加の指針を規定した、これら指針の付属資料に注意を喚起する。

* 子どもの権利委員会、2006年9月29日の第43会期において採択された、*児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の第12条（1）のもとで締約国により提出される最初の報告に関する指針*という題目のCRC/C/OPSC/2に含まれる。

I. 一般指針

1. 議定書の第 12 条第 1 項に従い提出される報告は、起草および普及における政府および非政府組織/団体によってなされた貢献を含み、報告準備過程の記述を含まなければならない。連邦国家および従属領域または自治地域政府を有する国家の報告は、それらがどのように報告に貢献したのかに関する要約されたおよび分析された情報を含まなければならない。

2. 報告は、条約の一般原則、すなわち無差別、子どもの権利の優先、生命、生存および発展に対する権利、子どもの意見の尊重が、この議定書の下で締約国により採択された措置の企画および履行にどのように考慮されたのか、示さなければならない。

3. 議定書が、子どもの権利条約の、特に第 1 条、11 条、21 条、32 条、34 条、35 条の、さらなる履行を意図していることから、議定書の第 12 条に従い提出される報告は、議定書の履行のために取られた措置がどのようにまたどの程度、条約の、とりわけ上述した条文の履行に貢献したのかについて示さなければならない。

4. 報告は締約国の内部法において、議定書の法的地位に関して、およびすべての関連する国内の管轄権内における適用性に関する情報を含まなければならない。

5. 締約国はまた、報告において、関連する場合には、議定書になされたあらゆる留保を撤回する締約国の意図についての情報を含むことを招請される。

6. 報告は、議定書の履行のために取られた措置に関する情報に加えて、以下を含まなければならない：

(a) 子どもの売買、子どもの売春および子どもポルノの撤廃において、および議定書に定められた権利の保護および享受を確実にするためになされた進展に関して、可能な場合には関連する量化されたデータを含む情報；

(b) 仮に存在する場合には、議定書の下での義務の履行の程度に影響を及ぼす、要因および障害の分析；

(c) 要約された版での、締約国におけるすべての自治地域または領域からの情報（その様な団体に関する情報の完全な文書は報告書に添付できる）。

7. 報告は、議定書の履行について、連邦国家のすべての部分、従属のまたは自治領域、締約国のすべての軍の基地およびその様な軍が事実上の効果的な管理を行使するすべての場所を含み、締約国が管轄権を行使するすべての領域および個人に関して、正確に記述しなければならない。

8. 締約国は、第 12 条の下での報告に合わせて、主要な立法、行政および他の関連する文書、司法決定並びに関連する研究または報告の写しを提出することが招請される。

II. データ

9. 議定書の第 12 条に従い提出される報告に含まれるデータは、可能な程度において、性別、地域、年齢および、関連する場合には、民族並びに種族により、また議定書の履行においてなされる進展、またあらゆる残されたギャップまたは課題についてより正確な理解を行うに当たり同委員会を助け、また締約国が関連すると見なす他の基準による構成要素に分類されなければならない。報告はまたこれらデータを収集するために用いられるメカニズムおよび手続きに関する情報を含まなければならない。

10. 報告は、以下を含み、締約国における子どもの売買の事件に関する可能なデータを要約しなければならない：

(a) 性的搾取を目的とした、子どもの売買または引き渡し；

(b) 利益を目的とした子どもの臓器の引き渡し；

(c) 強制労働への子どもの従事（添付資料を参照のこと）；

(d) 条約第 21 条または他の適用される国際的な基準と両立しない方法を用いての仲介の取組を通じての養子縁組の数；

(e) あらゆる形態の配慮による、あらゆる個人または個人の集団による、他の人々への、子どもの移動を含むあらゆる伝統的な実践を含み、締約国内で生じる子どもの売買のあらゆる他の方法、およびその様な実行によって影響を及ぼす子どもの数についてのあらゆる可能な指標；

(f) 売買の子どもの犠牲者の数—締約国の領域内、締約国の領域から他の国へまたは他の国から締約国の領域へ、に関わらず—どのような子どもたちが取引されるのか搾取の分類に関する情報を含み（添付資料を参照のこと）；および

(g) 提供されるデータは、可能な場合には、長期のこれら実行における増減も示さなければならない。

11. 報告は、以下を含む、子どもの売春に関する可能なデータを要約しなければならない：

(a) 締約国において売春に従事する18歳未満の子どもの数；

(b) 子どもの売春の増減または長期の子どもの売春のあらゆる形態の形態（添付資料を参照のこと）；

(c) 締約国内の領域において、子どもの売春とセックスツーリズムとが結びつく程度、または、締約国が、自らの領域内で、他の国における子どもの売春に關与するセックスツーリズムを促進する取組を察知した程度。

12. 報告は、実際にまた明らかに18歳未満の個人を特色とするポルノが締約国の領域内で制作され、輸入され、配布されまたは消費されているのかその程度、また以下を含む、評価されまた告発された子どものポルノの制作、輸入、配布または消費のあらゆる増減に関する入手可能な情報を要約しなければならない：

(a) 写真および他の印刷された資料；

(b) ビデオ、映画および電子的に記録されたもの；

(c) 児童ポルノを描写し、提供しまたは宣伝する、ポルノ、ビデオ、映画または動画制作（例 マンガ）を含むインターネットのサイト；および

(d) 実演。

報告は、犯罪行為の性質（子どもの売買、子どもの売春および子どものポルノ）により構成要素に分類された、犯罪行為の訴追および有罪の数に関するあらゆる入手可能なデータを含まなければならない。

Ⅲ. 実施の一般的な措置

13. 提出される報告は、以下に関する情報を含まなければならない：

(a) 議定書を実施するために、締約国の国家の、国または地域の立法府またはその他の権限を有する組織により採択されたすべての法、法令、および規則（添付資料を参照のこと）；

(b) 子どもの売買、子どもの売春および子どもポルノに関する締約国の裁判所により援用されたあらゆる重要な判決、とりわけ、これら指針に言及されている、条約、議定書または関連する国際的な文書の判例；

(c) この議定書の実施に主要な責任を有する政府の部局または組織およびそれらと関連する地域並びに地方の当局との間、および民間セクター、メディア並びに学界を含み、市民社会の間の調整を可能とするために設立されまたは用いられるメカニズム；

(d) 議定書の普及と、入国および法執行官、判事、社会福祉従事者、教師並びに議員を含む、すべての関連する専門家および準専門家集団に提供される適切な訓練；

(e) 定期的にもまたは継続して、議定書の実施に関する、データおよび他の関連する情報を収集し並びに評価するために用いられるメカニズムおよび手続き；

(f) 議定書の実施に関連する、締約国の様々な活動に分配される予算；

(g) 子どもの売買、子どもの売春および子どもポルノの撤廃のための締約国による包括的な戦略、並びにあらゆる国家または地域の計画あるいはとりわけ意義のある地域の計画で、議定書を実施するための取組を強化するために取られたもの、または、これらの実施の撤廃または犠牲者の保護を目的とした要素を含む、子どもの権利、女性の権利または人権を向上させる計画のあらゆる要素；

(h) 子どもの売買、子どもの売春および子どもポルノを撤廃するために市民社会によって取られた取組の貢献；および

(i) 仮にある場合には、議定書の実施またはこの実施の監視における、法律による子どものためのオンブズパーソン、または類似の、子どもの権利のための自立した公的組織による役割（添付資料を参照のこと）。

IV. 予防

(第9条第1および2項)

14. 議定書の第9条第1項が、締約国に対して、子どもの売買、子どもの売春またはポルノに「特に被害を受けやすい」子どもの保護に「特別の考慮」を払うことを要請していることを念頭に置き、報告は、ストリートチルドレン、女兒、僻地に住む子ども、また貧困状況にいる子どもなど、そのような実践から特に被害を受けやすい子どもを確定するために用いられる方法を記述しなければならない。さらに、報告は、とりわけ特に被害を受けやすい子どもを、そのような実践から（例 医療および教育の分野において）保護するために採用されまたは強化される社会計画および政策、また虐待を防止することを目的とした市民登録の実践を含み、これら実践から子どもを保護するために取られたあらゆる行政あるいは法的措置（第V節に含まれる指針に対応するために記されているもの以外）を記さなければならない。報告はまたこのような社会および他の措置の影響に関するあらゆる可能なデータと要約しなければならない。

15. 報告は、以下を含む、議定書第9条第2項によって要請されている通り、子どもの売買、子どもの売春およびポルノの有害な結果を公的な認識を促すために取られたキャンペーンまたは他の措置を記さなければならない：

(a) その様な有害な結果、および子どもたちが犠牲者となることを防ぐことを目的とした資源並びに支援の源を、子どもに理解させることを特に目的とした措置；

(b) 子ども以外の特定の集団および一般大衆を対象とした計画（例 旅行者、運輸および宿泊施設の労働者、成人の性労働者、軍の構成員、矯正施設の職員）；

(c) 上述の啓発措置の企画および実施において、NGO、メディア、特に子どもに関する民間部門や共同体が果たした役割；

(d) 上記で記された措置の効果を測りまた評価するためのあらゆる措置また得られた結果。

V. 禁止および関連事項

(第3条；4条第2および3項；第5条；第6条および7条)

16. 締約国は、以下を含む、議定書第3条第1項に定められている行為および行動を網羅しおよび確定する、有効なすべての刑法または刑罰法規に関する情報を提供しなければならない。

(a) 犠牲者の年齢および犠牲者または犯罪行為者の性別への言及を含む、すべての犯罪行為の実施的な要素；

(b) これらの各犯罪行為に課されうる最大限および最小限の刑罰；

(c) 何らかの弁明やこれらの犯罪行為に特に適用される罪状を悪くさせるかまたは軽くさせる状況；

(d) これら各犯罪行為の出訴期限；

(e) 議定書の実施に関連すると思われる、締約国の法により確認されるあらゆる他の犯罪行為（添付資料を参照）；および

(f) この指針に対応して記された犯罪を行おうとし、また共謀しあるいは参加に対して、締約国の法に基づいて適用される刑罰。

17. 報告は、締約国が本議定書の実施の障壁と考える、有効な法のあらゆる規定およびそれらを再検討するためのあらゆる計画について示さなければならない。

18. 報告は、議定書第3条第1項に記されている行為および活動の法人の刑事責任に関するあらゆる法を記さなければならず、また子どもの売買、子どもの売春および子どもポルノの抑止としてのその様な法の効果についてコメントしなければならない；仮に締約国の法がその様な犯罪行為について法人の刑事責任を確認しない場合には、報告は、その理由および、その修正の可能性と要請に関して締約国の立場について説明しなければならない（添付ファイルを参照のこと）。

19. 法が養子縁組を認める締約国の報告は、子どもの養子縁組に係るすべての個人が、二国間および多国間協定で、仮にそうであれば適用されるもの、また以下を含み、それら協定および、子どもの保護および福祉に関する社会および法的原則に関する宣言（1986年12月3日の、総会決議41/85）に合致して行動することを確実にするために取った措置を示さなければならない：

(a) 例えば、国内および国家間の養子縁組を扱う権限を有する当局によって許可されていない等、違法な養子縁組を予防するために取られた法的および他の措置；

(b) 仲介者が母親または妊婦に対して、養子縁組のために子どもを提供することを説得しようとすることを防止し、また権限を持たない個人または機関が、養子縁組に関するサービスを宣伝することを防止するために取られた法的および他の措置；

(c) 養子縁組において仲介者として行動する機関および個人の規制並びに許可、またこれまで確定された法的実行；

(d) 適用される刑事上の制裁を含み、幼い子どもの誘拐を防止し、また不正な出生登録を防止するために取られた法的および行政的措置；

(e) 養子縁組について両親の同意が無効とされる状況、および同意が通知されまた自由に行えることを確実にしようとした、現行のあらゆる補償措置；

(f) 養子縁組に関連して、機関、サービスまたは個人によって請求される費用を規制しまた制限する措置および不順守に対して適用される制裁；

20. 養子縁組を認め、1993年の国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約の締約国ではない議定書の締約国は、締約国になることを考えているのか、またその様にしていない理由を示すことを招請される。

21. 報告書は、以下を示さなければならない。

(a) 議定書に記されているあらゆる犯罪行為を宣伝する資料の制作および普及を禁止する効力ある法；

(b) 適応可能な制裁；

(c) 犯罪行為の性質により構成要素に分類される、犯罪行為の訴追および有罪判決の数に関するあらゆる入手可能なデータまたは情報（子どもの売買、子どもの売春、または子どもポルノ）；および

(d) その様な法が、子どもの売買、子どもの売春および子どものポルノの宣伝を防止することに効果的であるのか、またそうでなければ、その理由およびその法および/またはその実行を強化する国家が有するあらゆる計画。

22. 報告書は、管轄権の理由についての情報を含み、議定書の第3条において言及される犯罪行為への管轄権を確立する法条文を示さなければならない(第4条、第1および3項を参照のこと)。

23. 報告書は、第4条第2項に示されている理由に関する、および/または締約国の法により確認された管轄権のあらゆる他の理由に関するその様な犯罪行為の域外管轄権を確立する法条文についても示さなければならない。

24. 報告書は、以下を含み、議定書の第3条により言及される、一またはそれ以上の犯罪行為を行ったことにより告発された、個人の引き渡しに関する締約国の法、政策および実践について記さなければならない：

(a) 引き渡しは、要請国との引き渡し条約の存在を要請しているのか、またそうでない場合には、引き渡しの要請を考慮する際に適用されるあらゆる条件(例 相互性)；

(b) 締約国と要請国の間で有効な引き渡し条約の存在に条件付けられているのか、締約国の権限ある当局が、引き渡しの要請が要請を受理する国の国民に関係する場合を含み、第5条第2項を、議定書の他の締約国によりなされた引き渡しの要請を認める十分な根拠と見なしているのか；

(c) 締約国が、議定書の当事国となって以降、引き渡し条約に加入したのか、あるいは引き渡し条約の交渉を行っているのか、そうであれば、それら条約は、引き渡し可能な犯罪行為として、議定書に言及されている犯罪行為と合致するものであるのか；

(d) 締約国が、議定書に加入後、議定書に言及されている犯罪行為について、他国において訴追される、管轄権下にある個人の、引き渡し要請を退けたことがあるのか、またそうである場合に、引き渡しを退けた理由、また当該個人が、訴追のために締約国の権限ある当局に付託されたのか；

(e) 議定書の発効後または議定書の実施に関する最近の報告の後、締約国によって認められた、議定書に言及された犯罪行為の引き渡しの要請の数で、犯罪行為の性質によって構成要素に分類されたもの；

(f) 締約国が、議定書の発効後、議定書に言及されている犯罪行為について訴追される個人の引き渡しを要請したのか、またそうである場合、その要請は、要請国によって履行されたのか；および

(g) 引き渡しに関する、新しい法律、規則または司法判断が提案され、起草されまたは採択されたのか、またそうである場合、その結果として、それが当てはまる場合には、議定書第3条に定められている行為に対応する犯罪行為によって訴追された個人の引き渡しについて。

25. 報告書は、国際的な協定を含み、議定書に言及されている犯罪行為について行われた、捜査、刑事および引き渡しの手続きに関して、他の締約国との協力の法的根拠について、並びに、他の締約国と協力した事例および他の締約国との協力を得ることについて経験した多大な障害を含み、協力に関する締約国の政策および実践を記さなければならない。

26. 報告書は、以下に関する、締約国の法、政策および実践を記さなければならない：

(a) 議定書に定められているあらゆる犯罪行為を行いまたは助長するために用いられた材料、財産、およびまたは他の道具の押収および没収；

(b) その様な犯罪行為の実施から生じた収益の押収および没収；

(c) 議定書第7条(a)に定められた、材料、財産または道具あるいは収益の押収および没収のために他の締約国によってなされた要請の執行を含む、その様な犯罪行為の実施に使用された場所の閉鎖；道具および収益の押収並びに没収の、他の締約国による要請への対応に関する締約国の経験；議定書の発効後に提案され、起草されまたは制定されたこれら事項に関する法律および特に多大な意義のある、これら事項に関する司法判断。

VI. 被害者の権利の保護 (第8および9条、第3および4項)

27. 報告書は、本議定書の下で禁止されている行為の被害者である子どもの権利および最大の利益が、子どもに関係する刑事捜査並びに手続きのすべての段階において、十分に理解され、尊重されまた保護されることを確保するために議定書の第8条を実施するために、締約国によって取られた措置に関する情報を含まなければならない。国家はまた、2005年に経済社会理事会で採択された、子どもの被害者および犯罪の証人に関わる事項におけ

る司法に関する指針の履行においてなされた、あらゆる取組を記すこともできる（添付資料を参照）。

28. 報告書は、被害者が18歳未満のようでありながら実際の年齢が不確定の場合には、議定書に言及されている犯罪行為の捜査に関する締約国の全領域における法、政策および実践について記されなければならない（添付資料を参照）。

29. 報告書は、本議定書に記されているあらゆる犯罪行為の被害者である子どもに対する刑事司法制度によって提供される取扱いにおける主要な考慮が、子どもの最善の利益であることを確実にするために、関連の当局によって採用された、あらゆる規則、規定、指針または支持を示さなければならない（添付資料を参照）。

30. 報告書はまた、犯罪行為の子どもの被害者の最善の利益が十分に確認されまた刑事捜査および手続きにおいて考慮されることを確実にすることを意図した現存の法、手続きおよび政策のどのような規定があるのか、またそうでない場合には、議定書の第8条第3項の順守を改善するために取られる計画または必要と考えられる措置について示さなければならない（添付資料を参照）。

31. 報告書は、この議定書において禁止されている犯罪行為の被害者に関与する者の、法律、心理学または他の研修を確実にするために取られる措置を記さなければならない。

32. 報告書は、介入や報復の恐れなく、任務を実行する際に必要な状況を、機関、組織、ネットワークおよび個人に提供する現存の措置について、また仮にそのようなものがない場合には、議定書第8条第5項の順守を確実にするために必要と考えられあるいは計画される措置について示さなければならない（添付資料を参照）。

33. 報告書は、本議定書によって言及されている犯罪行為の子どもの被害者の権利の保護を目的とした措置が、被告人が有する公正かつ公平な裁判を受ける権利に不当な影響を及ぼさないことを確実にするために導入されまたは強化されたあらゆる特別な保障措置または補償措置について記さなければならない（添付資料を参照）。

34. 報告書は、家族の再統合並びに身体的および精神的回復に特に注意を払いながら、売買、売春およびポルノの子どもの犠牲者に社会復帰の支援を提供する、現存の、公的および民間の計画を記さなければならない（添付資料を参照）。

35. 報告書は、また子どもが被っていた搾取が、名前、国籍および家族の結びつきなどの子どものアイデンティティのあらゆる側面に多大な影響を及ぼしていた場合には、子どものアイデンティティを回復させることを支援するために締約国によって取られた措置について記さなければならない（添付資料を参照）。

36. 社会復帰、身体的および精神的回復およびアイデンティティの回復の支援に関して報告に含まれる情報は、締約国の国民あるいは国民と推定される子どもと、国民でない者あるいは国籍が不明である者に対して提供される支援の間の違いを示さなければならない（添付資料を参照）。

37. 報告書は、法的に責任を有する者からの損害に対する賠償を求めるために、売買、売春またはポルノの、子どもの犠牲者によって用いられる、現存の救済措置および手続きに関する情報を含まなければならない（添付資料を参照）。

VII. 国際支援および協力 **(第10条)**

38. 報告書は、以下を記さなければならない：

(a) この議定書により言及されたあらゆる犯罪行為に責任を有する者の予防、発見、捜査、訴追および処罰のための、あらゆる多国間、地域並びに二国間の取極めで、締約国が起草を支援または交渉し、署名しまたは当事国となったもの；

(b) そのような取極めの履行を調整するための手続きおよびメカニズムを機能させるために取られた措置；

(c) そのような取極めを通して得られた結果、それらの履行において直面した多大な障害、およびそのような取極めの履行を改善するためになされたあるいは必要と考えられたあらゆる取組。

39. 報告書は、議定書によって言及された犯罪行為の防止、発見、捜査、訴追および処罰に関する、自国当局並びに関連する地域または国際機構の間の、また当局および国内並びに国際的な非政府組織間の、国際的な協力および調整を促進するために、締約国により取られた他の措置についても記されなければならない、

40. 報告書は、二国間支援および技術支援を含み、この議定書に言及されている犯罪行為者の犠牲者への身体的および精神的回復、社会復帰並びに引き渡しを支援するための国際協力を支援する、締約国によって取られたあらゆる措置並びに国内または国際的な非政府組織による関連する活動および計画への支援を含む、国際的な機関または機構、国際会議および国際的な調査や訓練計画への支援について記さなければならない。

41. 報告書は、とりわけ貧困および低開発における、売買、売春、ポルノおよびセックスツーリズムへの子どもの被害の受けやすさに貢献する根本原因に対応するために計画された、国際協力への締約国の貢献について記さなければならない。

VIII. 他の法規定

(第 11 条)

42. 報告書は、以下についても記さなければならない：

(a) この議定書の規定よりも、子どもの権利の実現により資すると考えられる、締約国における効力を有するあらゆる国内の法律の規定；

(b) この締約国の規定よりも、子どもの権利の実現により資すると考えられる、または現議定書の適用において考慮される、締約国に対して拘束力を有する国際法のあらゆる規定；

(c) 子どもの売買、子どもの売春、子どものポルノ、子どもの人身売買およびセックスツーリズムに関する主要な国際文書の締約国による批准の状況、また、これら問題に関する国家によって取られた他の国際的または地域の公約およびそれらの履行が議定書の実施に及ぼす影響。

添付資料

指針 2 *に言及されている、選択議定書と条約の実施との関連は、議定書前文の第 1 項において確認されている。

指針 10 (c) に言及されている強制労働は、個人が、刑罰の脅迫の下、公務員、当局または制度によって遂行することを強制されたあらゆる実質的な仕事または役務；強制の下、民間の当事者のために遂行される仕事または役務（例 自由の剥奪、賃金の不払い、身分証明書の没収、または刑罰の脅威）および債務奴隷、金銭を対価とした子どもの結婚または婚約など奴隷に類似する慣行を含む。（国際労働機関 第 29 号 強制労働条約（1930 年）（第 2 および 11 条）、および奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約（第 1 条）を参照。

指針 10 (f) に言及されている子どもの人身取引は、性的搾取を含むあらゆる形態の搾取を目的とした 18 歳未満の個人の雇用、運搬、移動、隠匿または受理、児童労働の搾取、児童労働の搾取、または、子どもまたはその親や法定保護者が同意を表明していることに関わらず、関連する国際基準に違反した養子縁組を意味する（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する、人、特に女性および児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（第 3 条（a）（b）および（c）を参照のこと）。

指針 11 (b) によれば、可能な場合には、区別されるべき売春の形態は、異性および同性の売春、および商業的または他の形態の売春、例えば、性的サービスの提供の目的での寺院や宗教指導者への子どもの引き渡し、性的奴隷、教員の性的指向による生徒の勧誘および子どもの家事労働者への性的搾取、を含む。

国家は、関連法およびもっとも関連する規定の表の形態において、**指針 13 (a)** に言及されている情報を提示することができる。

指針 13 (i) に記されている子どものオンブズマンおよび類似の制度の重要な役割は、2002 年の第 35 会期において採択された、「子どもの権利の促進および保護における独立した国家人権制度の役割」に関する一般的な性格を有する意見 No. 2 において委員会によって記されている。

上記第 IV 節に含まれている指針に対応して提供される情報は、とりわけ、連邦国家、従属領域およびまたは自治地域を有する国家並びに、その法秩序が宗教、部族または先住民

* 上記第 2 項を参照のこと；指針は項の番号と対応する。

の法を確認する国によってなされる報告において、軍に適用される法を含み、これら事項に権限を有するすべての管轄権の関連法に関する情報を含まなければならない。

指針 16 への回答、特に (b) 項は、そのような犯罪行為によって有罪となった成人に適用される刑罰と、それらを犯した未成年とを区別しなければならない。議定書第 3 条第 1 項は、締約国が、「少なくとも」列挙されている行為が、刑法または刑罰法規によって包含されていることを確実としなければならないと規定する；第 1 条に定められているより広範、一般的な義務は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止」することである。したがって、**指針 16 (e)** は、国の刑法または刑罰法規によって扱われる、子どもの売春または子どものポルノに関する、売買の他の形態、または他の行為または不作為についても示さなければならない。さらに、ある国家においては、ある特定の刑法が、子どもの売買、子どもの売春または子どものポルノを犯罪として明示的に禁止していないにもかかわらず、訴追するために用いられる。報告は、そのような犯罪行為について記さなければならない、子どもの売買、子どもの売春および/または子どものポルノへの適用について説明しなければならない。

指針 18 に言及されている法人とは、会社や他の事業、地方または地域の政府などで法的に認められた基金、組織および結社など、法人格を有する個人以外の団体である。

指針 19 における適用可能な国際的な法文書は、条約の第 20 および 21 条を含み、条約の第 2、3、6 および 12 条に確認されている一般原則；条約の第 21 条 (e) に含まれている義務に合致する適切な文書として委員会が考える、1993 年の国際的な養子縁組に関する子の保護および協力に関するハーグ条約；1967 年ヨーロッパ養子縁組条約 (CETS No. 58)；1990 年の子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章；1986 年に総会によって採択された、国内および国際的な里親の決定および養子縁組に特に関して、子どもの保護および福祉に関連する社会的法的原則宣言；および養子に関する二国間条約と併せて読まれる。子どもの権利条約の前文に記されている社会的法的原則は、上記に記されている条約の締約国でない国家を含み、すべての国家に適用される。

指針 27 に言及されている情報は、とりわけ、以下を含まなければならない：

(a) 子どもの被害者または子どもの証人の最善の利益が、子どもの売買、子どもの売春および子どものポルノに関する刑事司法事項における主要な配慮であることを定めたあらゆる法および他の法的基準；

(b) 売買、子どもの売春または子どものポルノの被害者とみなされる子どもの、そのような行為の犯罪行為者に対する捜査または法的手続きの間、警察または矯正施設、あるいは公的な子どもの福祉施設における保護的な管理における、収容に関する、あらゆる法または他の法的基準、手続きおよび実行、またそのような管理下におかれる子どもの数およびそのような捜査または手続き期間に関する情報で、可能であれば、年齢、性別および子どもの出身の構成要素に分類されたもの、また施設の性質および収容における期間に関するもの；

(c) 子どもが、最後の手段を例外として、自由をはく奪されない原則（条約第 37 条 (b) を参照）は、子どもの被害者または証人が、彼らの保護および刑事手続きにおける利用可能性を確実にするために、警察または矯正施設に、またきわめて例外的な状況を除いて、閉鎖された福祉施設にも拘禁されないことを意味する；

(d) 子どもの売買、子どもの売春または子どものポルノの犯罪行為者に対する捜査または法的手続きの間、親戚、里親、暫定的な里親または共同体に基づく組織での暫定的なケアにおける、売買、子どもの売春または子どものポルノの被害者と考えられる子どもの入所を可能とする、あらゆる法、手続きおよび慣行、および可能であれば、年齢、性別、子どもの出身地、ケアを提供する人の分類および入所の平均期間という構成要素に分類された、そのような場所に入所した子どもの数に関する情報；

(e) 子どもの売買、子どもの売春または子どものポルノの被害者の権利を確認して採用されたあらゆる法基準で、子どもの法的権利およびそのような搾取に関して、およびそのような手続きの範囲、時期および進捗状況並びに結果に関する刑事手続きにおける彼らの想定される役割を知らせるもの、および子どもにそのような通知を提供するために設立された実行および手続き；

(f) 子どもの売買、子どもの売春または子どものポルノの犠牲者が、自らの搾取に関する刑事手続きについて、自らの意見、ニーズおよび懸念を表明する権利を、および捜査官、検察官並びに他の関連当局が彼らの意見および懸念を考慮する義務を確認する、あらゆる法基準で採用されたもの；様々な年齢および出身の子どもの被害者の意見、ニーズおよび懸念を確実にするために、および関連する当局と意思疎通を行うために用いられる方法並びに手続き；および、そのような基準並びに手続きの履行において、なされた進展および、仮にある場合には、直面した障害に関する情報；

(g) 子どもの搾取に責任を有する者の刑事手続きの間、子どもの被害者に支援を提供するあらゆる計画およびサービス、責任を有する機関または組織の地理的な場所および

性質（公的、政府からの助成金を得た、または非政府）、提供されるサポートサービスの性質および適用範囲；受益者の年齢、性別、出身地および他の関連する特徴に関する入手可能なデータ；提供された支援の評価結果；利用可能なサービスの適用範囲、領域および質並びにそれらを拡大する計画に関する締約国の見解；

（h）議定書に言及されているあらゆる犯罪行為の被害者のプライバシーの権利を守りまた身元の開示を防止することを意図したあらゆる法または規則、および彼らのプライバシーを保護し、身元の開示を防止するために締約国によって取られた他の措置、またそのような法、規則および他の措置が効果的であるのか締約国の見解、またそうでなければ、その理由およびプライバシーの権利の保護を強化し身元の開示を防止するために有しているあらゆる計画；

（i）報復または脅迫の危険にさらされうる、売買、売春またはポルノの子どもの被害者の安全を確保とすために、またそのような危険を受けやすい家族および証人の安全を確保とすために実施された政策、手続き、計画、実施要綱並びにそのような措置が効果的であったのか締約国の見解およびそうでない場合には、その理由並びに、それらを強化し、修正または新しい補償措置を採用するために有している計画；および

（j）議定書に言及されている犯罪行為を含む事件の準備における、および子どもの被害者に補償を与える命令または法規の執行の、不必要な遅延を避けるために、権限を有する立法、行政または司法当局により採用された、あらゆる法律、規則、規律、指針または政策、またそのような事項の時宜にかなった解決に関して締約国の裁判所によって採用されうるあらゆる判例。

指針 28 に言及された情報は、とりわけ以下を含まなければならない：

（a）証明書が入手できない場合には、被害者の年齢を推測するために用いられる措置；

（b）被害者の年齢の証明の基準および、可能であれば、適用される法的な推定；

（c）子どもの年齢を決定する目的で調査を実行することに責任を有する機関または団体およびその目的で用いられる方法。

指針 28 に対応して提供される情報はまた、議定書に言及された犯罪行為の推定された被害者の年齢の決定における障害は、そのような実行に対して、法執行および子どもの効果

的な保護への実質的な障壁となりうるのか、またそうである場合には、その理由、また仮にあるのであれば、それらを克服するための締約国の計画または、そのような障害に対処する上で必要と考える行動について示さなければならない。提供される情報はまた、関連する場合には、締約国の領域内で、国民である子どもに対して行われた犯罪行為と、犯罪の被害者が締約国の国民でない場合または行為が他の国の領域内で行われた犯罪に区別されなければならない。

指針 29 および 30 に対して提供される情報は以下でなければならない：

(a) 締約国のすべての関連する管轄権の法律が、子どもの最善の利益が、議定書に規定されているあらゆる犯罪行為の被害者である子どもに対する、刑事司法制度によって提供される処遇における主要な配慮である、という要請を確認しているのか、また仮にそうでない場合には、関連する法律にこの原則を組み入れるために、どのような段階を、仮にあれば、締約国は取ってきたのかまたは取ることを計画しているのかについて示すこと；

(b) この文脈において、子どもの最善の利益がどのように定義されているのかに関する、あらゆる法律、指針、政策または判例および、個別の子どもの被害者の最善の利益を確定するために用いられる方法を記すこと。

(c) 子どもの意見を決定するために用いられる方法および、この文脈において子どもの最善の利益を確立する際にそのような意見に与えられる比重に関する、あらゆる法律、規則、指針、政策または判例を、とりわけ記すこと；

(d) さらに、子どもの被害者に、彼らの年齢および出身に馴染んだ言語で、彼らに影響を及ぼした犯罪行為、そのような捜査並びに手続きに関する彼らの権利、および彼らが有する選択肢または代替となる行動について、客観的な情報を提供するためにどのような措置が取られまたどのようなメカニズムと手続きが確立されてきたのかについて記すこと；

(e) 手続きにおいて証言を行うかあるいは参加するのかについての子どもの決定に関する年齢制限を含む、子どもに対する犯罪行為に関する刑事手続きに関してなされる決定に関して、子どもの法的資格に関する、あらゆる法律、規則、手続き、政策および判例を記すこと；そのような決定を子どもに代わって行う親または保護人の権限、および子どもの最善の利益を確保とするための暫定的な保護人の任命は、親または保護人が不在の場合、もしくは子どもの被害者および親または法廷保護人の間の想定される利益の対立の状況においては確認されまた尊重されなければならない；および

(f) 仮にある場合には、議定書に言及されている犯罪行為に関する刑事手続きにおける、子ども保護機関または子ども保護団体の役割を、とりわけ、そのような手続きにおける子どもの被害者または子どもの証人の最善の利益を擁護する際に担う役割について示すこと。

指針 31 の下で要請されている情報は、以下に関する詳細を示さなければならない、議定書に言及されている犯罪行為の捜査および/あるいは訴追に権限を有する機関および締約国の領域全土でこのような犯罪行為に権限を有する裁判所に関して、およびそのような機関の職員による子どもの被害者および証人への接触が、子どもに関する事件に特別に配属される職員に限定されているのか；子どもと接触する職員の採用または任命に適用される、子どもの権利および子どもの心理あるいは発達の教育に関するあらゆる特定の要件：あらゆる初歩的なまたは任務における訓練計画で、子どもおよびその監督者と接触する者に提供される、法的、心理学的および他の関連訓練で、子どもの被害者が、年齢、性別、出身および経験に敏感な処遇を受けることを確実にすることを意図した訓練、およびそのような訓練計画の内容および方法についての概略；並びに議定書に言及されている犯罪行為の被害者に対する、ケア、避難所および心理学的サービスを提供する機関または組織で、公的または民間のもの、並びに民間のサービス提供者の資格および訓練に関して適用される規則。

指針 32 に対して提供される情報は、子どもの売買、子どもの売春およびポルノ並びに関連する実行を防止するための取組に最も関与する、また、そのような実行の被害者への保護、リハビリテーションおよび類似のサービスの提供に最も関与する、公的または民間の機関および組織並びにネットワークについて示さなければならない：また上記の機関およびその構成員や職員の安全並びに保全への多大な攻撃または脅迫および、上記に記された種類の攻撃並びに脅迫の標的となっている個人または組織を保護するために締約国が採用した措置のタイプについて、またその様な脅迫または攻撃に対する警戒として採用された措置または政策を示すこと。

指針 33 の目的として、被告人の、公正かつ中立な公判の権利が、とりわけ、法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定される権利、防御の準備のために十分な便益を与えられること、および自己に不利な証言を尋問しまたはこれに対して訊問させることが、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 14 および 15 条に定められている権利として、考慮されなければならない。

指針 34 に対して提供される情報は、以下を含まなければならない：計画またはサービスの確認およびそれらを運営する機関または組織、それらの地理的な場所および提供されるサービスのタイプの記述；そのような支援を受ける子どもの数に関するデータで、受益者の年齢および性別の構成要素に分類されたもの、並びに被った虐待のタイプ、また支援が住民または非住民の基準によって提供されているのかについて；現存の計画によって提供される支援についてなされたあらゆる評価の結果および、仮にあれば、サービスと合致しない需要に関する情報；並びに現存の計画の能力を増やすためまたは提供されるサービスのタイプを拡大するために締約国が有するあらゆる計画と関連すると思われる他の情報。

指針 35 および議定書の第9条第3項に言及される社会復帰並びに心理的な回復における支援の権利は、子どもの権利条約の第8条第2項においても確認されている、身元関係事項を奪われた子どもの、身元関係事項を速やかに回復することの権利への支援を含む。

指針 36 に対して提供される情報は、以下を含まなければならない：

(a) 自国民ではないまたは国籍が不明であり、可能な程度で、年齢、性別、搾取のタイプおよび出身国に分類された、売買、子ども売春並びに子どもポルノの犠牲者として特定される子どもの数；

(b) 子どもの被害者の賠償並びに家族および共同体への再統合に関する締約国の政策で、それら政策が、子どもの最善の利益、子どもが自らの意見を考慮される権利、子どもの搾取に責任を有する者に対する刑事手続きへの子どもの参加、並びに復讐の危険からの保護および身体的心理的リハビリテーションの支援への子どもの権利等に対応している方法についても含むこと；

(c) このような搾取の形態の被害者であった子どもの帰還、彼らの身元を回復しあるいは家族の再定住における、および、社会復帰の他の形態に対立するものとして、子どもの家族または共同体への帰還の適切さの評価についての相互支援に関して、現存する他の国との法的または行政的協定；および

(d) このような搾取の形態の被害者で国民でない子ども、あるいは国籍が不明な子どもの社会復帰、身元並びに身体的および精神的回復への権利を守るうえでなされた進展および直面する障害に関する情報、また仮にあれば、直面した障害を克服するための計画についての情報。

指針 37 に対して提供される情報は、以下を含まなければならない：

(a) 賠償についての子どもの権利が、彼または彼女の搾取に責任を持つ者の刑事責任の発見に従属するのがあるいは条件づけられているのか；

(b) 子どもと、彼または彼女の親と利益の間で実際に、可能性としてまたは潜在的な対立がある場合に、同種の法的手続きの目的として子どもの保護者または代表の任命に関する手続きおよび基準；

(c) 子どもの売買、子どもの売春またはポルノに関係する事件または申し立ての自発的な解決に関する基準および手続き；

(d) 証拠の受理可能性または、子どもの犠牲者に関する証拠が提示された方法の範囲において、子どもが関与する事件と大人が関与する事件に適用される手続きの間に何らかの違いがあるのか；

(e) 議定書の第8条第1項(g)に従い、事件の管理に関する規則および指針が、子どもが関与する事件の解決における不当な遅延を避ける必要性を確認しているのか；

(f) 子どもが被害者である場合に、搾取のこのような形態への賠償の要求に適用される制限規定に何らかの違いがあるのか；

(g) 子どもが成人に達するまでの間に、子どもに付与される賠償金の使用、譲渡および保護に関する法の何らかの別段の特徴；

(h) 子どもの特別なニーズ、権利および脆弱性に、より敏感になることが予定されている、上記に言及された事件のタイプにおいて、子どもによって賠償が求められるために用いることができる、現存の手続きの他の別段の特徴；

(i) この指針の前項への回答において与えられる情報が、締約国の国民でない被害者にも適用可能であるのか、また国民でないまたは国民でない可能性のある被害者が、上述の搾取の形態にゆえに被害の賠償を得ることを予定して救済に等しくアクセスできることを確実にするために存在しうる特別の措置について；

(j) 委員会が、現存の救済措置および手続きがどのように実行されているのかを理解することを助ける、法的または行政的手続きあるいは公的団体により監督された解決の

結果として、同種の虐待のために子どもになされた判決の数および量に関するあらゆる情報；

(k) 締約国が、現存の救済措置および手続きが、損害の十分な賠償を得るために、搾取の上記の形態の犠牲者となった子どもの権利への十分な保護を提供していると考えているのか、またそうでない場合には、この権利の効果的な保護を強化する上でどのような改善または変化を考えているのか。

損害は、身体的または心理的な損害、感情的な苦しみ、精神的な重要性への偏見（例 名誉、評判、家族の絆、精神的な保全）、個人の権利の否定、財産の喪失、収入またはあらゆる損害の処遇において生じた他の経済的損失および出費、および犠牲者の権利になされたあらゆる損害を含む（国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の犠牲者への救済および補償の権利に関する基本原則および指針の原則 19 および 20 を参照のこと）。

第X章

移住労働者委員会

条約第 73 条の下、締約国によって提出された最初の報告の指針

序

1. すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約第 73 条は、締約国が、この条約の実施のために取った措置に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束すると規定する。委員会は、最初の報告の形式および内容に関して締約国に指示を与えるために次の指針に同意した。

2. これら指針の送付の時に最初の報告がすでに準備された締約国は、報告が本指針と合致した方法で用意されていないとしても、報告を完了し委員会に報告を提出できる。

A. 第 I 部. 一般的性質の情報

3. この部は、以下のとおりである：

(a) 条約の実施に適用される憲法上、立法上、司法上、行政上の枠組、および報告を行う締約国により加入された、移住の分野における、あらゆる二国間、地域的または多数国間条約について記すこと；

(b) 関係する締約国が関与する、移住の流れの特徴および性質に関する（移住、通過および出国）、可能な限り構成要素に分類された、量的および定性的な情報を提供すること；

(c) 報告国における条約の現実の実施に関して実際の状況を記し、条約の下、報告国の義務の履行に影響を及ぼす状況を示すこと；

(d) 条約の普及および促進のために締約国によって取られた措置に関して、および条約に含まれている権利を促進しおよび尊重するために市民社会との協力に関する情報を含めること。

B. 第 II 部. 条約の各条文に関する情報

4. この部は、条文の順番および各規定に従い、条約の報告国による実施に関する特定の情報を提供しなければならない。締約国の報告手続きを促進するために、情報は以下の通り条文のクラスターごとに提供することができる：

(a) 一般原則：

- ・ 第1条(1)、7：無差別
- ・ 第83条：効果的な救済の権利
- ・ 第84条：条約を実施する義務

(b) 条約の第Ⅲ部：すべての移住労働者およびその家族の人権

- ・ 第8条：
出身国も含めあらゆる国を自由に離れまた戻る権利
- ・ 第9、10条：
生命に対する権利；拷問の禁止；非人道的なまたは品位を傷つける取扱いの禁止
- ・ 第11条：
奴隷および強制労働の禁止
- ・ 第12、13および26条：
意見および表現の自由；思想、良心および宗教の自由；労働組合に加入する権利
- ・ 第14、15条：
私生活、住居、文書またはその他の通信への恣意的なもしくは不法な干渉の禁止；財産の恣意的な没収の禁止
- ・ 第16(§1-4)、17および24条：
自由および人の安全の権利；恣意的な逮捕および抑留に対する保護；法の前に人として認められること
- ・ 第16(§5-9)、18、19条：
手続的な保証の権利

- ・ 第 20 条：
契約上の義務の不履行のみを理由とした、拘留、居住の許可および/または就業の資格の
はく奪並びに追放の禁止

- ・ 第 21、22、23 条：
身分証明書および他の文書の没収および/または破棄からの保護；集团的追放からの保
護；領事または外交上の保護に訴える権利

- ・ 第 25、27、28 条：
以下の点に関する取扱いの平等の原則：報酬および他の労働条件および雇用条件；社会
補償；および緊急の医療ケアを受ける権利

- ・ 第 29、30、31 条：
移住労働者の子どもの氏名、出生登録および国籍の権利；取扱いの平等に基づく教育へ
のアクセス；移住労働者およびその家族の文化的独自性の尊重

- ・ 第 32、33 条：
出身国に、所得、貯蓄および個人の所持品を移送する権利；条約から生じる権利および
情報の普及について通知される権利

- (c) 条約第IV部：正式に登録されまたは正規な法的地位にある移住労働者およびその家
族の他の権利：
 - ・ 第 37 条：
出身国を離れる前に就業国の入国の条件および有給の活動に関する条件

 - ・ 第 38、39 条：
在留または就業の資格に影響を与えない一時出国の権利；就業国の領域における移動の
自由および居住地を選択する権利

 - ・ 第 40、41、42 条：
団体および労働組合を結成する権利；出身国の公共の事項に参加しその国の選挙の際に
選挙権および被選挙権を行使する権利；移住労働者のニーズを扱う手続きおよび制度並
びに就業国における政治的権利の可能な享受

- ・ 第 43、54、55 条：
以下に示される問題に関して、就業国の国民と平等に処遇される原則；解雇からの保護、失業手当および公的な労働計画へのアクセスおよび代替としての雇用に関する取扱いの平等；有給の活動の実行における取扱いの平等
- ・ 第 45 および 50 条：
移住労働者の家族の同居および移住労働者の再統合の保護；死亡または結婚の解消の結果
- ・ 第 45 および 53 条：
示された観点に関して、移住労働者の家族の取扱いの平等性の享受および地域の学校制度への移住労働者の子どもの統合を保証するために取られた措置；移住労働者の家族が有給の活動を自由に選択できる権利
- ・ 第 46、47、48 条：
特定の所持品に関して輸出入の税の免除；就業国から出身国または他の国への収入および貯蓄を送金する権利；課税および二重課税原則の回避
- ・ 第 51、52 条：
有給活動を自由に選択することが認められていない移住労働者の有給活動の終了の場合に代替となる雇用を探す権利；有給活動を自由に選択できる移住労働者の条件および制限
- ・ 第 49 および 56 条：
在留許可および有給活動に従事する許可；追放の一般的な禁止および条件

(d) **条約第V部**：特別の形態の移住労働者とその家族に適用される規定

締約国は、仮にある場合には、条約第 57 条から 63 条に示されている移住者の特別の範疇に採用される規定または措置を示さなければならない。

(e) **条約第VI部**：労働者とその家族の国際移住に関する健全、公正、人道的かつ合法的な条件の促進

締約国は、労働者およびその家族の国際移住に関する、健全、公正、人道的および合法的な条件の促進を確実にするために取られた措置を示さなければならない。とりわけ：

- ・ 第 65 条：
労働者およびその家族の国際移住に関する問題に対処する適切な事業の設立
- ・ 第 66 条：
他国で就労する労働者の募集のための許可された活動および団体
- ・ 第 67 条：
出身国への移住労働者および家族の、秩序をもって行われた帰還、再定住および文化的な再統合
- ・ 第 68 条：
不正規な法的地位にある移住労働者の不法または秘密裏の移動および終了の防止および根絶を目的とした措置
- ・ 第 69 条：
不正規な法的地位にある移住労働者が、締約国の領域内におけるその状況が持続しないことを確実にするために取られた措置および合法化の手続きにおいて考慮される事情
- ・ 第 70 条：
正規な法的地位にある移住労働者およびその家族の生活条件が、適切、安全、健康および人減の尊厳性の原則の基準を保持することを確実にするために取られた措置
- ・ 第 71 条：
死亡した移住労働者またはその家族の遺体の変換およびその死に関連する補償の事項

報告の提示

5. 報告書は、報告書に言及されている主要な法律および他の文書の十分な写しを伴っていなければならない（可能であれば、英語、フランス語またはスペイン語）。これらは委員会の委員に利用される。しかしながら、報告書の一般配布のために複写されないことが留意される。したがって、文書が報告書自体に実際に引用されていなかったりあるいは添付されていなかったりした場合には、報告書は、それらを参照せずとも理解される十分な情報を含まなければならない。

6. 締約国は、準備の指針案を含む、文書 HRI/MC/2004/3 に言及されている、共通の核となる文書と合わせて、すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約第 73 条に基づいて最初の報告書を提出できる。この選択肢は、2004 年 6 月 21—22 日にジュネーブで開催された第 3 回委員会間会合において奨励された（人権条約機関の議長の第 16 回会合報告、文書 A/59/254 を参照）。

7. 条約第 73 条の下の最初の報告書は、印刷されたハードコピーと併せて、電子形式で提出されなければならない（ディスク、CD-rom または電子メール）。報告は 120 頁を超過してはならない（A4 用紙、1.5 行間隔；タイムズニューローマンフォントで 12 ポイント）。

条約第 73 条の下、締約国により提出される定期報告書の指針

序

1. すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する条約第 73 条 (1) (a) は、条約の実施のために取った措置に関する報告を、委員会による検討のために、国際連合事務総長に提出することを約束すると規定する。その後、締約国は、第 73 条 (1) (b) に従い、5 年ごとおよび委員会が要請する時に、定期報告書を提出しなければならない。委員会は、締約国の定期報告の形式および内容に関して、締約国に指示を与えるために、最初の報告の指針に加えて以下の指針について合意した。

2. 報告制度の下での国家報告は、2 部により構成される：共通の核となる文書と条約固有の文書である。共通の核となる文書は、報告国、人権の保護および促進の一般的な枠組および調和された指針に従い、無差別および平等並びに効果的な救済措置に関する一般的な情報を含まなければならない (HRI/GEN/2/Rev.4)。

A. 移住労働者権利条約 (CMW) 固有の文書

3. CMW 固有の文書の下、締約国は以下に関連する情報を提供しなければならない：

(a) 締約国の以前の報告の最終所見において委員会により提起された問題を考慮した条約の実施；

(b) 移住労働者の権利の享受に影響を及ぼした法および実行の最近の進展。CMW 固有の文書は締約国の法律をたんに列挙したり記したりするのではなく、実際の履行に関して詳述しなければならない；

(c) 条約の普及および促進のために、並びに条約に含まれている権利を促進しまた尊重するために市民社会との協力について、また締約国の CMW 固有の文書の準備において締約国により取られた措置。

4. CMW 固有の文書は、以下の指示に従い、一般的な情報の部と特定の条文の部の 2 つの節に分けられなければならない。

B. 一般情報

5. 定期報告書のこの部において、締約国は、以下の分類に従い現在の報告時期に関連する更新された情報を提供しなければならない；この分類の下、報告する新しいことがない場合にはその様に記されなければならない：

(a) 締約国に影響を及ぼす、移民の移動の特徴および性質に関する構成要素に分類されたデータ（移民、通過および出国）。明確なデータがない場合には、締約国における移民の移動の動態性に関する概数を提供すること；

(b) 締約国の領域内での、親のいないまたは親と別れた移住の子どもの数に関するデータおよび統計；

(c) 締約国が条約の留保を撤回させる計画があるのかについてを含み、仮にあれば、条約を国家の移住法と調和させるために取られた措置；

(d) 本条約の実施に関連する人権条約または国際文書の署名、加入または批准；とりわけ、就労のための移住に関する ILO 第 97 号条約（1949 年）および移住労働者に関する ILO 第 143 号条約（1975 年）の批准に向けて取られた措置；

(e) 条約に含まれている、移住者およびその家族の権利の享受に関連する裁判所の判断；

(f) 条約の実施に影響を及ぼす法律のあらゆる変更；

(g) とりわけ庇護希望者および人身取引の被害者の特別な保護のニーズを確立するために、複雑な移民の流れに対処することを目的とした実施されている特別な手続き；この文脈で、条約第 3 条（d）に従い、国内の法律が、難民および/または無国籍者への条約の適用定めているのか示すこと；

(h) 移住に関する規定の違反を含み、抑留されている子どもの移住者が、他の大人と別に収容されることを確実とするために取られた措置および未成年の移住者の年齢を決定するために特別な措置が実施されているのか；抑留されている子どもの移住者の数に関するデータ；

(i) 親と一緒にないまたは親と離れている子どもの移住者への特別な利益に対処するための特別な計画；

(j) 家事労働者として雇用された者を含み、女性移住者の状況を監視するメカニズムを定めた法律および実行、並びに搾取や暴力から彼女たちを保護するための保障措置および補償について；

(k) 人身取引の被害者、特に女性と子どもを支援する手続き；

(l) 外国にいる移住者に対して締約国による支援を提供するために取られた措置；

(m) 締約国への帰還の際に移住者の再統合を促進するために取られた措置；

(n) 地域協定を含み、締約国が締結した、移住に関する多国間または二国間協定；

(o) 陸および海の国境地区における移住者の生命の損失を予防するために取られた取組、また他国との協力

(p) 非正規の状況において、移住者の秘密裏の移動および就業を予防するための措置。

C. 特別な規定

6. この部において提供される情報は、最初の報告指針に示されている通り条文のクラスターごとになされ (HRI/GEN/2/Rev.2/Add.1)、また報告の期間に移住労働者およびその家族による条約の権利の享受に向けて取られた進展について明確に言及しなければならない。条文において何か新しいことがない場合にはその様に記されなければならない。

7. 条文の各クラスターにおいて、締約国は以前の報告との関係で委員会によって採択された最終所見に関して取られた具体的な措置に関する情報を含まなければならない。

D. 他の条約固有の文書および ILO 条約の報告書への言及

8. 締約国が、CMW 固有の文書において、共通の核となる文書または他の条約固有の文書に含まれている情報に言及する場合には、そのような情報が含まれている、関連する項を明確に示さなければならない。

9. 同様に、締約国が、調和された指針の付属文書 2 に記載されているいずれかの ILO 条約の締約国であり、条約に確認されている権利に関連する、関係監視委員会に報告をす

に提出した場合には、情報を繰り返すよりもこれら報告の各部分に言及しまたそれを添付することもできる。

E. CMW 固有の文書の形式

10. 調和された指針の第 19 項において要請されているように、その後の定期文書は 40 頁以内でなければならない。頁は A 4 用紙、1.5 行間隔、また文書は 12 ポイントのタイムズニューローマンにフォーマットされなければならない。報告は、印刷されたハードコピーと併せて、電子形式で提出されなければならない（ディスク、CD-ROM、または電子メール）。

11. 報告書は、報告書に言及されている主要な法律およびその他の文書の十分な写しを伴っていなければならない（可能であれば、英語、フランス語またはスペイン語）。これらは委員会の委員に利用される。しかしながら、報告書の一般配布のために複製されないことが留意される。報告書はまた、特に締約国の外では容易に理解されないであろう国内の制度、組織、法などに言及する際には、文書に用いられているすべての略語の十分な説明を含まなければならない。